

の の い ち し
野々市市 2012»2021

第一次総合計画【中間見直し】

ともに創る^{つく}ともに育む^{はぐ}





の の い ち し 野々市市 2012»2021

第一次総合計画【中間見直し】





市章

旧野々市町、富奥村の合併5周年を記念して、昭和35年6月15日に制定されました。市章は、平仮名で“のの”を組み合わせ分銅を形成し、市の融和発展を象徴した簡潔清爽な意匠となっています。

市の花木

市の花木は椿（ツバキ）です。

（昭和49年6月19日選定）

椿には「野々市」という、本市の名称を冠した白にうすく朱鷺色^{と きいろ}がかかった美しい品種があります。

市の宣言

愛と和の都市宣言

昭和49年6月19日 決議

平和都市宣言

昭和59年3月19日 決議

ゆとり創造宣言

平成2年6月22日 決議

健康都市宣言

平成2年6月22日 決議

美しいまちづくり宣言

平成 9年9月19日 決議



絵画・写真展 最優秀賞作品「進化進行中 野々市市」

発刊のごあいさつ



平成23年11月11日、野々市市誕生の日。

小雨の降る中、開市式を終えた後、あらみや公園で記念植樹を行いました。

植樹をしたのは、市花木である椿と、桜。

今日降っているこの雨は、天や自然、あらゆるものが本市の誕生を祝福してくれている「恵みの雨」。

そう感じながら、椿と桜の苗木の根元に土を盛りました。

市制施行後、平成24年度からスタートした野々市市第一次総合計画では、“ともに創る ともに育む”人の和と、椿の持つ十の美德が生きるまちづくりをめざしました。

策定から5年が経過し、まちづくり基本条例の制定をはじめとする市民協働のまちづくりの土台が築かれ、少しずつ、協働の花が咲き始めているように思います。

本市の市花木であり、将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」にも掲げている椿。その種類は数千を超え、世界中のさまざまな場所で美しい花を咲かせます。

花の形の変化に富み、一重咲きから千重咲きまで、その咲き方もさまざまです。

さまざまな種類の椿が、さまざまな場所で花を咲かせるように、一人ひとりの市民が、それぞれの生活でいきいきと花を咲かせられるまち。

椿の花言葉「誇り」のように、住む場所、働く場所、学ぶ場所、活動の場所として、誇りをもつことができるまち。

植樹をした木々が成長していくように、この野々市市も、市民の皆さまとともに、そのようなまちへと成長していきたいと思っています。

あらみや公園の椿は、まだまだ若い木ではありますが、鮮やかな花やみずみずしい葉は生命力にあふれ、誕生して5年という本市の姿と重ね合わせることができます。

まだまだ若い本市が、この総合計画とともに伸びゆくさを感じ取ってください。

最後に、この計画を策定するにあたって、ご意見とご協力をいただいた多くの皆さまには、厚く感謝を申し上げます。

平成29年3月

野々市市長 栗 貴 章

野々市市第一次総合計画【中間見直し】

～ともに創る^{つく} ともに育む^{はぐく}～

目次

発刊のごあいさつ	3
野々市市第一次総合計画【中間見直し】の構成	8

基本構想

序章	10
第1節 野々市市第一次総合計画の中間見直し	10
野々市市第一次総合計画の中間見直し	10
第2節 計画中間年における現状の整理	11
1 人口の推移	11
2 意識調査	13
3 政策の進展状況	17
第3節 中間見直しの論点	20
中間見直しの論点	20
第1章	22
第1節 計画策定の趣旨(資料編206ページに収録)	22
第2節 野々市市のすがた(資料編209ページに収録)	22
第3節 将来都市像実現のために(資料編213ページに収録)	22
第4節 野々市市を取り巻く社会動向	23
野々市市を取り巻く社会動向	23
第5節 野々市市の課題	25
1 まちのイメージ	25
2 生活環境	26
3 産業と雇用	26
4 医療・福祉・保健	27
5 教育・文化芸術・スポーツ	27
6 市民参加	28
7 行財政運営	28

第6節	市民の想い(資料編216ページに収録)	28
第7節	将来の見通し	29
	1 目標人口	29
	2 土地利用の方針(資料編217ページに収録)	30
第8節	まちづくりの理念	31
	まちづくりの理念	31
第9節	将来都市像	32
	将来都市像	32
第10節	まちづくりの基本方針と基本目標	36
	1 人口の推移からみた、今後、重点的に取り組むべき政策	36
	2 意識調査からみた、今後、重点的に取り組むべき政策	36
	3 政策の進展状況からみた、今後、重点的に取り組むべき政策	37
	4 政策ごとのこれまでの取り組みと今後の方向性	38

後期基本計画

第2章	後期基本計画	56
第1節	後期基本計画の策定と実施にあたって	56
	1 後期基本計画の策定と実施にあたって	56
	2 市民協働の発展	59
第2節	施策の大綱	61
第3節	重点プロジェクト	63
	重点プロジェクトの考え方	63
	重点プロジェクトⅠ やってます!市民協働プロジェクト	65
	重点プロジェクトⅡ 応援します!産業づくりプロジェクト	67
	重点プロジェクトⅢ つくります!活躍の場所プロジェクト	68
第4節	後期基本計画	71
政策1	一人ひとりが担い手のまち 【市民生活】	73
	施策1:市民協働のまちづくり	74
	施策2:ふるさと意識の醸成と愛着心の向上	81
	施策3:多文化共生と国際・国内交流の充実	84
	施策4:思いやりのまちづくり	87

政策2	生涯健康 心のかよう福祉のまち【福祉・保健・医療】	91
	施策1:地域福祉社会の創造	92
	施策2:健康づくりの推進	94
	施策3:高齢者と障害のある方の福祉の推進	96
	施策4:子育て支援の推進	100
政策3	安心とぬくもりを感じるまち【安全安心】	105
	施策1:防災対策の充実	106
	施策2:消防と救急体制の充実	109
	施策3:交通安全対策の強化	111
	施策4:防犯対策の強化	112
	施策5:消費者の利益の保護	113
政策4	環境について考える人が住むまち【環境】	115
	施策1:環境負荷の少ない社会の構築	116
	施策2:生活環境の保全	121
	施策3:環境保全のために行動するひとづくり	124
政策5	みんながキャンパスライフを楽しむまち【生涯学習・教育】	125
	施策1:知・徳・体のバランスが取れた教育の充実	126
	施策2:家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり	129
	施策3:生涯学習社会の充実	133
	施策4:文化・スポーツ活動の充実	135
	施策5:文化の継承と創造と担い手の育成	137
政策6	野々市産の活気あふれるまち【産業振興】	139
	施策1:商工業の活性化	140
	施策2:農業の活性化	145
	施策3:勤労者福祉の充実	147
	施策4:観光資源の発掘	150
政策7	くらし充実 快適がゆきとどくまち【都市基盤】	153
	施策1:魅力ある街並み形成と住環境整備	154
	施策2:交通の円滑化と公共交通網の充実	158
	施策3:雨水排水対策の充実	161
	施策4:循環する水資源の適正利用	162
政策8	住み続けたい!をみんなの声でつくるまち【行財政運営】	165
	施策1:開かれた市政の推進	166
	施策2:人材育成の推進	172
	施策3:安定した行財政運営の推進	174

資料編

第1節	市の概要	182
1	市の概要	182
第2節	策定の経緯	188
1	策定体制	188
2	策定経過	189
第3節	総合計画審議会	190
1	会議概要	190
2	審議会委員名簿	191
3	野々市市総合計画審議会条例	192
4	野々市市総合計画審議会会則	193
5	野々市市総合計画審議会会議傍聴規則	194
6	野々市市総合計画審議会委員の公募に関する要綱	195
第4節	総合計画策定委員会	
1	総合計画策定委員会	196
2	総合計画策定委員会設置要綱	197
第5節	諮問・答申	198
1	諮問	198
2	答申	199
第6節	市民参画	200
1	意識調査	200
2	パブリックコメント	200
第7節	総合計画を支える分野別計画	201
第8節	基本構想の再掲	205
8-1節	計画策定の趣旨	206
8-2節	野々市市のすがた	209
8-3節	将来都市像実現のために	213
8-4節	市民の想い	216
8-5節	将来の見通し	217
第9節	用語の解説	218

野々市市第一次総合計画【中間見直し】の構成

この計画書は野々市市第一次総合計画が中間年を迎えたことから、本市の状況を整理し、必要な改訂をおこない、「中間見直し」版としてとりまとめたものです。

この計画書は「基本構想」と「基本計画」という2つの計画と「資料編」から構成されています。

また、本文中に※印が付いている用語については、資料編(218～226ページ)に用語の解説をしています。

【基本構想】

「基本構想」は、平成24年度から平成33年度までの10年間を展望し、めざすべき将来都市像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにする総合的、計画的なまちづくりの指針です。

序章では、中間見直しの趣旨を示し、人口の推移・市民と転出者の意識調査・政策の進展状況から現状を整理し、中間見直しの論点を明らかにしました。

第1章では、主に第4節、第5節、第7節、第9節、第10節を見直しました。

第4節では、本市を取り巻く社会動向を整理し、第5節では、前節までの内容を受けて、本市の課題を整理しました。

第7節では、目標人口を見直し、第9節では、将来都市像を実現するための市民協働の新たな考え方を示すとともに、将来都市像に掲げる「樁の持つ十の美德」と、「まちづくりの基本方針(政策)」とのつながりを整理しました。

また、第10節では、将来都市像を実現するためのまちづくりの基本方針(政策)について、これからの5年間で発展・充実させるものを整理しました。

【後期基本計画】

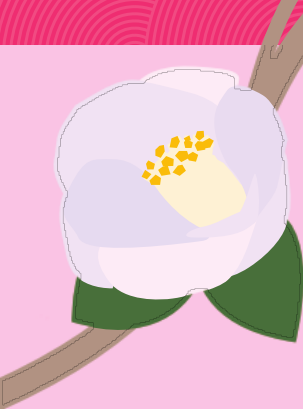
「後期基本計画」は、基本構想を受けて、まちづくりの将来都市像を達成するための基本的な施策の体系を示しています。

第1節では、施策の体系に沿って、これからの5年間で発展・充実させるものを示し、第2節では、8つの政策、32の施策、97の具体的施策を施策の大綱としてまとめました。

また、第3節には、施策群を横断的に実施し、施策群の進行を牽引する3つの重点プロジェクトを掲げ、第4節からは、97の具体的施策について、その詳細を示しています。

【資料編】

資料編には、この計画を作るために行ってきた取り組みの内容や、この計画を支える分野別計画のほか、用語解説をとりまとめています。



序章～第一章

基本構想



序章

野々市市

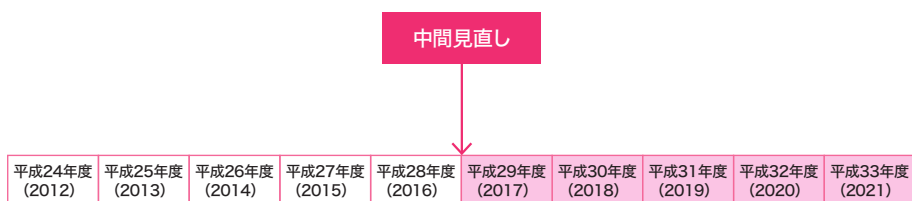
第1節

第一次総合計画の中間見直し

野々市市第一次総合計画の中間見直し

野々市市第一次総合計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間を展望した、本市のまちづくりの指針となる計画です。

10年間でめざすべき将来都市像や将来都市像を実現するための基本方針を定めた「基本構想」と、具体的な施策^{*}の体系を示した「基本計画」から構成しています。



基本構想10年

前期基本計画5年

後期基本計画5年

「基本構想」では、本市を取り巻く社会動向の変化に加え、平成33年度の目標人口として設定した54,000人を達成したことから、現在の本市の状況を整理し、「中間見直し」を行いました。

「基本計画」では、すべての施策の進捗の確認と、新たに取り組むべき施策の検討を行い、「後期基本計画」を策定しました。



序章

第2節

計画中間年における現状の整理

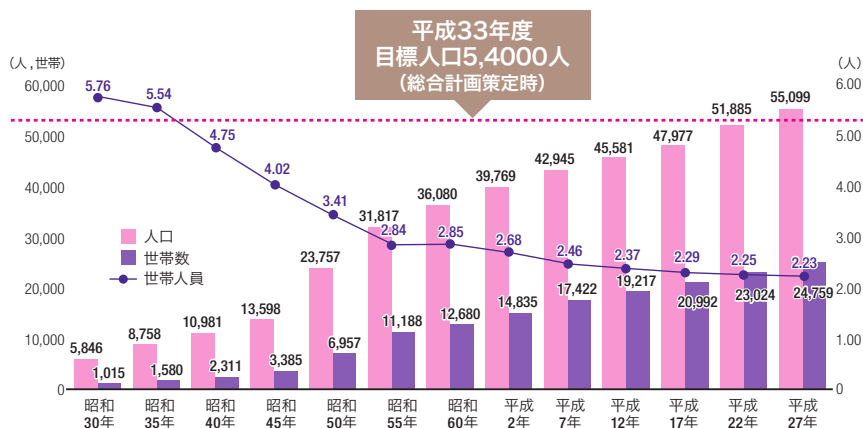
これまでの5年間で、まちづくりの基本方針（政策※）に基づいてまちづくりを進めた結果、人口の推移、市民の意識、政策の進展は次のようになりました。

1 人口の推移

平成27年国勢調査の結果、本市の人口は55,099人となり、平成22年から平成27年の5年間で、3,214人増加しました。

総合計画の目標年次である平成33年度の目標人口を54,000人としていましたが、これを上回る結果となりました。

世帯数は24,759世帯となり、平成22年から平成27年の5年間で、1,735世帯増加しました。



序章

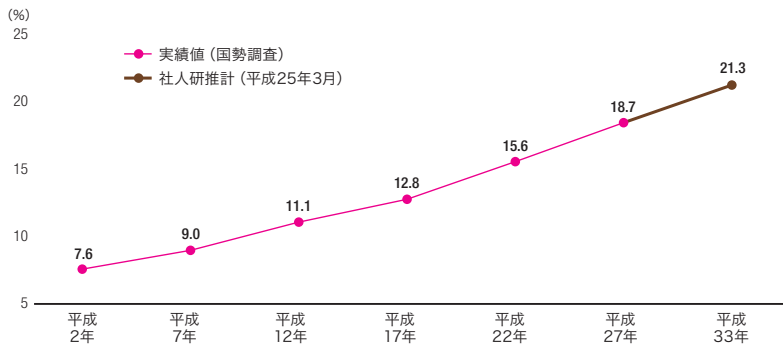
第2節

計画中間年における現状の整理

本市の高齢化率は、上昇を続けています。国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)の推計(平成25年3月)によると、平成33年には高齢化率が21%以上となり、超高齢社会※へ突入するとされています。

このことから、超高齢社会の本格的な到来に向けて、高齢者がいきいきと生活しやすいまちづくりの推進が重要となります。

○ 本市の高齢化率の推移 ○



▲ 寿大学「パソコン教室」

2 意識調査

本市での暮らしや協働※のまちづくりに対する市民と転出者の意識を把握するため、平成27年度に意識調査を実施しました。

	市民意識調査	転出者意識調査
調査対象者	本市市民(20歳以上) 1,000名(無作為抽出)	平成24年7月から平成27年6月末までに本市から転出した者 (各年6月末時点で18歳以上)1,000名(無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
実施期間	平成27年7月10日～8月14日	平成27年7月10日～8月14日
有効回答数	399件(40.4%)	220件(24.3%)

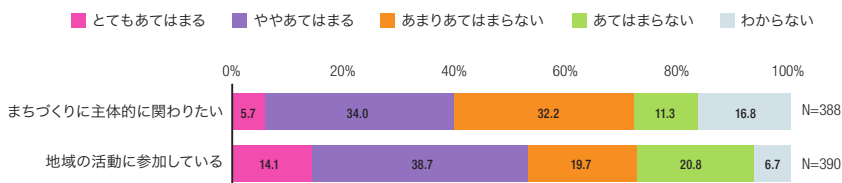
調査結果の概要は、次のとおりです。

市民協働のまちづくりは、道半ばであるといえます

「まちづくりに主体的に関わりたい」と考えている市民は39.7%にとどまっていますが、「地域の活動に参加している」と回答した市民は、52.8%にのびります。

市民協働の理念が広がり始め、積極的に協働事業に取り組む市民が、徐々に増加しています。

○ 自身の想いや取り組み ○



(市民意識調査より)



序章

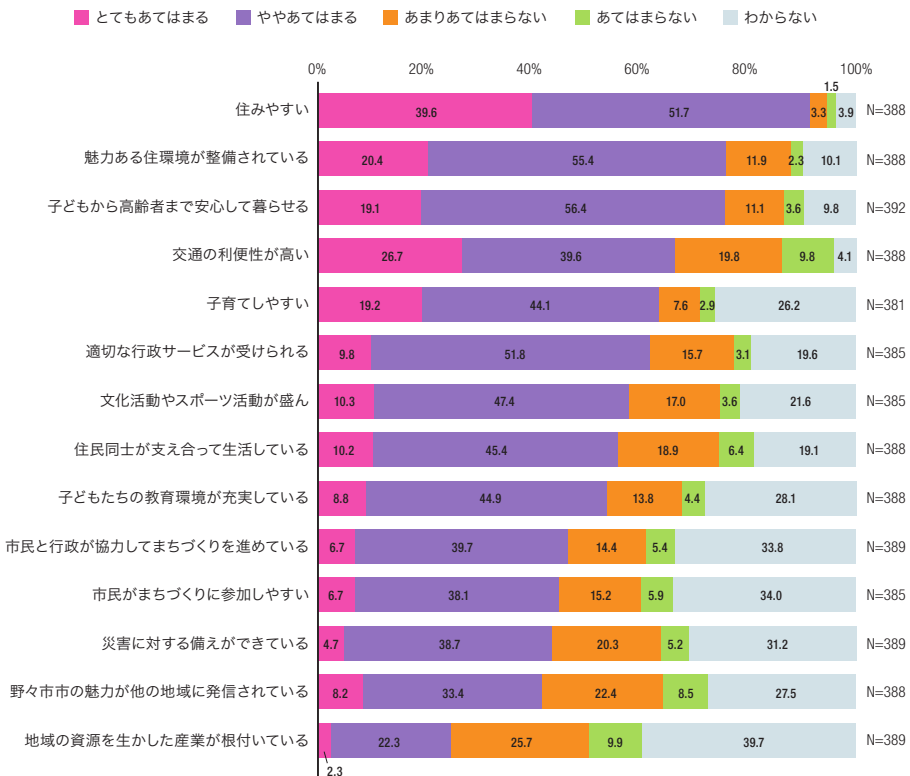
計画中間年における現状の整理

第2節

本市の魅力の発信力、ブランド力に磨きをかける必要があります

「地域の資源を生かした産業が根付いている」(24.6%)、「本市の魅力が他の地域に発信されている」(41.6%)と感じている市民は、多くないということがわかりました。

○ 自身の想いや取り組み ○



(市民意識調査より)

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計の数値が100%にならない場合があります。

本市のおすすめには、野々市じょんからまつりとおしゃれなお店があります

「本市のおすすめ場所や紹介するイベント」では、「野々市じょんからまつり」(33名)、「野々市市役所とその周辺」(23名)、「おしゃれなカフェや飲食店が多数ある」(22名)、「大小いろいろなお店があり買い物しやすい」(22名)といった回答が続きました。

○ 本市のおすすめ場所や紹介するイベント ○

前回 野々市町の紹介内容(上位5位)

No.	項目	回答数
1	金沢市の隣町(ベッドタウン)	13
2	金沢工業大学をはじめとして学園都市といわれるように学校が多くある町	7
3	歴史ある町	7
4	勸進帳で有名な富樫の館のあった町	6
5	豊かな町	6

(野々市町出身者アンケート調査(平成21年実施)より)

今回 野々市市のおすすめ場所や紹介するイベント

No.	項目	回答数
1	野々市じょんからまつり	33
2	野々市市役所とその周辺	23
3	おしゃれなカフェや飲食店が多数ある	22
4	大小いろいろなお店があり買い物しやすい	22
5	住みやすい街	12
6	公共施設(資料館・スポーツ等)	10
7	たくさんある公園	7
8	金沢工業大学・石川県立大学	7
9	交通の便が良い	7
9	のっティ	6
11	街の景観(桜並木、散歩道など)	6
12	椿まつり	4
13	虫送り等の伝統行事	3
14	カレーのチャンピオン	3
15	その他	6
16	特に何も無い	2
合計		173

(転出者意識調査より)

序章

第2節

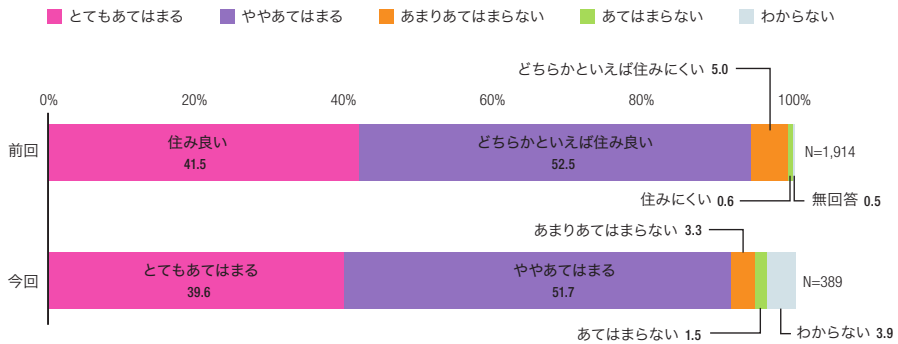
計画中間年における現状の整理

本市の強みは、暮らしやすい住環境といえます

「本市の印象」として、「住みやすい」(91.3%)、「魅力ある住環境が整備されている」(75.8%)と感じている市民が多くいることがわかりました。

平成21年に実施した「住民アンケート調査」と比較しても、いずれの調査でも半数以上の市民が「住みやすい」と感じており、「住みやすさ」が維持されていることがわかります。

○「住みやすい」の経年比較○



(市民意識調査より)

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計の数値が100%にならない場合があります。

3 政策の進展状況

8つの政策の進展を、第一次総合計画第五次実施計画を中心に施策ごとに評価したところ、以下の3つに大別されました。

- ・順調に進展しているもの
- ・おおむね順調に進展しているが、引き続き着実に取り組んでいく必要があるもの
- ・進展に遅れがみられたり拡充が必要であったりと、重点的に取り組んでいく必要があるもの



政策1 一人ひとりが担い手のまち 【市民生活】

政策1には4つの施策を掲げ、一人ひとりがまちづくりの担い手として、市民主体の特色あるまちづくりを進めてきました。

その結果、「施策1 市民協働のまちづくり」は、おおむね順調に進展しています。「施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上」、「施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実」、「施策4 思いやりのまちづくり」は、重点的に取り組んでいく必要があります。



政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち 【福祉・保健・医療】

政策2には4つの施策を掲げ、市民の健康づくりを進めてきました。

その結果、「施策1 地域福祉社会の創造」と「施策2 健康づくりの推進」は、おおむね順調に進展しています。「施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進」と「施策4 子育て支援の推進」は、重点的に取り組んでいく必要があります。

序章

計画中間年における現状の整理

第2節



政策3 安心とぬくもりを感じるまち 【安全安心】

政策3には「施策1 防災対策の充実」、「施策2 消防と救急体制の充実」、「施策3 交通安全対策の強化」、「施策4 防犯対策の強化」、「施策5 消費者の利益の保護」の5つの施策を掲げ、まちの安全性を高め、安全安心を感じられるまちづくりを進めてきました。

その結果、すべての施策が、おおむね順調に進展しています。



政策4 環境について考える人が住むまち 【環境】

政策4には3つの施策を掲げ、環境負荷※の少ない循環型社会※の構築を進めてきました。

その結果、「施策2 生活環境の保全」と「施策3 環境保全のために行動するひとづくり」は、おおむね順調に進展しています。「施策1 環境負荷の少ない社会の構築」は、引き続き着実に取り組んでいく必要があります。



政策5 みんながキャンパスライフを楽しむまち 【生涯学習・教育】

政策5には5つの施策を掲げ、生涯にわたって楽しみながら学ぶことができるまちづくりを進めてきました。

その結果、「施策4 文化・スポーツ活動の充実」と「施策5 文化の継承と創造と担い手の育成」は、おおむね順調に進展しています。「施策1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実」、「施策2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり」、「施策3 生涯学習※社会の充実」は、引き続き着実に取り組んでいく必要があります。



政策6 野々市産の活気あふれるまち 【産業振興】

政策6には4つの施策を掲げ、地域の特性を生かした産業の育成に取り組んできました。

その結果、「施策2 農業の活性化」、「施策3 勤労者福祉の充実」、「施策4 観光資源の発掘」は、おおむね順調に進展しています。「施策1 商工業の活性化」は、重点的に取り組んでいく必要があります。



政策7 くらし充実 快適がゆきとどくまち 【都市基盤】

政策7には「施策1 魅力ある街並み形成と住環境整備」、「施策2 交通の円滑化と公共交通網の充実」、「施策3 雨水排水対策の充実」、「施策4 循環する水資源の適正利用」の4つの施策を掲げ、安全で快適な都市基盤づくりを実施してきました。

その結果、すべての施策が、おおむね順調に進展しています。



政策8 住み続けたい!をみんなの声でつくるまち 【行財政運営】

政策8には3つの施策を掲げ、職務遂行能力が高く、開かれた、信頼される行政をめざしてきました。

その結果、「施策2 人材育成の推進」はおおむね順調に進展しています。「施策1 開かれた市政の推進」、「施策3 安定した行財政運営の推進」は、引き続き着実に取り組んでいく必要があります。

序章

第3節 中間見直しの論点

中間見直しの論点

この序章で本市の状況を整理したところ、その論点は、次の3点に集約できます。

1 人口の推移

平成27年国勢調査の結果、平成33年度の目標人口としていた54,000人を達成しました。

2 意識調査

市民や転出者を対象とした意識調査の結果、「市民協働のまちづくりは、道半ばである」などの課題が明らかになりました。

3 政策の進展状況

施策評価と事務事業※評価により、毎年、野々市市第一次総合計画に掲げるまちづくりの基本目標（施策）を評価してきた結果、主に次のような進展がありました。

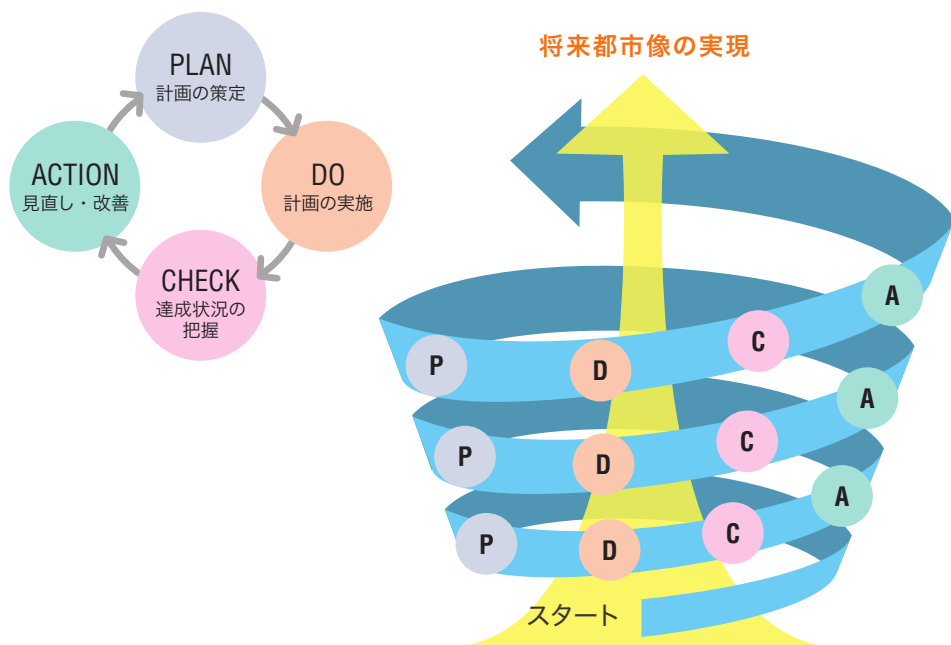
- まちづくり基本条例※の制定による市民協働の推進
- 野々市中央地区をはじめとする都市基盤の整備
- 野々市版地域包括ケアシステムの基盤の整備
- 富奥防災コミュニティセンターの整備
- 野々市北交番の整備
- 防災行政無線の整備
- 野々市市営墓地整備計画の策定
- 大学連携の拡充 など

本計画は、野々市市第一次総合計画の中間年を迎えるにあたり、本市を取り巻く社会動向や現在の本市の状況に対応するため、PDCAサイクルに従い、中間見直しを行ったものです。

野々市市第一次総合計画は、市制施行後のまちづくりの道標^{みちしるべ}として策定し(Plan=計画の策定)、平成24年度から計画に定める施策を実施してきました(Do=計画の実施)。

このたび、施策や政策の達成状況を把握することで(Check=達成状況の把握)見直しを行い(Action=見直し・改善)、野々市市第一次総合計画【中間見直し】として策定しました(Plan=計画の策定)。

このようにPDCAサイクルを繰り返し、良い点は継続や強化を図り、修正すべき点は改善を図ることで施策の内容を向上させ、将来都市像の確実な実現をめざします。



また、次章 第1章の各節の冒頭には、「中間見直しの視点」を記述しています。

これは、野々市市第一次総合計画【中間見直し】の策定にあたり、各節の見直しのポイントを整理したものです。

第1章

これらの節は、中間見直しにあたり内容を変更しないため、計画策定当初の内容を資料編に収録しています。

第1節 計画策定の趣旨 (資料編206ページに収録)

第2節 野々市市のすがた (資料編209ページに収録)

第3節 将来都市像実現のために (資料編213ページに収録)

第1章

第4節

野々市市を取り巻く社会動向

中間見直しの視点

本市を取り巻く社会動向は変化を続けており、その変化を各政策や施策に反映させるため、本市の現在の状況を整理します。

野々市市を取り巻く社会動向

平成27年国勢調査の結果で、我が国の人口は1億2,709万人となり、大正9年に調査を開始して以来、初めて人口が減少に転じ、本格的な人口減少時代を迎えています。

このことから国では、大都市に人口が集中し、地方の人口が減少する状況に歯止めをかけ、地域経済のにぎわいや活力を維持するため、「地方創生」の取り組みを進めています。

本市を取り巻くさまざまな社会動向

【国レベル】

- 日本全体の人口の減少に伴う地方創生の推進
- 一億総活躍社会の実現
- 女性の活躍推進
- 働き方改革 など

【県レベル】

- 北陸新幹線金沢開業
- 石川県長期構想の策定 など

【広域レベル】

- 連携中枢都市圏*の形成 など

【本市レベル】

- まちづくり基本条例の制定
- 野々市中央地区整備事業による新図書館、新中央公民館の整備着手
- 新たな土地区画整理事業*の推進 など



第1章

第 4 節 野々市市を取り巻く社会動向

こういった社会動向を背景に、地方分権※時代において、地域の特性を生かした特色ある自立※型地域づくりの重要性がますます高まっています。

本市でも、本市の強みを最大限に生かしたまちづくりを推進し、将来的な人口減少への対応や、現在のにぎわいの維持に取り組んでいく必要があります。



▲北陸新幹線金沢開業



▲連携中枢都市圏の形成



▲野々市中央地区の文化交流拠点施設「学びの杜のいち カレード」

第5節 野々市市の課題

中間見直しの視点

序章第2節で、人口の推移、意識調査、政策の進展状況を確認しました。
これから明らかになった本市の課題を、7つの分野ごとに整理します。

序章第2節で現在の本市の状況を整理したところ、第一次総合計画を実施してから5年が経過した本市の現状について、次のような課題があげられます。

1 まちのイメージ

意識調査の結果では、「本市のおすすめ場所や紹介するイベント」として、商業施設や飲食店をあげる声がありました。また、半数以上の市民が「住みやすい」「魅力ある住環境が整備されている」と感じており、日常生活を送る上での快適な住環境、都市基盤が整っているといえます。

商業施設や飲食店、大学を中心に人が集い、交流が生まれているという状況は、本市の強みであるといえます。

一方、産業の育成や本市の魅力の発信には、伸びしろがあると感じている声があります。

良質な住環境を維持しながら、本市の強みを生かしてブランド力と市民の本市への愛着を高め、一層のイメージアップを図る必要があります。



第1章

第5節 野々市市の課題

2 生活環境

平穏な日々の生活の中では、災害や事故、トラブルへの危機意識が薄らぎやすくなります。

市民一人ひとりが、万が一災害が起きた際にも適切に対応できるように、また、事故やトラブルに巻き込まれないようにするために、日頃の備えと危機意識を持つことの重要性を伝えていくことが大切です。

進行する高齢化への対応や、安心して子育てができる環境の整備を進めるとともに、次代を担う子どもたちのために現在の環境を守っていく必要があり、地球環境保護といったグローバルな視点を持つことも必要です。

3 産業と雇用

意識調査の結果から、地域の資源を生かした産業の育成や、本市の魅力の発信についての強化が求められていることがわかりました。

地域経済の発展やにぎわいの維持のためには、魅力ある企業の育成と、地場産業活性化のための新たな産業の創出が重要です。

企業活動を支援し、新たな産業が創出されやすい環境を整備していく必要があります。

地域の資源を生かした産業を根付かせると同時に、本市のさまざまな魅力を「野々市ブランド」として認定することで視覚化し、本市の魅力を戦略的に発信していく仕組みの構築が必要です。



4 医療・福祉・保健

すべての市民が健康であり続けることができるよう、病気になっても介護が必要になっても、自分らしい生活を継続して送ることができるよう、市民の健康を支えるための施策の充実が必要です。

市民の利便性の向上のためには、包括的にサービスを提供できる体制の構築も必要です。

このまちで生まれ、育ち、一生を過ごすことのできる地域福祉のまちづくりをめざすにあたり、発達段階や年齢、ライフステージに応じたサービスを切れ目なく提供していくことも重要です。

健康づくりの主役は市民一人ひとりのため、健康への意識を高めるための啓発※を推進するとともに、専門機関や近隣自治体との連携を図りながら、健康で、あるいは病気になっても介護が必要になっても安心して過ごすことのできる環境を整備します。

5 教育・文化芸術・スポーツ

家庭、地域、学校の連携のもと、地域全体で学び続けることができる「キャンパスシティ」を実現するための取り組みが必要です。

小中学校については、基礎学力を身につけると同時に、自分たちの住む地域について知り、学ぶことにより、本市への愛着を^{はぐく}みます。

文化、芸術、スポーツについては、活動の充実と継続のため、各団体の育成を図ります。

野々市中央地区に整備する文化交流拠点施設（新図書館）と地域中心交流拠点施設（新中央公民館）を、活動の場、学習の場、交流と発信の場として活用することで、市民主体の活動を促進し、本市独自の生涯学習や教育を推進します。

第1章

第5節 野々市市の課題

6 市民参加

意識調査では、市民協働のまちづくりについて、現在、半数程度の市民が携わっているとの結果が得られました。

本市には、町内会やボランティア団体、大学など、さまざまな魅力や強みを持つ主体がそれぞれに分野でまちづくりに携わり、市民協働のまちづくりを進めています。

一方、活動に参加する人が決まっていたり、活動を継続していける仕組みが整っていなかったりといった課題があります。

まちづくりの理念を広め、共有し、市全体で市民協働のまちづくりに取り組んでいくための仕掛けづくりが必要です。

7 行財政運営

本市の財政状況は、財政力指数や自主財源比率が比較的高く、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率※、将来負担比率※）は、いずれも健全な状態に保たれています。

しかし、地方財政は国の財政政策や景気動向に大きく左右されることが多く、また、今後は、野々市中央地区整備事業や土地区画整理事業、公共施設等の修繕や改築への多額の支出が見込まれます。

歳出全般の効率化、財源配分の選択と重点化、行政改革の推進により、財政の健全化に向けた努力を継続していく必要があります。

同時に、国や県の取り組み、社会動向に充分対応しながらも、特色ある自立型地域づくりを進めていくことが重要です。市民協働のまちづくりや本市の魅力を生かした地域づくりを進めるためには、関係機関や部署との連携と、職員の意識改革が求められます。

第6節 市民の想い（資料編216ページに収録）

この節は、中間見直しにあたり内容を変更しないため、計画策定当初の内容を資料編に収録しています。

第7節 将来の見通し

中間見直しの視点

総合計画策定時には、計画の目標年次である平成33年度の目標人口を54,000人としていましたが、平成27年国勢調査でこの目標を達成したため、目標人口を見直します。

1 目標人口

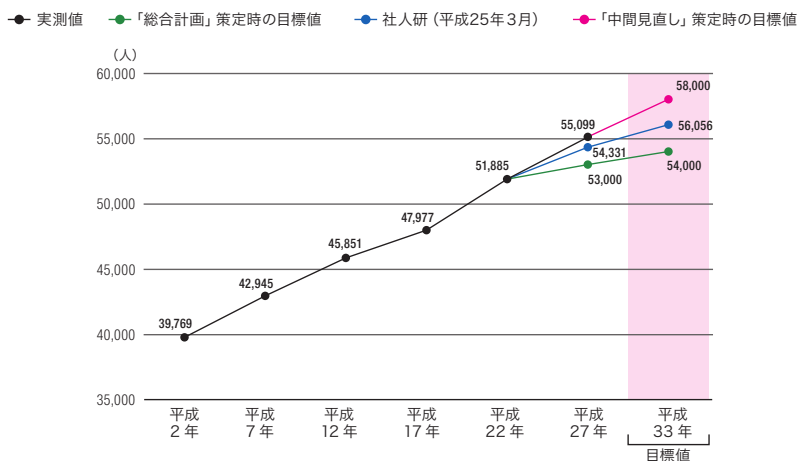
人口は、まちづくりの基本的な要素であり、地域活力の基礎となるものです。

本市の人口は、全国的に少子高齢化※が進展するなか、社人研が発表した推計（平成25年3月）では、増加傾向が続くものと予測されています。

実際に、平成27年国勢調査の結果では本市の人口は55,099人となり、社人研の推計値を超える人口増加となりました。

これからの5年間は、人口や高齢化率の推移から、人口増加以上に年齢3区分別人口の構成を意識し、市民が豊かに暮らしていけるように施策を展開していきます。

また、総合計画策定時には目標年次である平成33年度の人口を54,000人としていましたが、**58,000人**に見直します。

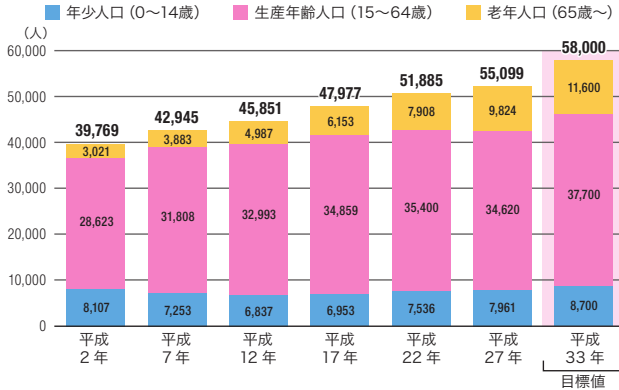


第1章

第7節 将来の見通し

年齢3区分別人口を見ると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が横ばいで推移し、老年人口(65歳以上)が増加しています。

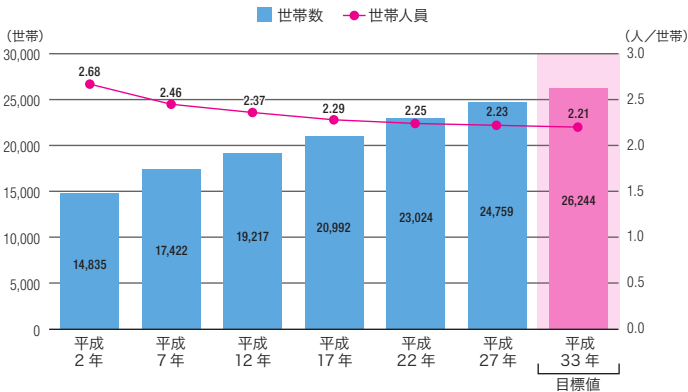
本市においても、高齢化が進行することが予想されます。



※平成2年～27年の年齢3区分人口の和は、統計上の年齢不詳を除いているため、各年の総人口とは一致しません。

(国勢調査(各年10月1日現在)より)

世帯数は人口とともに増加傾向にあり、一世帯あたりの人員は減少していますが、戸建て住宅の増加や子育て支援などの施策の推進により、減少傾向は緩やかになると予想されます。



(国勢調査(各年10月1日現在)より)

2 土地利用の方針(資料編217ページに収録)

この項目は、中間見直しにあたり内容を変更しないため、計画策定当初の内容を資料編に収録しています。

第1章

第8節

まちづくりの理念

まちづくりの理念

本市のまちづくりの普遍的な理念は“愛と和の市民憲章”に定められています。

本市に住む私たちは、いつでもこの理念を心に留め、この市民憲章の実践に努めます。

愛と和の市民憲章（昭和55年11月3日制定）

遥かに霊峰白山を仰ぐ野々市市は、古くから加賀の中心として栄えたところです。

わたくしたちは、この恵まれた自然環境と歴史・文化・産業の豊かなまちに住むことを大きな誇りとし、限りなく平和で繁栄することを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 郷土を愛し、緑ゆたかな住みよいまちをつくりましょう。
- 伝統を重んじ、教育文化の香り高いまちをつくりましょう。
- 健康を増進し、活気みなぎる明るいまちをつくりましょう。
- 勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かいまちをつくりましょう。
- 秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかなまちをつくりましょう。

第1章

第9節 将来都市像

中間見直しの視点

総合計画策定時に定めた将来都市像の実現に向け、本市がめざすべき目標を改めて確認します。

また、将来都市像を実現するための市民協働の新たな考え方を示すとともに、将来都市像に掲げる「椿の持つ十の美徳」と、「まちづくりの基本方針(政策)」とのつながりを整理します。

将来都市像

野々市市第一次総合計画では、まちづくりの理念である“愛と和の市民憲章”をふまえ、本市の歴史の上にも関わりが深い椿をまちづくりの象徴とし、花をヒトに、葉をモノに、そして枝を知識や情報になぞらえ、これらが和となる総合的なまちづくりを進めたいという思いから、将来都市像を次のように定めました。

ひととわ つばき じゅつ とく い 人の和で 椿十徳 生きるまち

私たちが住む野々市市は、穏やかな地形に恵まれ、活気あふれるまちに成長することができました。しかし、穏やかで活気あふれるまちであっても、大勢の人たちの知恵や力の和がなければ、地域社会は成り立ちません。すべての市民が、本市の花木である椿が持つ十の美徳と共に、人の和を尊重し、市民の知恵と力を結集することができている、そんなまちになりたいと思います。

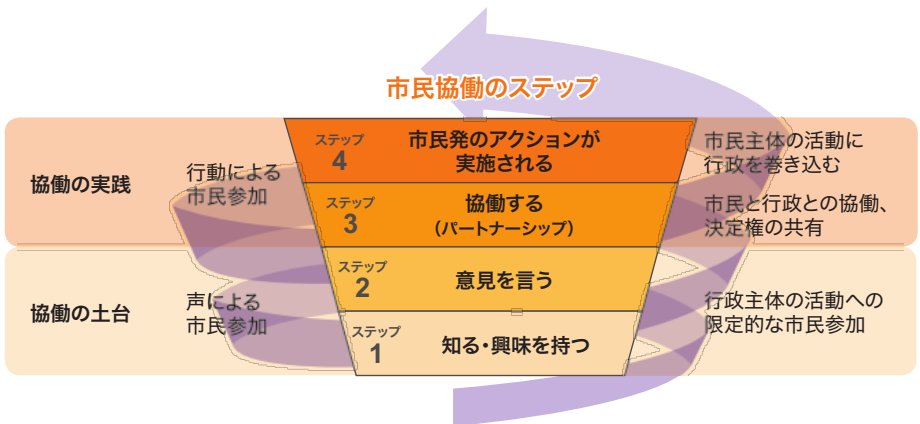
この将来都市像には、“ここがいい”ではなく“ここがいい”と思えるまちづくりを、“住んでみたい”“住み続けたい”と考えてもらえるまちを、そして、“住み心地一番のまち”になりたいという想いを込めています。



本市は、将来都市像を実現するため、ともに創り、ともに育む、市民協働のまちづくりを進めています。

これまでの5年間では、まちづくり基本条例の制定や、市民協働によるまちづくり推進指針の策定などにより、市民協働のまちづくりの理念や方向性を明確にし、その土台を築きました。

これからの5年間では、まちづくりの主役である市民とともに協働の実践を積み重ね、「市民協働のステップ」の力により、将来都市像の実現をめざします。



「ステップ1 知る・興味を持つ」を協働の入口とし、「ステップ4 市民発のアクションが実施される」を、最も実践的な協働と位置づけました。

「市政に興味を持ち、情報を得る」「市が実施する事業に参加する、意見を言う」といった限定的な市民参加から、「市民と行政がまちづくりのパートナーとしてつながり、市民発の取り組みを進める」といった、行動による市民参加をめざします。



第1章

第9節 将来都市像

椿の持つ十の美德を備えた市民が、まちづくりの基本方針(政策)に沿って創り上げたこのまちで、誇りと愛着を持って暮らしている、そのようなまちづくりを進めたいという想いを込めています。

椿には、次のような十の美德があり、これを「椿の十徳」といいます。

椿の十徳

- ①不老の徳
年月を経ても老衰の様子を見せない
- ②公德を守る徳
落葉しないから木の下は汚れない
- ③相互一致の徳
接ぎ木をすれば容易に合着し、互いに別個の新種を作る
- ④謙遜の徳
藪蔭に生えて春に花容勝絶、人は庭内に移植したいと思う
- ⑤清浄の徳
水清き土地によく生育する
- ⑥矜持の徳
プライドを失なわぬ徳
- ⑦常緑不変の徳
葉は常に濃緑で緑色に輝いている
- ⑧操節を守る徳
霜枯れがなく、花蕾は春に備えて日毎に膨らむ営みを休まない
- ⑨奉仕の徳
毎年花が咲き、栽培者の労に報いて奉仕の心を発揮する
- ⑩厚生の徳
椿油は灯油や食油に用いられ、頭皮や皮膚への栄養にも適し、木材として椿炭、家具、日用品などの木工素材にも適している



政策1【市民生活】

一人ひとりが担い手のまち

政策2【福祉・保健・医療】

生涯健康

心のかよう福祉のまち

政策3【安全安心】

安心とぬくもりを感じるまち

政策4【環境】

環境について考える人が住むまち



**政策5【生涯学習・教育】**

みんながキャンパスライフを楽しむまち

政策6【産業振興】

野々市産の活気あふれるまち

政策7【都市基盤】

くらし充実
快適がゆきとどくまち

政策8【行財政運営】

住み続けたい！をみんなの声で
つくるまち

「まちづくりの基本方針（政策）」と将来都市像に掲げる
「椿の十徳」には、次のように、つながりを持たせています。

①不老の徳

生涯にわたって健康な人々が住むまち

②公德を守る徳

美しいふるさとを守り伝える人が住むまち

③相互一致の徳

接ぎ木をすると新種を作る椿のように、
新しい野々市産を産み出す人が住むまち

④謙遜の徳

お互いを尊重しながら主体的に行動する人の和が
広がるまち

⑤清浄の徳

暮らしやすい街並みが整ったまち

⑥矜持の徳

みんなの声を集めてつくる、誇りあふれるまち

⑦常緑不変の徳

常に緑色に輝いている椿の葉のように、いつまでも
学び続ける人たちが住むまち

⑧操節を守る徳

安全安心のために日毎の備えを怠らない人々が住むまち

⑨奉仕の徳

地域をもっと元気にしようがんばる人々を応援するまち

⑩厚生の徳

産業が発展し活気あふれ、安心して働くことのできる
まち

さあ！

市民と行政で
つながり「椿の十徳」
に込めた思いを
広げて一緒に
未来へ進む
新しい5年間の
スタートだ……！



第1章

まちづくりの基本方針と 基本目標

第10節

中間見直しの視点

将来都市像を実現するためのまちづくりの基本方針(政策)について、人口の推移、意識調査、政策の進展状況から、これからの5年間で発展・充実させる政策を整理しました。

将来都市像を実現するための政策として8つのまちづくりの基本方針と、政策を達成するための施策として32のまちづくりの基本目標を設定しています。

人口の推移、意識調査、政策の進展状況から、これからの5年間で発展、充実させる政策を次のとおりにまとめます。

1 人口の推移からみた、今後、重点的に取り組むべき政策

第一次総合計画に掲げた各施策を着実に実行してきた結果、これまでの5年間は、ゆるやかな人口増加を維持することができました。

ゆるやかな人口増加と年齢3区分別人口の構成を意識し、次の政策を重点的に取り組みます。

・市民とともに協働の実践を積み重ねる 【政策1】

・仕事と子育てを両立しやすい環境を整える 【政策2・政策6】

・健康寿命を延ばし、かがやき続けられる環境を整える 【政策1・政策2・政策5】

2 意識調査からみた、今後、重点的に取り組むべき政策

意識調査の結果、次の政策を重点的に取り組みます。

・市民協働のまちづくりの理念を共有し、具体的な活動を展開する 【政策1】

・産業を創出し、ブランド力を高める 【政策6】

・暮らしやすい住環境を維持する 【政策2・政策5】

3 政策の進展状況からみた、今後、重点的に取り組むべき政策

第一次総合計画第五次実施計画や新規施策の調査から、各政策の進展状況と今後の取り組みを確認した結果、次の政策を重点的に取り組みます。

・市民連携の拠点を活用し、各団体の活動や連携事業を促進する	【政策1】
・結婚から妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を充実する	【政策2】
・住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、地域での支え合い体制を強化する	【政策2】
・定住化志向が高まる生活環境を整える	【政策4】
・地域の特性を生かした産業を育成する	【政策6】

これらを総合し、これからの5年間では、以下の4政策を発展させ、4政策を充実させます。



第1章

まちづくりの基本方針と 基本目標

第10節

4 政策ごとのこれまでの取り組みと今後の方向性

ここまでで整理してきたこれまでの5年間の取り組み、課題、今後の方向性について、改めて、政策ごとにまとめます。

政策1 一人ひとりが担い手のまち 【市民生活】

本市が持つ個性に磨きをかけ、市民主体の特色のあるまちをめざして、一人ひとりがまちづくりの担い手としてその魅力をアピールすることにより、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちをつくります。

○ まちづくりの基本目標 ○

- 施策1 市民協働のまちづくり
- 施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上
- 施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実
- 施策4 思いやりのまちづくり



これまでの5年間の取り組み

「市民協働のまちづくり」「ふるさと意識の醸成と愛着心の向上」「多文化共生と国際・国内交流の充実」「思いやりのまちづくり」の4つの施策を掲げ、一人ひとりがまちづくりの担い手として、市民が主役のまちづくりを進めてきました。

平成26年にまちづくり基本条例を制定し、市民協働のまちづくりの土台を築きました。具体的な市民協働のまちづくりを推進する提案型協働事業では、本市の課題の解決や本市の魅力を生かしたまちづくりの方策について、市民から積極的に提案がなされています。

行政主導のまちづくりから前進し、市民や町内会、大学、NPO、企業などと行政がお互いの役割を果たす、市民協働のまちづくりが動き始めました。

また、思いやりのある地域社会の実現のためには、一人ひとりの意識が大切です。男女共同参画^{*}や人権、平和への意識について、市民一人ひとりの意識の向上を促進するための取り組みを実施しました。

今後の課題

これまでに実施してきた提案型協働事業に参加している団体以外にも、ボランティア団体、町内会、大学、NPO、企業など、さまざまな魅力と強みを持つ主体が、それぞれの分野でまちづくりに携わっています。

それぞれの活動への支援や協力をを行うとともに、それぞれの活動が継続され、まちづくりの理念とともに活動が広がり、市全体で市民協働への取り組みを活性化させていくための仕組みづくりが必要です。

課題解決のための方策・今後の方向性

平成31年度に開館予定の地域中心交流拠点施設（新中央公民館）には、市民団体交流ゾーンや打ち合わせコーナーを設けます。

この地域中心交流拠点施設（新中央公民館）の活用により、市民や町内会、大学、NPO※、企業などの相互交流、情報共有、連携を進め、市民協働の活動の拠点とすることで、市民協働のまちづくりの理念を共有し、市民協働のまちづくりを実践していきます。

まちづくりの担い手として市民協働のまちづくりに主体的に携わる市民を増やすことで、市民の本市への誇りや愛着を高め、市内外へ、本市の魅力をアピールしていきます。



▲ 提案型協働事業から生まれた椿クッキー



▲ 本町2丁目の「2丁目カフェ」

第1章

まちづくりの基本方針と 基本目標

第10節

政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち 【福祉・保健・医療】

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、市民のこころとからだの健康づくりへの支援をはじめ、地域の絆を大切に、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる、心のかよう地域福祉社会を創造します。

○ まちづくりの基本目標 ○

- 施策1 地域福祉社会の創造
- 施策2 健康づくりの推進
- 施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進
- 施策4 子育て支援の推進



これまでの5年間の取り組み

「地域福祉社会の創造」「健康づくりの推進」「高齢者と障害のある方の福祉の推進」「子育て支援の推進」の4つの施策を掲げ、子育て世代の方、高齢者、障害のある方、それぞれのニーズに応じた健康づくりを進めてきました。

町内会の地域支え合いマップの作成が進み、地域ボランティアの人数も増加するなど、共に支え合う地域福祉社会づくりが進んでいます。

また、健康に地域で暮らしていくための取り組みとして、予防接種や健康診査、筋力アップトレーニングなどの介護予防^{*}を実施しました。

高齢者や障害のある方が安心して地域で暮らしていくためには、気軽に相談できる場が必要です。地域包括支援センターや福祉事務所など、各部署の窓口で相談に応じています。

子育て支援の推進では、妊産婦の健康診査、乳児の全戸訪問、保育施設の整備、放課後子ども教室の実施など、子どもの成長段階に応じた取り組みを実施しています。

今後の課題

誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健や医療といった環境を整備することに加え、こころとからだの健康を維持していくための市民一人ひとりの意識の醸成、地域での支え合いの重要性に対する市民の理解が必要です。

また、市民の利便性の向上のため、包括的にサービスを提供できる体制の構築が課題となっています。

特に、結婚から妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を包括的に行う体制、高齢者がいつまでも健康で暮らしていけるための包括的な支援をする体制の構築が求められます。

課題解決のための方策・今後の方向性

少子高齢化や核家族^{*}化といった家族構成の変化、ライフスタイル^{*}の変化などによる、市民のニーズやサービス量の変化を予測し、適切に対応できる体制を整えていく必要があります。

子どもの成長に合わせ、ライフステージに応じてきめ細かに子どもをサポートする野々市版ネウボラ^{*}の構築に取り組むとともに、高齢者が安心して地域で暮らしていくために、支え合い体制の強化を促進する野々市版地域包括ケアシステムを構築します。



▲ 子育て支援センター「もぐもぐ教室」



▲ 地域包括ケアシステム構築のためのワークショップ

第1章

まちづくりの基本方針と 基本目標

第10節

政策3 安心とぬくもりを感じるまち 【安全安心】

地域ぐるみで、地震や風水害などの自然災害に対する防災機能の向上を図るとともに、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高め、市民が安全と安心を手に入れることができ、ぬくもりを感じることでできるまちをつくります。

○ まちづくりの基本目標 ○

- 施策1 防災対策の充実
- 施策2 消防と救急体制の充実
- 施策3 交通安全対策の強化
- 施策4 防犯対策の強化
- 施策5 消費者の利益の保護



これまでの5年間の取り組み

「防災対策の充実」「消防と救急体制の充実」「交通安全対策の強化」「防犯対策の強化」「消費者の利益の保護」の5つの施策を掲げ、まちの安全性を高め、安全安心を感じられるまちづくりを進めてきました。

前触れなく発生する災害には、日頃の備えが重要です。自主防災組織^{*}や地域防災リーダーは増加し、住宅や避難所となる公共施設の耐震化も進み、地域防災力は確実に向上していると考えられます。

交通事故や街頭犯罪^{*}は、誰にも身近に起こりうる問題です。事故や犯罪に対する危機意識向上のため、交通安全や街頭犯罪抑止のための取り組みを促進します。

消費者トラブルは、近年、社会情勢の変化に応じて複雑、巧妙化しています。市民が消費者トラブルに巻き込まれないようにするためには、情報の発信や相談体制の充実が必要であり、消費生活相談会を開催し、消費者の安全の確保を図っています。

今後の課題

平穏な日々の生活の中では、危機意識が薄らぎやすくなります。

前触れなく発生する災害時に、市民一人ひとりが適切に対応できるよう、日頃の備えと危機意識を持つことの重要性を伝えていかなければいけません。

通信サービスに関連した消費者トラブルが増加していることから、誰もがトラブルに巻き込まれる可能性があり、消費者トラブルに対する意識を深めていく必要があります。

課題解決のための方策・今後の方向性

安心とぬくもりを感じるまちづくりのためには、行政による環境や体制の整備も必要ですが、一番大切なことは、市民一人ひとりの意識です。

「自分の手で、自分や家族、財産を守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の高揚のための取り組みを促進します。

通信サービスに関連した消費者トラブルが増加しているといった傾向をふまえ、特に通信機器の利用率が高い若年者への啓発や教育を充実させていきます。



▲ 総合防災訓練



▲ 消費者月間のパネル展示による啓発活動

第1章

まちづくりの基本方針と 基本目標

第10節

政策4 環境について考える人が住むまち 【環境】

市民一人ひとりが地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対する意識を高め、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然である田園の環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができるようまちづくりを進めます。

○ まちづくりの基本目標 ○

施策1 環境負荷の少ない社会の構築

施策2 生活環境の保全

施策3 環境保全のために行動するひとづくり



これまでの5年間の取り組み

「環境負荷の少ない社会の構築」「生活環境の保全」「環境保全のために行動するひとづくり」の3つの施策を掲げ、環境負荷の少ない循環型社会の構築を進めてきました。

環境ボランティアや環境教育に参加する市民は増加しており、環境保全意識が高まっています。

また、良質な住環境の“ふるさと野々市”として安心して住み続けられるよう、公営墓地公園の整備のための計画を策定しました。

今後の課題

町内会のごみ集積所へ違反ごみが出されたり、町内会や子ども会、市のエコステーションでのリサイクルが可能な資源の収集量が減少したりしています。また、事業所から出されるごみも、年々増加しています。

市民の環境保全意識が高まっている一方、ごみの減量化や正しいごみの出し方、分け方につながないという課題があります。

課題解決のための方策・今後の方向性

これから制定、策定する環境基本条例や環境基本計画をもとに、環境の保全のためにできることを市民に広め、ごみの減量化や適正処理をめざします。

また、公営墓地公園の整備に向けて、公衆衛生の確保とともに周辺で生活する市民への理解を十分に得ながら、計画を推進していきます。

環境負荷の少ない循環型社会の構築のためには、市民一人ひとりの意識と行動が欠かせません。市民一人ひとりの意識と行動のもと、循環型社会の構築をめざし、市民が住み続けたいと思える環境を守り、伝えていきます。



▲ エコステーション



▲ まちぐるみ美化清掃

第1章

まちづくりの基本方針と 基本目標

第10節

政策5 みんながキャンパスライフを楽しむまち 【生涯学習・教育】

工業系、生物資源環境系、生涯学習系の3校の大学※を有する本市において、本来の大学構内(キャンパス)だけではなく、まち全体をキャンパスに見立て、生涯にわたって楽しみながら学ぶことのできるキャンパスシティをめざしていきます。

学校教育、特に義務教育を生涯学習の基盤となる基本的な知識、技術、学ぶ意欲を育成する場と位置づけ、未来の野々市市を担う“ののいちっ子”の生きる力の育成に向けて、家庭、地域、学校が一体となり教育力の向上に取り組みます。

また、生涯学習活動の充実や生涯スポーツ振興などの学びを通じて、新たなつながりができ、そして生きがいや心の豊かさを実感できる地域社会をつくります。

○ まちづくりの基本目標 ○

施策1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実

施策2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり

施策3 生涯学習社会の充実

施策4 文化・スポーツ活動の充実

施策5 文化の継承と創造と担い手の育成



これまでの5年間の取り組み

「知・徳・体のバランスが取れた教育の充実」「家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり」「生涯学習社会の充実」「文化・スポーツ活動の充実」「文化の継承と創造と担い手の育成」の5つの施策を掲げ、生涯にわたって楽しみながら学ぶことのできるまちづくりを進めてきました。

学校教育では、英語教育や情報教育の推進による教育環境の充実を進め、また、地域に根ざした学校づくり、ふるさと教育を進めています。

施設整備の面では、平成26年9月に小学校給食センターの供用を開始しました。食育※推進のための見学通路や食育ホールも設置され、給食の提供の場としてだけでなく、食育の拠点としても活用しています。

文化・スポーツの分野では、美術展の出品数やニュースポーツ※大会の参加人数が増加するなど、市民が積極的に生涯学習活動に参加しています。

今後の課題

家庭、地域、学校の連携のもと、地域全体で学び続けることができる、キャンパスシティを実現するための取り組みを促進します。

青少年ボランティアや家庭教育サポーターの人数、地区公民館の自主サークル数、施設利用者数には伸びしろがあることから、市民の自発的な活動、市民主体の活動を一層活性化させていくための取り組みが必要です。

課題解決のための方策・今後の方向性

平成29年11月に開館予定の文化交流拠点施設「学びの杜のいち カレード」には、図書館機能に加え、生涯学習機能を備えます。また、平成31年4月に開館予定の地域中心交流拠点施設（新中央公民館）には、市民団体交流ゾーンや打ち合わせコーナーといった、市民連携機能を備えます。

これらを、活動の場、活動を深めるための学習の場、活動を広めるための交流の場として活用していくことで、本市独自の生涯学習や教育を推進していきます。



▲野々市デジタル資料館



▲わら工作の会

第1章

まちづくりの基本方針と 基本目標

第10節

政策6 野々市産の活気あふれるまち【産業振興】

地域の特性を生かした産業間または、農と商工、産学官※の連携により、農業や地場産業の育成を図ります。

また、まちににぎわいをもたらす市街地の活性化対策などを進め、就業の場の確保と経済活動を活発化することによって、キラリと光る人とにぎわいがあふれるまちをめざします。

○ まちづくりの基本目標 ○

- 施策1 商工業の活性化
- 施策2 農業の活性化
- 施策3 勤労者福祉の充実
- 施策4 観光資源の発掘



これまでの5年間の取り組み

「商工業の活性化」「農業の活性化」「勤労者福祉の充実」「観光資源の発掘」の4つの施策を掲げ、地域の特性を生かした産業の育成に取り組んできました。

平成26年には本市の観光事業の振興と地域物産の販売促進を目的に、野々市市観光物産協会が設立されました。市役所庁舎に展示コーナーを設け、野々市市の観光物産に関する情報を、広く発信しています。市の魅力と情報発信には、知名度の高い市公式キャラクター「のっティ」を多角的に活用しています。地域特産加工品は、補助事業を活用し、普及を促進しています。

今後の課題

商工業の活性化のためには、既存産業のさらなる活性化と、新たな産業の創出が重要です。

すでにある中小企業と大学との共同研究への補助や、若手経営者、管理者の養成のための措置といった各種制度を広く利用してもらうための取り組みが必要です。

さらに、今後の地域経済をけん引するような新たな産業の創出や育成が求められています。

野々市ブランドの確立に向けては、魅力ある特産品や商品の掘り起こし、野々市ブランドとしての認定体制の整備が必要です。

課題解決のための方策・今後の方向性

野々市らしい新しい産業の創出をめざし、関係機関とのネットワークを生かし、企業などへの支援体制の整備に取り組みます。

野々市市観光物産協会を中心に、特産品の開発や販売の促進を強化することで、野々市ブランドの確立を促進します。

これらの取り組みについて、市内に立地する「いしかわ大学連携インキュベータ i-BIRD[®]」や、連携協定を締結[※]する市内外の大学など、産学官での連携を軸に取り組みます。

商工業活性化のための各種制度を活用してもらうために、利用しやすい制度の検討や周知方法の検討を進めます。



▲野々市市観光物産協会展示コーナー



▲ののいち里まち倶楽部によるガイド

第1章

まちづくりの基本方針と 基本目標

第10節

政策7 くらし充実 快適がゆきとどくまち 【都市基盤】

今後も増加すると見込まれる人口に対応するため、必要な宅地開発を進めるとともに、ゆとりのある住環境の形成に取り組み、コンパクトな本市であるからこそできる、野々市らしい安全と快適さが行き届くまちづくりをめざします。

また、市内外の移動や交流に役立つ交通網や各種都市施設の充実を図り、魅力ある住みよいまちをつくります。

○ まちづくりの基本目標 ○

- 施策1 魅力ある街並み形成と住環境整備
- 施策2 交通の円滑化と公共交通網の充実
- 施策3 雨水排水対策の充実
- 施策4 循環する水資源の適正利用



これまでの5年間の取り組み

「魅力ある街並み形成と住環境整備」「交通の円滑化と公共交通網の充実」「雨水排水対策の充実」「循環する水資源の適正利用」の4つの施策を掲げ、安全で快適な都市基盤づくりを実施してきました。

平成26年3月に野々市中央地区土地利用構想を策定し、石川県立養護学校跡地と旧役場周辺の土地利用についての方針を定めました。

北西部土地区画整理事業も進み、子育て世代の居住環境の充実などを目的とした「つばきの郷住宅」も建設しました。

コミュニティバス※“のっティ”は、平成28年1月に利用者が200万人を超えました。運行を開始してから10年以上が経過し、市民の利便性を高めるためにルートや時刻の改正を重ね、地域の足として親しまれています。

今後の課題

野々市中央地区整備事業や土地区画整理事業に向けて、安心して居住する区域、都市としての機能的な区域、それらをつなぐ公共交通網を立地適正化計画により明確にし、「野々市版コンパクトシティ」の実現をめざします。

課題解決のための方策・今後の方向性

野々市中央地区土地利用構想に基づき、石川県立養護学校跡地には新市立図書館を中心とした文化交流拠点施設を、旧役場周辺には新中央公民館を中心とした地域中心交流拠点施設を整備します。

中林地区と西部中央地区は、土地区画整理事業に合わせ、都市計画道路※や都市公園の整備を推進していきます。

道路や水道などの都市基盤、市営住宅などは、計画的に管理していくことで長寿命化を図り、また、アダプトプログラム※や道路への愛称の募集を進めることで、都市基盤を通じた本市への市民の愛着を高めます。



▲コミュニティバス「のっティ」



▲市営つばきの郷住宅

第1章

まちづくりの基本方針と 基本目標

第10節

政策8 住み続けたい!をみんなの声でつくるまち 【行財政運営】

地方分権の進展により、自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることが、これまで以上に強く求められています。

適切な組織づくりを行うとともに、情報技術を活用した効率的な事務を行い、企画力や職務遂行能力の高い職員を育成し、その能力を最大限に活用していきます。

また、行政情報の公開や提供に努め、市民との協働の理念に基づく、開かれた信頼される行政経営を推進します。

○ まちづくりの基本目標 ○

施策1 開かれた市政の推進

施策2 人材育成の推進

施策3 安定した行財政運営の推進



これまでの5年間の取り組み

「開かれた市政の推進」「人材育成の推進」「安定した行財政運営の推進」の3つの施策を掲げ、職務遂行能力が高く、開かれた、信頼される行政をめざしてきました。

平成28年1月からは、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まりました。マイナンバー制度は、市役所など行政の窓口での手続きを簡素化し、市民サービスの一層の向上をめざす制度です。

平成28年3月には、石川中央都市圏の4市2町(金沢市、白山市、かほく市、津幡町、内灘町、野々市市)による連携中枢都市圏が形成され、広域で行政サービス※を拡充していく体制が整いました。

今後の課題

マイナンバーカードの普及に伴い、窓口での手続きが大きく変わる可能性があります。窓口サービスのあり方が変われば、行政サービス自体のあり方も変わる可能性があり、行政サービスを取り巻く変化へ柔軟に対応し、市民サービスの向上を図る必要があります。

情報通信技術の進展により、あらゆるモノがネットワークにつながり、そこで生まれるデータを活用して新しいサービスを創造するIoTやビッグデータの時代へ変化をしており、データを活用する方策を検討する必要があります。

安定した行財政運営の推進には、安定した財源の確保が欠かせません。これまでも市税徴収率の向上に取り組んできましたが、安定した財源の確保の検討が必要です。

課題解決のための方策・今後の方向性

野々市市行政改革大綱(第6次)と連動させながら、限られた資源を活用した、効率的な行財政運営を進めます。また、安定した財源の拡充のため、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングを推進します。

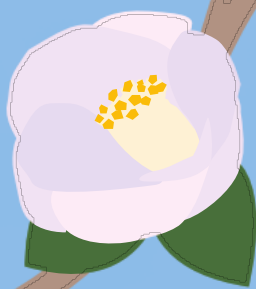
マイナンバーカードの普及に伴う窓口での手続きの変化に対応していくため、今後の窓口サービスのあり方を検討します。窓口サービスや行政サービスのあり方の変化、市民協働のまちづくりの推進にあたり、市職員の意識改革を推進します。

市内に大学が集積しているという本市の強みを生かし、データを活用した新たな価値を生み出すための方策の研究を推進します。

石川中央都市圏においては、防災、交通、医療、子育て、文化、観光など、さまざまな分野での具体的な連携事業を促進します。



▲広域観光「石川線まち歩きクーポン」で訪れる喜多家住宅



第二章

後期基本計画



第2章

後期基本計画の策定と実施にあたって

第1節

1 後期基本計画の策定と実施にあたって

前期基本計画の実施期間であるこれまでの5年間では、8つの政策（まちづくりの基本方針）と、32の施策群（まちづくりの基本目標）、88の具体的施策に取り組んできました。

序章 第2節で、前期基本計画期間の人口の推移、意識調査、政策の進展状況から、本市の現状を整理しました。また、第1章 第10節では、これまでの取り組みや本市の課題を整理し、これからの5年間で発展、充実させる政策を、次のとおりにまとめました。



後期基本計画では、政策1（市民生活）、政策2（福祉・保健・医療）、政策4（環境）、政策6（産業振興）に新規施策を追加し、または、新たな重点プロジェクトを設定することにより、まちづくりを発展させます。

また、政策3（安全安心）、政策5（生涯学習・教育）、政策7（都市基盤）、政策8（行財政運営）についても、新規施策を追加し、成果指標、施策を実現する手段を見直し、充実させます。

後期基本計画は、前期基本計画に掲げた88の具体的施策に、新たに9の施策を加えた97の具体的施策を推進することとし、改めて将来都市像の実現に向けて取り組みます。

なお、前期基本計画に掲げた88の具体的施策を、PDCAサイクルに基づく見直しにより、発展、充実させた後期基本計画の具体的施策の一覧は、次のとおりです。

野々市市第一次総合計画【中間見直し】後期基本計画 施策一覧

	施策数 32	具体的施策数 97(前期88+9)	見直した施策の数 56				
政策	施策	後期基本計画 具体的施策	主な見直し内容及び摘要	施策を 取り巻く環境	成果指標	施策を 実現する手段	市民協働への 取り組み
1 一人ひとりが担い手のまち 【市民生活】	1.市民協働のまちづくり	1.市民協働意識の醸成					
		2.市民参加の仕組みづくり	まちづくり基本条例策定完了に伴う見直し	○	○	○	○
		3.まちづくり活動の支援	まちづくり基本条例策定完了に伴う見直し		○	○	
		4.コミュニティ活動の活性化	文言の見直し	○			○
		5.大学連携の推進と地域参加	協定締結大学数達成に伴う見直し	○	○	○	○
		6.ユビキタスネットワーク社会の実現	マイナンバー制度等による状況変化に伴う施策の見直し		○	○	○
		7.市民協働の拠点づくり	新規施策	○	○	○	○
	2.ふるさと意識の醸成と 愛着心の向上	1.伝統行事の後継者育成					
		2.ふるさと野々市での定住促進	新規施策	○	○	○	○
		3.野々市への移住促進	新規施策	○	○	○	○
	3.多文化共生と国際・ 国内交流の充実	1.多文化共生の推進					
		2.児童生徒の異文化体験					
		3.国際交流と国内交流の充実	姉妹都市提携30周年記念事業の検討を追記	○		○	
	4.思いやりのまちづくり	1.男女共同参画の意識づくり	文言の見直し	○			
		2.人権意識の高揚	人権教育・啓発行動計画の策定を追記		○	○	
		3.平和意識の向上	文言の見直し	○			
2 生涯健康 心のかよう福祉のまち 【福祉・保健・医療】	1.地域福祉社会の創造	1.共に支え合う地域福祉社会づくり	生活保護関係施策を追記、次期地域福祉計画・地域福祉行動計画の策定		○	○	
		2.みんなで支え合う社会保障制度の推進	ジェネリック医薬品差額通知を追記			○	○
	2.健康づくりの推進	1.こころとからだの健康づくり	喫煙対策を追記	○			
		2.良質な地域医療の提供	連携中枢都市圏小児科広域運営推進を追記	○			
	3.高齢者と障害のある方の 福祉の推進	1.高齢者への生活支援	文言の見直し、成果指標の見直し	○	○		
		2.安心して暮らせる高齢社会	地域包括ケアシステム構築を追記	○	○	○	
		3.いきいきとした高齢期の実現	成果指標の錯誤による修正		○		
		4.障害のある方の生活支援	成果指標の拡充	○	○	○	
	4.子育て支援の推進	1.子どもを産み育てやすい環境づくり	成果指標の拡充		○		
		2.子育て支援体制づくり	発達相談センター設置を追記			○	○
		3.子どもの人権の尊重					
		4.子育てを楽しみ喜べる社会づくり	成果指標の拡充	○	○	○	○
		5.結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	新規施策	○	○	○	○
3 安心とぬくもりを感じるまち 【安全安心】	1.防災対策の充実	1.地域防災力の強化	業務継続計画の策定を追記		○	○	○
		2.避難所や住宅の耐震化促進	施策名変更 住宅耐震化助成を追記	○	○		
		3.ライフライン等の強化	新規施策	○	○	○	○
	2.消防と救急体制の充実	1.地域消防の強化	土庫防災の拡充・地下道安全度向上を追記	○	○	○	○
		2.避難場所、防災用備蓄の充実	文言の見直し				○
	3.交通安全対策の強化	1.交通安全対策の強化	歩道改良の延長を追記	○	○		
	4.防犯対策の強化	1.防犯対策の強化	成果指標の拡充		○	○	
	5.消費者の利益の保護	1.消費者の安全安心の確保 2.消費者教育の充実	文言の見直し	○			○
4 環境について考える人が住むまち 【環境】	1.環境負荷の少ない 社会の構築	1.環境の保全の推進	成果指標の見直し		○	○	
		2.地球温暖化対策の推進	制度の廃止による施策の見直し		○	○	○
		3.自然環境の保全	成果指標の拡充		○		
		4.ごみ減量、資源リサイクルの推進	文言の見直し				○
		5.廃棄物の適正処理	災害廃棄物処理計画策定完了に伴う修正			○	
	2.生活環境の保全	1.快適な生活環境の確保	成果指標の拡充		○		
		2.持続的な地下水の保全と利用の調和	成果指標の修正	○	○	○	
		3.墓地の確保	新たな公営墓地整備に向けた文言の見直し				
	3.環境保全のために 行動するひとづくり	1.環境教育の充実	成果指標の拡充		○		

(次ページに続く)

第2章

野々市市第一次総合計画【中間見直し】後期基本計画 施策一覧

	施策数 32	具体的施策数 97(前期88+9)	見直した施策の数 56				
政策	施策	後期基本計画 具体的施策	主な見直し内容及び摘要	施策を 取り巻く環境	成果指標	施策を 実現する手段	市民協働への 取り組み
5 みんながキャンパスライフを 楽しむまち【生涯学習・教育】	1.知・徳・体のバランスが 取れた教育の充実	1.確かな学力をはぐくむ教育の推進	成果指標の拡充		○	○	
		2.豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	成果指標の拡充		○		
	2.家庭、地域、学校の 連携強化と開かれた 学校づくり	3.健やかな体をはぐくむ教育の推進	文言の見直し				○
		1.地域に根ざした学校づくり	成果指標の拡充	○	○	○	○
		2.時代の変化に適合した学校環境づくり	小学校給食センター完成に伴う成果指標の修正	○	○	○	○
		3.青少年の健全育成	成果指標の拡充		○		
	3.生涯学習社会の充実	4.学び合う、支え合う地域社会づくり	成果指標の拡充		○		○
		1.社会教育の充実	新図書館整備等に伴う成果指標の拡充	○	○	○	○
	4.文化・スポーツ活動の充実	2.生涯スポーツの普及と振興	文言の見直し				
		1.市民文化・市民芸術の活性化	文言の見直し				
2.スポーツ団体の育成と体育施設の整備		施策名変更 体育施設改修・整備等の検討を追記	○		○		
5.文化の継承と創造と 担い手の育成		1.文化財と文化資産の活用	成果指標の拡充		○		○
	2.ののちの歴史再発見	成果指標の拡充	○	○	○		
	6 野々市産の活気あふれるまち 【産業振興】	1.商工業の活性化	1.地域資源を生かした産業の活性化	施策6-1-2、6-1-4へ施策分割			○
2.経営体質や基盤の強化			施策名変更 施策6-1-1から施策分割による充実		○	○	
3.交流人口の拡大に伴う商工業の活性化			施策名変更 文言の見直し				○
4.次世代産業の育成			新規施策	○	○	○	○
5.起業・創業希望者への支援と産学連携の支援			新規施策	○	○	○	○
2.農業の活性化		1.魅力ある農産物の生産と地産地消の推進	成果指標の拡充	○	○	○	
		2.各種関係団体との連携による農業振興	成果指標の拡充		○		○
3.勤労者福祉の充実		1.就労環境の推進と余暇活動の支援	成果指標の拡充	○	○		○
		2.新たな働き方と女性の活躍の支援	新規施策	○	○	○	○
4.観光資源の発掘		3.広域連携で取り組む学生の定着	新規施策	○	○	○	○
	1.ののちの魅力創造と発信	成果指標の拡充	○	○	○		
	2.にぎわいの創出と交流人口の拡大	成果指標の拡充	○	○	○	○	
7 くらし充実 快適がゆきとどくまち 【都市基盤】	1.魅力ある街並み形成と 住環境整備	1.良好な市街地環境の創出	成果指標の見直し 野々市中央地区整備事業の追記	○	○	○	
		2.居住水準の向上と定住都市の実現	市営住宅整備完了に伴う見直し	○		○	
		3.魅力ある街並みづくりの推進	成果指標の見直し			○	○
		4.憩いと安心に満ちた緑の空間づくり					
	2.交通の円滑化と 公共交通網の充実	1.便利で快適な道路網の整備	成果指標の見直し		○	○	
		2.雪対策の充実	成果指標の拡充		○	○	○
		3.地域公共交通の利便性向上	成果指標の拡充	○	○	○	
	3.雨水排水対策の充実	1.雨水排水対策の充実	成果指標の文言の見直し	○	○		
		1.安全で安定した水の供給	成果指標の見直し	○	○	○	
	4.循環する水資源の適正利用	2.衛生的で快適な下水道の整備	施策3-1-3への施策分割による施策と成果指標の拡充		○	○	
3.水道事業と公共下水道事業経営基盤の強化		広域連携検討に伴う見直し	○	○	○	○	
8 住み続けたい!をみんなの 声でつくるまち【行財政運営】		1.開かれた市政の推進	1.広域行政サービスの拡充	連携中核都市圏形成に伴う施策拡充	○	○	○
	2.窓口サービスの向上		住民基本台帳カード活用からマイナンバーカード活用への見直し	○	○	○	
	3.親しみのある広報広聴活動		成果指標の拡充	○	○	○	
	4.積極的な情報提供		成果指標の見直し	○	○	○	
	5.コンプライアンスの徹底		文言の見直し				○
	6.時代に応じた行政機構づくり		成果指標の拡充	○	○		
	2.人材育成の推進	1.人材育成を目的とした人事システム	文言の見直し				
		2.優秀な人材の確保と育成	人事評価制度導入に伴う施策拡充	○	○	○	
	3.安定した行財政運営の推進	1.財源の確保	財源確保方法多様化研究に伴う施策拡充	○	○	○	
		2.安定した財政運営の推進	文言の見直し				○
3.行政情報化の充実		マイナンバー制度等による状況変化に伴う施策の見直し			○		
4.教育委員会施策の推進と評価		教育ユニバーサルプランの中間評価に伴う見直し			○		
	5.行政改革の推進	行政改革大綱(第6次)策定に伴う見直し	○	○	○	○	
	6.総合計画の進行管理	文言の見直し			○		

第2章

後期基本計画の策定と実施にあたって

第1節

2 市民協働の発展

後期基本計画の推進にあたっては、これまでの「公共の経営」「市民協働のまちづくり」「野々市ブランドの確立」という3つの考え方を継承し、取り組んでいきます。

「公共の経営」

市民と行政が共にまちづくりのパートナーとして力を合わせ、本市が持つ地域資源（ヒト、モノ、情報、歴史、自然など）を生かし、市民の満足度の最大化をめざします。

「市民協働のまちづくり」

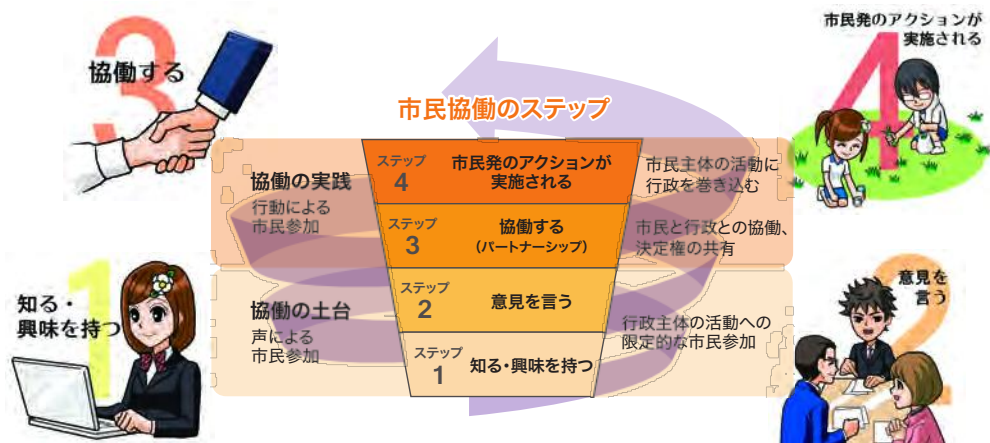
市民や町内会、大学、企業といったさまざまな組織や団体と行政が、お互いの違いを認め合い、尊重し合い、それぞれの知恵を持ち寄り、責任と役割を分担して地域の課題解決に取り組み、ともにまちづくりを進めます。

「野々市ブランドの確立」

本市が持つ地域資源を生かし、他の自治体とは異なる本市の魅力や価値、知名度や好感度を高めます。

特に、「市民協働のまちづくり」は、それ自体がまちづくりの目標であると同時に、「公共の経営」や「野々市ブランドの確立」を推進するための手段ともなります。

これからの5年間では、まちづくりの主役である市民とともに協働の実践を積み重ね、「市民協働のステップ」の力により、将来都市像の実現をめざします。



第2節 施策の大綱

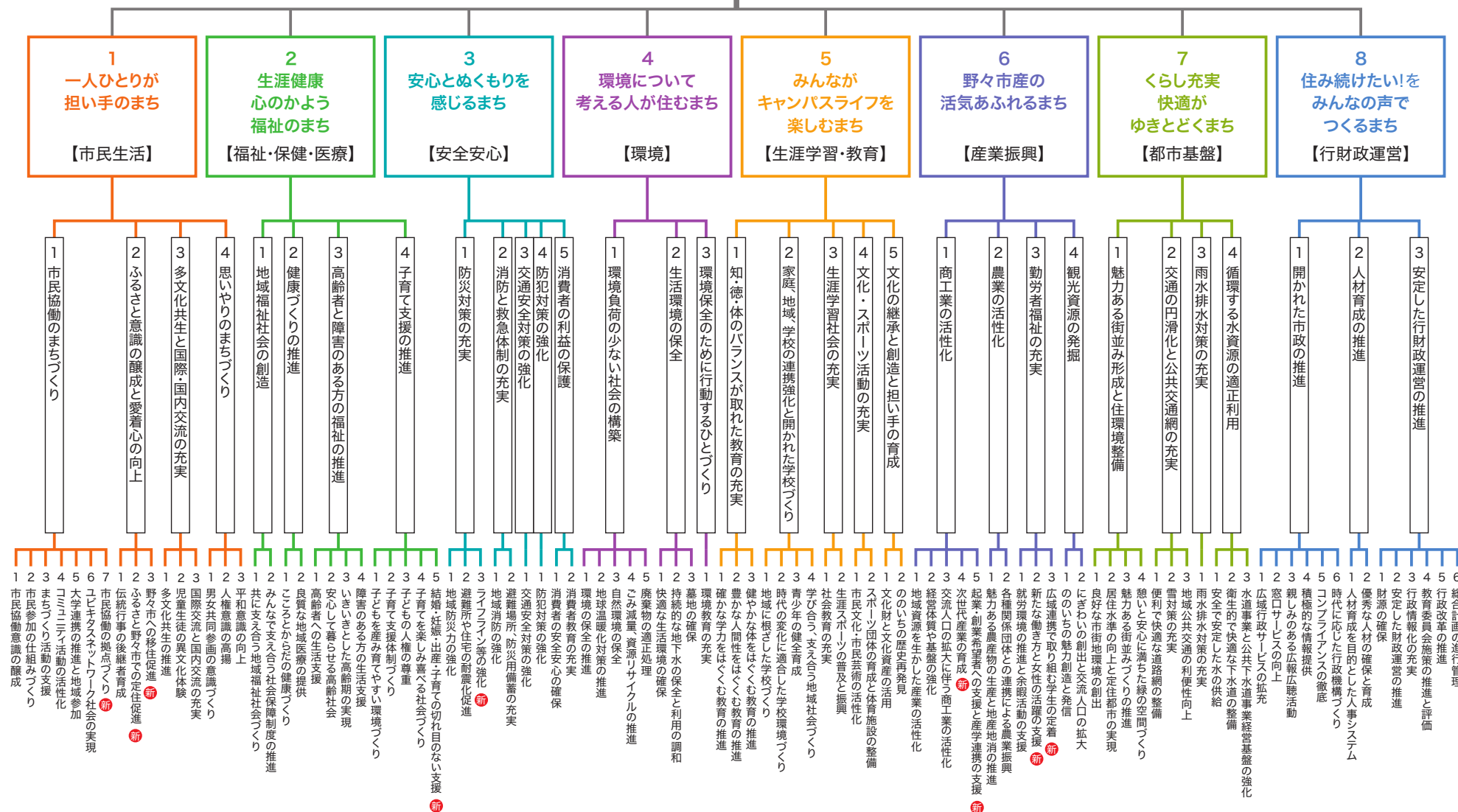
将来都市像 「人の和で 椿十徳 生きるまち」

政策

施策

具体的施策

後期基本計画



第2章

第 3 節

重点プロジェクト

重点プロジェクトの考え方

前期基本計画では、基本構想に掲げる将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」を実現するための原動力として3つの重点プロジェクトを定め、関連する施策について、重点的、戦略的に取り組んできました。

後期基本計画では、施策の評価結果に加え、全国的な人口減少が進む中、“選ばれるまち”となるために求められる新たな産業づくりなどの施策を盛り込み、次の考え方に基づき重点プロジェクトを設定します。

- ・これまでの市民協働のまちづくりを継続、発展させ、すべての世代がまちづくりの担い手と成り得るまちづくりに取り組みます。
- ・バランスがとれた人口構造をつくり、本市のにぎわいを維持していくため、働き盛りの市民に向け、新たな働き方や子育てに関する施策を重点的に取り組みます。
- ・生涯学習の施策、健康寿命を延ばす施策を強化し、経験豊かな高齢者の知恵や経験を生かす場の創出と、“ふるさと野々市”として定住志向の高い住環境の維持に取り組めます。

この3つの考え方に基づく重点プロジェクトを設定することにより、各施策群(まちづくりの基本目標)の着実な実行をけん引し、各分野、各部門が横断的に連携し、改めて本市のまちづくりに取り組みます。



▲ののいち里まち倶楽部によるガイド

第2章

第 3 節

重点プロジェクト



- 全国的な人口減少への対応
- “選ばれるまち”となるための施策



第2章



重点プロジェクトI やってます！市民協働プロジェクト

(1) 市民協働のまちづくり

市民、町内会、各種団体、企業、行政等が、それぞれの立場から本市のまちづくりを行う市民協働の実践をめざします。「まちづくり基本条例」という市民協働の土台の上に、さまざまな主体から発案されるまちづくりの具体的な活動を積み重ねていきます。

関連施策	ページ
1-1-3 まちづくり活動の支援	76ページ
1-1-5 大学連携の推進と地域参加	78ページ

関連施策	ページ
1-1-4 コミュニティ活動の活性化	77ページ
1-1-7 市民協働の拠点づくり	80ページ

(2) 地域ネットワークの強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせられるように、また、お互いにそれぞれの生き方を尊重し、支え合い、助け合う心豊かな地域を創造するため、市民が持つ豊富な知識と経験を生かすことのできる環境を整備するとともに、地域福祉の充実を推進し、また、緊急時や災害時にも対応できるよう、地域のネットワークを強化します。

関連施策	ページ
1-3-3 国際交流と国内交流の充実	86ページ
2-3-2 安心して暮らせる高齢社会	97ページ

関連施策	ページ
2-1-1 共に支え合う地域福祉社会づくり	92ページ
3-1-1 地域防災力の強化	106ページ

(3) 誇りと愛着を持つひとづくり

子どもたちには本市が有する身近な歴史文化に触れる機会を提供し、全国から集まり新たな市民となった人には本市の持つ魅力を伝え、すべての市民が本市に愛着と誇りを持つことができる気運を育みます。

関連施策	ページ
1-2-1 伝統行事の後継者育成	81ページ
1-2-3 野々市への移住促進	83ページ

関連施策	ページ
1-2-2 ふるさと野々市での定住促進	82ページ
5-2-1 地域に根ざした学校づくり	129ページ

第2章

第 3 節

重点プロジェクト

重点プロジェクトI やってます！市民協働プロジェクト

重点プロジェクトに設定した施策と対象とする世代

	年少人口の世代	生産年齢人口の世代	老年人口の世代
市民協働の まちづくり	1-1-3 まちづくり活動の支援		
	1-1-4 コミュニティ活動の活性化		
		1-1-5 大学連携の推進と地域参加	
	1-1-7 市民協働の拠点づくり		
地域ネットワークの 強化	1-3-3 国際交流と国内交流の充実		
		2-1-1 共に支え合う地域福祉社会づくり	
		2-3-2 安心して暮らせる高齢社会	
	3-1-1 地域防災力の強化		
誇りと愛着を 持つひとづくり	1-2-1 伝統行事の後継者育成		
		1-2-2 ふるさと野々市での定住促進	
		1-2-3 野々市への移住促進	
	5-2-1 地域に根ざした学校づくり		



重点プロジェクトⅡ 応援します！産業づくりプロジェクト

(1) 次代を担う産業の創出

本市は3つの大学を有し、高付加価値知的産業*を育成する土壌があります。

このような知的基盤の強みを生かし、今後の本市をけん引する新しい産業の創出と、その産業の担い手の育成に取り組みます。

関連施策	ページ	関連施策	ページ
6-1-1 地域資源を生かした産業の活性化	140ページ	6-1-2 経営体質や基盤の強化	141ページ
6-1-4 次世代産業の育成	143ページ	6-1-5 起業・創業希望者への支援と産学連携の支援	144ページ

(2) 地域産業の再生と強化

地域経済の発展とにぎわいの維持のためには、地域産業の再生と強化が必要です。

これまで本市の発展を支えてきた既存の産業の活性化と、新たな産業の創出に取り組みます。

関連施策	ページ	関連施策	ページ
6-1-3 交流人口の拡大に伴う商工業の活性化	142ページ	6-2-1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進	145ページ
6-4-1 ののいちの魅力創造と発信	150ページ	6-4-2 にぎわいの創出と交流人口の拡大	151ページ

重点プロジェクトに設定した施策と対象とする世代

	年少人口の世代	生産年齢人口の世代	老年人口の世代
次代を担う産業の創出		6-1-1 地域資源を生かした産業の活性化	
		6-1-2 経営体質や基盤の強化	
		6-1-4 次世代産業の育成	
		6-1-5 起業・創業希望者への支援と産学連携の支援	
地域産業の再生と強化		6-1-3 交流人口の拡大に伴う商工業の活性化	
		6-2-1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進	
		6-4-1 ののいちの魅力創造と発信	
		6-4-2 にぎわいの創出と交流人口の拡大	

第2章

第 3 節 重点プロジェクト

重点プロジェクトⅢ つくります！活躍の場所プロジェクト



(1) 多様な働き方の確立

女性の社会進出や高齢者の活躍、情報通信技術の進歩などにより、“働き方の選択肢”はますます多様になると考えられます。また、働くことは生活の基盤を形成するとともに重要な社会との接点であり、生きがいでもあります。本市が多くの人を引きつける魅力を持ち、暮らしやすい地域として存続するために、一人ひとりが自身のライフステージや生き方にあわせて働き方を選ぶことができる地域をめざします。

関連施策	ページ
2-3-3 いきいきとした高齢期の実現	98ページ
6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援	147ページ

関連施策	ページ
5-3-1 社会教育の充実	133ページ
6-3-2 新たな働き方と女性の活躍の支援	148ページ

(2) 野々市らしい暮らしの実現

着実に高齢化が進むことが予想される本市が安定的に持続していくためには、バランスのとれた人口構造であることが欠かせません。良好な市街地を形成し、災害にも強いといった現在の暮らしやすい魅力ある環境を維持しながら、結婚、妊娠、出産、子育てに対して支援するとともに、若年層の就業を支援することで、バランスのとれた人口構造をめざします。

関連施策	ページ
2-4-5 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	104ページ
4-2-3 墓地の確保	123ページ
7-1-1 良好な市街地環境の創出	154ページ

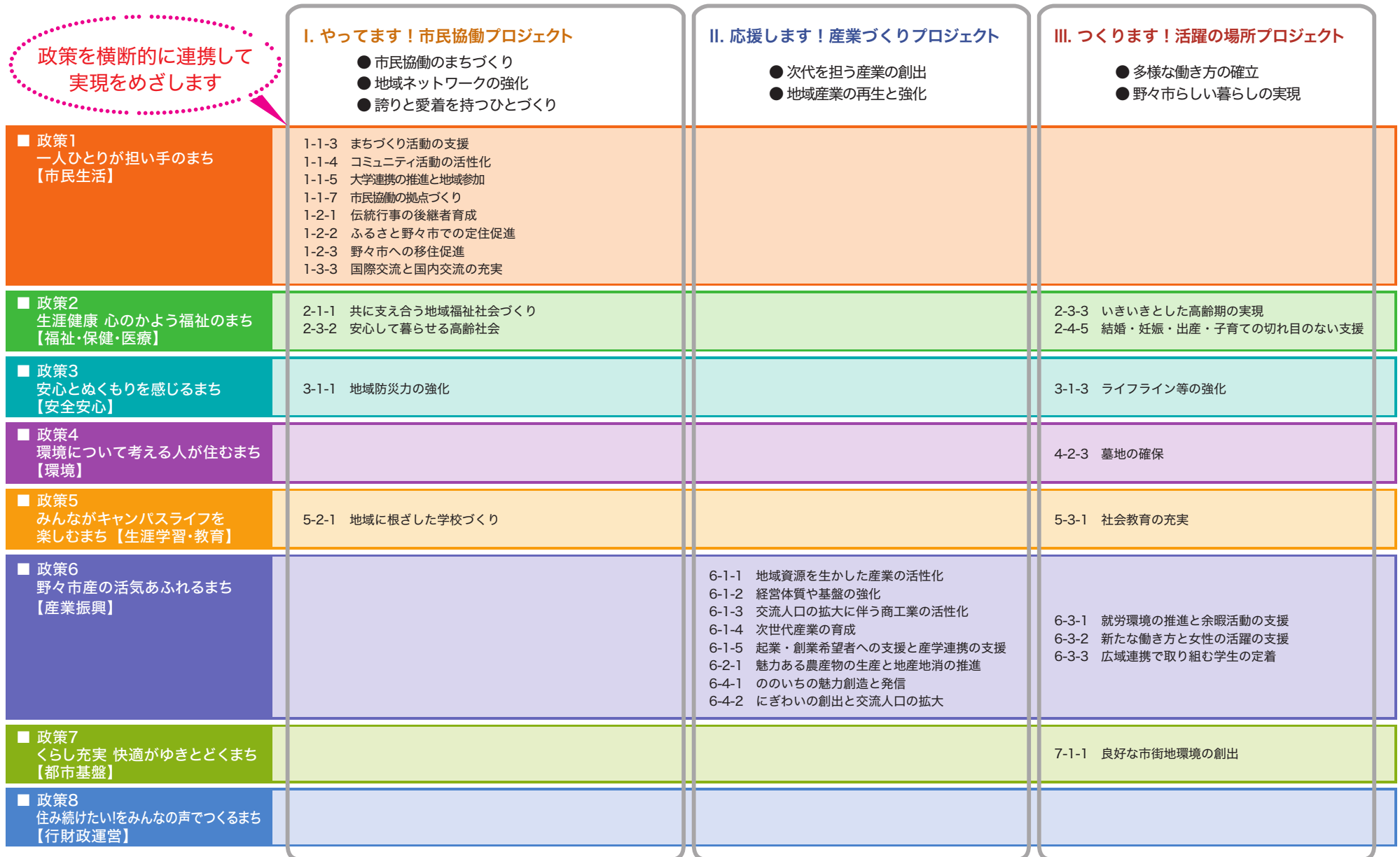
関連施策	ページ
3-1-3 ライフライン等の強化	108ページ
6-3-3 広域連携で取り組む学生の定着	149ページ

重点プロジェクトに設定した施策と対象とする世代

	年少人口の世代	生産年齢人口の世代	老年人口の世代
多様な働き方の確立			2-3-3 いきいきとした高齢期の実現
		5-3-1 社会教育の充実	
		6-3-1 就労環境の推進と余暇活動の支援	
		6-3-2 新たな働き方と女性の活躍の支援	
野々市らしい暮らしの実現		2-4-5 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	
		3-1-3 ライフライン等の強化	
		4-2-3 墓地の確保	
		6-3-3 広域連携で取り組む学生の定着	
		7-1-1 良好な市街地環境の創出	

第2章

重点プロジェクトと具体的施策の関係図



第 4 節 後期基本計画

基本計画の見方

基本計画

1

1-1-3

政策1：一人ひとりが担い手のまち
施策1：市民協働のまちづくり

政策の名称です
施策の名称です

【市民生活】

3 まちづくり活動の支援

施策のより具体的な名称です

重点プロジェクト！関連施策

重点プロジェクトに関連する施策です

基本方針

地域の課題を解決するために、地域で活動する市民や各種団体、企業などが共通の認識を持って協働に取り組むことにより、地域課題の解決に貢献し、市民生活の向上を図ります。

また、さまざまな団体やグループがまちづくりを担う、市民協働のまちづくりを実践するため、まちづくり活動を行いたいと考える市民やNPOなどへの支援により、まちづくり活動の活性化を促します。

個々の市民やNPO、町内会、各種団体、企業、行政それぞれの関係を緊密にし、市民と行政が共に力を合わせてまちづくりを行うことにより、地域コミュニティの強化や市民同士のつながりが深まることを支援します。

この施策を実施するために解決すべき課題や現状です

施策を取り巻く環境

近年では、アダプトプログラムや子どもたちの登下校の見守り活動など、市民が公共の担い手として活躍し、市民協働の実践が市内各地で始まっています。

このことをさらに発展させ、NPOや市民活動団体[※]、ボランティア活動を行う市民や、町内会、各種団体、企業などと行政が共に力を合わせて幅広い分野でまちづくりを行うことにより、多様な市民ニーズ[※]に対応し、この施策の達成状況を計る指標（モノサシ）です

また、「前期基本計画策定時」は平成22年度の実績値、この施策を展開するために、市民活動を積極的に支援するためには、市民活動を積極的に支援する必要性が高まっています。

「目標値」は目標年次（平成33年度）に目標とする値です

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
地域活動に参加している市民の割合	%	-	52.8	50.0以上	地域活動に参加している市民の割合（市民生活の向上に貢献している市民の割合）
市内のNPO法人組織数	団体				
協働事業実施団体	団体				

この施策を達成するために行う主要な事業と、その事業を行う期間、また、この施策や事業をより具体的に説明している分野別計画などの名称です

施策を実現する手段

○ 分野別計画：市民協働によるまちづくり推進計画（平成25年度～）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
まちづくり活動支援のあり方の検討	●	●	●	●	●	●	●
市民協働モデル事業の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される

この施策を展開にするにあたって、どのように市民協働に取り組んでいくのかを示しています

市民生活する市民が地域の課題を発見し、課題の解決に向けて取り組む姿をめざします。行政は、新たなまちづくりの担い手を支援する方策を検討するとともに、地域活動に対して支援を行います。

【新たな項目】

後期基本計画では、全施策で目標とする「市民協働のステップ」を設定し、市民協働の実践に向け、全庁的に取り組んでいきます。中間見直しの時点で目標に達していない施策については、中間見直しの時点のステップと、計画の目標年次（平成33年度）の目標とするステップの2つを示しています

76

71

第2章

◆ 第2章第4節 後期基本計画のうち「基本方針」の語尾の表現は、次の考え方に基づいて表記しています。

○ ～推進します。 ～進めます。 ～図ります。

行政が主体となって積極的に実施、または取り組んでいくもの

○ ～促進します。 ～促します。 ～支援します。

市民や事業者、各種団体と行政が共に力を合わせて施策を行うため、行政が支援し、呼びかけ、または働きかけを行っていくもの

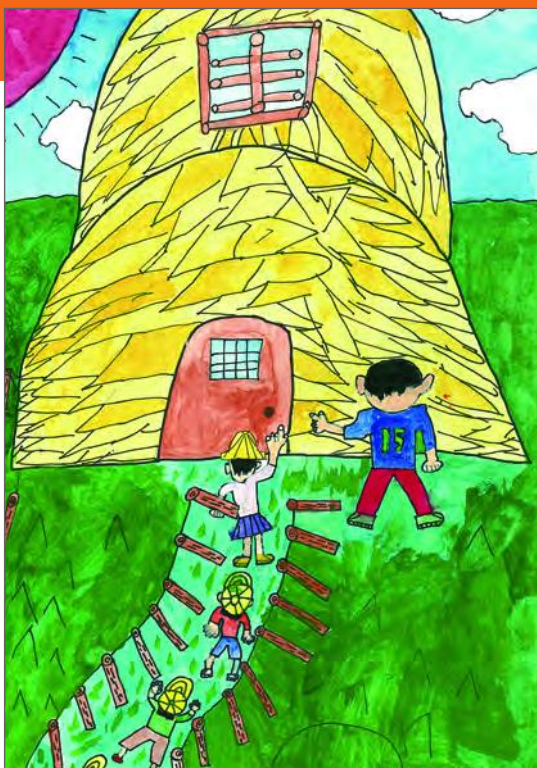
○ ～努めます。 ～めざします。

施策の実現には相応の時間が必要ですが、施策の達成に向けて継続的に取り組んでいくもの

○ ～検討します。

施策の実現に向けて、実施主体や具体策の協議・調整・検討を要するもの

一人ひとりが担い手のまち



▲ 絵画・写真展 優秀賞作品「守りたいいきし」

1 市民協働意識の醸成

基本方針

すべての市民が地域に誇りと愛着を持ち、“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考えのもと、まちづくりの担い手として自立した市民意識の醸成を推進します。

また、地域のために行動するという考えを育むとともに、市民が関心を持つまちづくりの活動分野について、必要な知識などを学ぶことができる機会の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、公共サービス※のあり方にも変化が生じています。

市民や町内会、企業、NPOなどと行政といった公共サービスの担い手が、共に手を取り合い、協力してまちづくりを行うことにより、本市が持っている個性や独自性、そして魅力があふれ、誰もが住みたいと思う地域がつくられます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合	%	44.6	44.8	60	市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合(市民意識調査)

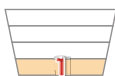
施策を実現する手段

○分野別計画:市民協働によるまちづくり推進指針(平成25年度～)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
まちづくり意見交換会などの開催	●	●	●	●	●	●	●
市民協働推進セミナーなどの開催	●	●	●	●	●	●	●
市の施策・事業などの紹介コーナー設置	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ4
市民発のアクションが実施される



市民協働推進セミナーや市民同士、市民と行政によるまちづくり意見交換会などの開催を通じて、地域行事や環境美化活動への参加など、自分たちの住む地域を自分たちでつくり上げるという意識を育みます。

2 市民参加の仕組みづくり

基本方針

市民協働のまちづくりを推進するために、多くの市民が活動の担い手として連携・協力し、取り組みやすい仕組みを整備します。

市民参加や協働によるまちづくりの進捗状況に応じ、まちづくり基本条例に基づいて、市民協働のまちづくりを推進します。

市の各種計画づくりには企画段階から市民からの意見や提案を反映できる仕組みを整え、共に考え、作り上げる体制の構築を推進します。

施策を取り巻く環境

地域コミュニティ※や市民の連帯感の希薄化が進むなか、私たちは、自分たちの住む地域に誇りと愛着を持ってまちづくりに取り組む必要があります。

市民協働の指針と理念に沿って、すべての市民とめざすべきまちづくりの目標を共有し、同じ方向へ向かって、住みよいまちを作っていくことが重要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
市民協働の市政運営の施策に対する市民満足度	%	-	46.4	60.0	市民協働の市政運営の施策に不満を持っていない市民の割合(市民意識調査)

施策を実現する手段

○分野別計画：市民協働によるまちづくり推進指針(平成25年度～)

主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
まちづくり基本条例の見直し					●		
市民参画※の制度化	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ3

協働する(パートナーシップ)



市民協働がより活発になるための制度や条例の見直しを行います。

市の各種計画づくりへの市民の積極的な参画を促し、その評価や見直しなどにも市民参画を促します。

3 まちづくり活動の支援

重点プロジェクトI 関連施策

基本方針

地域の課題を解決するために、地域で活動する市民や各種団体、企業などが共通の認識を持って協働に取り組むことのできる環境を整備し、また、行政においてもその地域の課題を認識し、それぞれの得意分野で力を発揮することによって、地域の課題解決をめざします。

また、さまざまな団体やグループがまちづくりを担う、市民協働のまちづくりを実践するため、まちづくり活動を行いたいと考える市民やNPOなどへの支援により、まちづくり活動の活性化を促します。

個々の市民やNPO、町内会、各種団体、企業、行政それぞれの関係を緊密にし、市民と行政が共に力を合わせてまちづくりを行うことにより、地域コミュニティの強化や市民同士のつながりが深まることを支援します。

施策を取り巻く環境

近年では、アダプトプログラムや子どもたちの登下校の見守り活動など、市民が公共の担い手として活躍し、市民協働の実践が市内各地で始まっています。

このことをさらに発展させ、NPOや市民活動団体※、ボランティア活動を行う市民や、町内会、各種団体、企業などと行政が共に力を合わせて幅広い分野でまちづくりを行うことによって、多様な市民ニーズ※に対応した、住みよいまちが創出されることが期待されます。

また、地方分権の進展に伴って、市民が求める本市独自の施策を展開するためには、市民活動を積極的に支援し、地方自治の本来の姿である市民が主体となったまちづくりを進める必要性が高まっています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
地域活動に参加している市民の割合	%	-	52.8	50.0以上 (45から変更)	地域活動に参加している市民の割合(市民意識調査)
市内のNPO法人組織数	団体	4	10	10 (6から変更)	市内に拠点を置くNPO組織数の増加
協働事業実施団体	団体	-	4	30	市民協働に取り組む団体の増加

施策を実現する手段

○分野別計画:市民協働によるまちづくり推進指針(平成25年度～)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
まちづくり活動支援のあり方の検討	●	●	●	●	●	●	●
市民協働モデル事業の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



市民同士の地域活動を進めることにより、その地域に生活する市民が地域の課題を発見し、課題の解決に向けて取り組む姿をめざします。行政は、新たなまちづくりの担い手を支援する方策を検討するとともに、地域活動に対して支援を行います。

4 コミュニティ活動の活性化

重点プロジェクト | 関連施策

基本方針

これまでも地域における公共サービスを実質的に担ってきた町内会活動を支援し、誰もが参加しやすい環境を構築するとともに、主体的に行動できる次代の担い手を育成します。

町内会活動の支援や、市民と行政の相互の連携を強化します。

また、地区公民館や集会所の有効利用により地域コミュニティ環境づくりを進め、市民が主体的に地域の課題の解決に取り組むコミュニティ活動の活なまちをめざします。

施策を取り巻く環境

地域コミュニティ活動を担う町内会では、市民相互の連絡、環境美化や清掃、イベントの開催、子ども会や青少年の育成など多種多様な取り組みを行っています。しかし、価値観の多様化や核家族化の進行などにより、個人と地域とのつながりや地域共同体としての意識が薄れ、地域内での助け合いや社会教育の場としての機能が低下しています。

よりよい地域をつくるには、市民が地域全体のことを考え、活動に参加、参画していくことが重要です。

成果指標

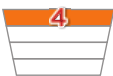
指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
集会所を有している 町内会数	町内会	34	40	42 (40から変更)	集会所設置を支援し、町内会のコミュニティ活動を促進(町内会数54)

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
町内会活動の支援	●	●	●	●	●	●	●
集会所の維持・改修支援	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



行政は、町内会が行う活動の促進に対して支援を行うことにより、次代の担い手が町内会の行う活動に積極的に参加、参画する姿をめざします。

5 大学連携の推進と地域参加

重点プロジェクトI 関連施策

基本方針

大学との協働のまちづくりを推進し、個性豊かな「キャンパスシティ野々市」の確立を図ります。

市内外の5校の大学との一層の連携により地域の発展と人材育成を図るとともに、具体的な連携事業を促進します。

また、まちづくりに若い力を取り入れるため、大学生が地域活動に参加しやすい市民意識の高揚を図ります。

施策を取り巻く環境

大学連携の取り組みの一例として、本市のさまざまな審議会や委員会の委員、市民教養講座などの講師として協力をいただいています。また、共同研究や共同事業の実施により、大学と行政が共に地域の課題解決にあたることで、協働のまちづくりを促進しています。

平成27年度には2校、平成28年には1校と包括連携を協定し、協定締結校は5校となりました。5校の大学はそれぞれ異なる分野を専門としており、多種多様な角度から大学との協働のまちづくりを進めるための環境が整いました。さらには石川中央都市圏での連携により、連携協定を締結していない大学との連携も可能となり、大学連携を核とした広域でのまちづくりを一層促進します。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
大学と行政の協力事業数	件/年	77	118	125以上 (100から変更)	大学と行政が力を合わせて地域の発展のために行う事業数の増加
各種統計データや行政情報の公表	回/年	0	0	1回以上	統計データ活用の促進

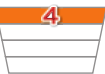
施策を実現する手段

○分野別計画: ののいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
大学と行政が協力した事業の実施	●	●	●	●	●	●	●
大学生の地域活動への支援	●	●	●	●	●	●	●
大学との統計データ活用方策の研究	●	●	●	●	●	●	●
石川中央都市圏大学連携推進連絡会への参加	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



大学が持つ人的資源*や知的資源*を地域に還元できる仕組みを整えます。

大学が地域活動に参加しやすくなるよう、地域の受け入れ態勢の強化を図ります。

6 ユビキタスネットワーク社会の実現

基本方針

スマートフォンやタブレットなどの普及により、いつでもどこでも誰でも情報通信技術の恩恵を受ける事ができるユビキタスネットワーク社会^{*}が一定程度実現されました。

今後はさらに情報通信技術を活用して、市民活動や地域コミュニティの活性化、産業の創出、子育て支援や福祉の充実、児童や生徒の情報活用能力の向上、地域情報発信による交流人口の拡大など、さまざまな効果の発揮を目指します。

施策を取り巻く環境

市民の情報格差^{*}への対応など新たな課題への対策や、都市化の進展による地域の連帯感の希薄化や相互扶助^{*}の意識の低下を解消するために、情報通信技術をどのように活用できるのかについて検討が必要とされています。

また、市民サービスを向上するための電子自治体^{*}の推進など、情報化社会への対応が必要です。

成果指標

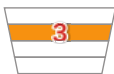
指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
情報通信システムを活用した 市民活動団体数	団体	1	3	5	情報通信システムを活用した市民活動団体数を増加し、市民全体の情報活用能力を向上

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
情報交流館と連携した市民活動団体の支援	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



地域の情報化のための情報活用方策の検討、情報活用能力を高めるための学習会などを開催し、市民の積極的な参加と参画を促し、協働へのステップアップをめざします。

7 市民協働の拠点づくり

重点プロジェクトI 関連施策

基本方針

ヒト、モノが出会い、交流し、にぎわいを創出することを目的に、新たな生涯学習施設を整備します。

芸術・文化に親しむ「文化交流拠点施設」には、市立図書館と市民学習センターの複合施設、憩いの広場を整備します。にぎわいの創出をめざす「地域中心交流拠点施設」には、中央公民館、市民活動センター、民間商業施設の複合施設を整備します。

これらは野々市中央地区に点在していますが、それぞれの機能を生かしながら連携して活用し、この地区全体を面として活動の拠点とすることをめざします。

地域に住む人、学生、大学、企業などのつながりを創り、それぞれの活動を高め合うことで相乗効果を生み出し、市民協働による地域の課題の解決や新しい価値の創出を促進します。

施策を取り巻く環境

市立図書館や中央公民館が立地する野々市中央地区は、旧北国街道の街並みが続き、指定文化財などの歴史・文化資源があり、地域住民の有志により街並みを後世へ伝えていこうとする活動が生まれています。教育・文化施設の活用や施設間の機能連携により、多くの人が出会い、ふれあいを育むことのできる事業を実施し、にぎわい効果を全地域へ波及させることが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
新市立図書館蔵書数	冊	-	-	200,000	地域の課題が解決できる資料の提供と蔵書の充実
新市立図書館貸出登録者数	人	-	-	15,000	潜在的な利用者の呼び起こし
新市立図書館等利用者数	人/年	-	-	300,000	ヒト・モノ・コト*の交流の促進
新中央公民館利用者数	人/年	-	-	55,000	
地域中心交流拠点施設を活用した大学連携事業	件	-	-	3	地域中心交流拠点施設を活用した大学連携事業

施策を実現する手段

〇分野別計画：ののいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）
第6次行政改革大綱（平成29年度～平成33年度）
（仮称）野々市市新市立図書館・市民学習センター基本構想（平成26年10月策定）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
新市立図書館等の効率的・効果的な事業運営の実施		●	●	●	●	●	●
新中央公民館等を核としたにぎわい創出を図る事業運営の実施				●	●	●	●
市民連携拠点としての活用方策の研究と活用		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

目標ステップ4

市民発のアクションが実施される



これらの施設の整備は、まさに「市民全体が活躍できる舞台」づくりと言えます。市民主体の活動や大学、企業、行政等の多様な主体による連携した取り組みを促進します。

1 伝統行事の後継者育成

重点プロジェクト！ 関連施策

基本方針

本市には、獅子舞や野菜みこし、虫送り、じょんから踊りなどの伝統行事や郷土芸能が伝わっています。ふるさと意識や市への愛着心は、市内に伝承されている伝統行事や郷土芸能を守り、引き継がれていく中で育っていくものであり、市民と行政の協働をめざす上では欠くことのできないものです。そのためにも、市内に伝承される伝統行事や伝統芸能を通じて、地域コミュニティの活性化と後継者の育成を図ります。また、現在市が指定していない無形文化財※についても、調査研究を進め、末永く継承していくために市指定無形文化財とすることをめざします。

施策を取り巻く環境

各地域で行われる伝統行事は、町内会や各団体に受け継がれ、実施されています。しかし、伝承者の高齢化などの課題を抱えており、古くから伝えられている貴重な文化遺産※を次世代に引き継ぐためには、子どもから高齢者まで、積極的な参加と参画を促す必要があります。伝統的な行事に使用する用具などの維持管理の助成や活動場所の提供により、伝承団体を支援し、後継者の育成を図ります。また、現在市内各所で行われているさまざまな行事についても、その由来などの調査研究を行う必要があります。

成果指標

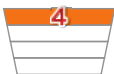
指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
郷土芸能伝承団体への支援	団体	24	24	25	継続的に郷土芸能を伝承している団体数の増加
市指定無形文化財の件数	件	1	1	4	市内に伝わる特に重要な伝統行事の件数増加

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
郷土芸能伝承団体への支援	●	●	●	●	●	●	●
無形文化財の市指定へ向けての調査研究	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



市民の伝統行事や郷土芸能への積極的な参加と参画を促すため、情報提供や活動場所の提供を行い、市民や町内会が伝統行事や郷土芸能活動を継続し、後継者を育成することができるための支援を行います。

2 ふるさと野々市での定住促進

重点プロジェクト | 関連施策

基本方針

本市のにぎわいの維持に向けて、本市への愛着や誇りを高めるための全庁的な取り組みにより、定住人口の増加を推進します。

市民協働のまちづくりをさらに発展させ、市民協働の範囲を拡大するとともに、実践を積み重ねていくことで、本市に対する愛着や誇りを持つ市民を増やし、本市への定住志向を高めます。

また、人口の社会移動が多いといった特性を生かし、転入者の定住化に向けた取り組みを進めます。

施策を取り巻く環境

本市を「ふるさと」と感じてもらい、^{つい すみか}終の住処として選ばれるまちとするためには、本市への愛着や誇りを醸成するとともに、「しごと」や「住居」をはじめとする生活環境の充実が必要です。

利便性が高い本市の強みを生かし、市民協働の範囲を拡大するとともに、実践を積み重ね、地域のコミュニティを活性化させるなど、本市に対する関心を高める必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
アダプトプログラム登録団体数	団体	-	41	50	アダプトプログラム登録団体数の延べ団体数

施策を実現する手段

○分野別計画: ののいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
定住志向の向上		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



市民協働のまちづくりの範囲を拡大させ、地域に対する愛着や誇りの醸成に努めます。

3 野々市への移住促進

新規

重点プロジェクト | 関連施策

基本方針

本市のにぎわいの維持に向けて、本市に愛着や誇りを持ってもらえるよう全庁的に取り組み、移住者の増加を推進します。

本市がふるさとである方、本市を新たな生活の場として選ぼうとしている方への移住の支援を推進します。

移住希望者には、暮らし、しごと、子育て、教育といった情報を提供することが必要です。これらの情報を即座に提供できる体制を検討します。

また、大学が立地する本市の強みを生かし、学生の地元就職や県外からの移住を促進します。

施策を取り巻く環境

人口減少時代に伴い、各地域で移住施策が行われています。他地域から本市を選んで移住してもらうためには、他地域とは異なる移住施策をとることや、移住希望者へのワンストップサービスができる体制をつくる必要があります。

県が運営する、いしかわ就職・定住総合サポートセンターと共に、移住支援を促進することが求められています。また、石川中央都市圏において、圏域内外の住民との交流を促進するとともに、圏域の住みやすさを広く発信するなど、移住の促進に取り組むことが求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
移住を促進する支援策を利用した移住者数	人	-	10	50	移住を促進する支援策を利用した移住者の5年間の延べ人数

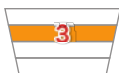
施策を実現する手段

○分野別計画: ののいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
移住者が求める情報発信ができる体制の検討		●					
圏域における移住交流イベント等への共同出展	●	●	●	●	●		
U・J・Iターン促進に向けた支援策の拡充	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



いしかわ就職・定住総合サポートセンターの活用や、石川中央都市圏による大都市圏での移住交流イベント等に共同出展することで、本市の情報発信を行い、本市や地域のPRに努めます。

1 多文化共生の推進

基本方針

社会、経済の国際化により、市内の外国人住民は10年前と比べ約1.6倍に増えており、今後も増加すると予想されます。従来の外国人支援の視点にとどまらず、国籍や民族の違いを超えた“多文化共生の地域づくり”を進めます。外国人住民への総合的な支援を行うと同時に、地域において、外国人住民も生活者であり市民であるという認識を高め、地域社会の構成員として共に生活していくことができる環境整備を図ります。また、石川中央都市圏での連絡会に参加し、情報交換や課題の共有を行い、国際交流の推進を促進します。

1 施策を取り巻く環境

外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方自治体に限らず全国的な課題となりつつあります。外国人住民を取り巻く課題として、日本語が理解できないことによるさまざまな問題、文化や習慣などの違いによる生活上の困難などが考えられます。行政の手続きや地域に関する情報が不足しているために、日本人住民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことも多いと考えられます。

また、外国人の定住化が進むなか、観光客や一時的な滞在者としてだけでなく、地域の構成員として外国人を認識する視点が社会全体に求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
多文化共生事業の実施回数	回/年	0	3	5	多文化共生の地域づくりを進めるための取り組み回数の増加
多文化共生事業への参加者数	人	0	184	1,000	多文化共生の地域づくりに関心を持つ市民の増加

施策を実現する手段

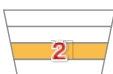
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
交流サロンの設置	●	●	●	●	●	●	●
外国人住民向け日本語教室の開催	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ4

市民発のアクションが実施される



多文化共生とは何か、また、多文化共生の地域づくりを進めるために何をすべきかを考える市民を育て、その考えをもとに、市民と共に多文化共生のまちづくりを進めます。

2 児童生徒の異文化体験

基本方針

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市や、野々市小学校と友好校である中国深圳^{しんせん}小学と交互に学生訪問団を派遣し、相互理解と交流を通じた異文化体験を進めます。学生訪問団の派遣では、慣れない手続きや何気ない日常の風景などの一つひとつが、異文化の理解へとつながります。また、訪問団受け入れの際のホストファミリー^{*}体験では、私たちの文化を外国の方々に紹介することで、私たち自身も日本と本市の文化への理解を深めることができます。これらの相互訪問を継続し、ホームステイなどの受け入れに対する理解を深めるための体制を整えることで、幅広い異文化体験の場の創出を図ります。

施策を取り巻く環境

グローバル化^{*}が急速に進展した現代では、ヒト、モノ、情報、知識などの地域資源が、国の枠を超えて自由に移動するようになりました。国際化社会が身近なものとなったなか、異なる習慣や文化を理解し、認め合える人材、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。異文化を理解することは、同時に自国の文化の理解へとつながり、広い視野を持つことができるようになって考えられます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
学生訪問団の相互訪問の継続	回	2	1	2	児童生徒の異文化体験機会の継続
市内のホストファミリー [*] 経験世帯数 (累計)	件	181	223	250	異文化体験への関心の増加

施策を実現する手段

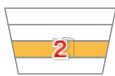
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
ギズボーン市学生との交流	●	●	●	●	●	●	●
中国深圳 ^{しんせん} 小学との教育交流	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

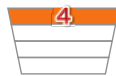
ステップ2

意見を言う



目標ステップ4

市民発のアクションが実施される



ニュージーランド・ギズボーン市や、中国深圳^{しんせん}小学での学生訪問団による活動状況などをさらに広く市民にお知らせすることにより、活動の意義と目的を知っていただき、家庭や地域で訪問団を受け入れるための意識醸成を図る取り組みを行います。

3 国際交流と国内交流の充実

重点プロジェクトI 関連施策

基本方針

本市の持つ文化を広く世界の人たちに知ってもらい、国や地域といった枠組みを超えて人と人との交流を促進し、相互理解と対話の輪を広げることで、国際化に対応できるひとづくりとまちづくりを進めます。

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市との交流では、野々市市国際友好親善協会をはじめとして、市民との協働により、ヒト、モノ、情報、知識などのさまざまな分野での交流を深めることで、より一層の相互理解を深めることを進めます。

また、本市の出身者でつくる東京野々市会（首都圏在住者）、関西野々市会（関西圏在住者）をはじめ、本市出身で県外に在住している方たちとの連携を図り、本市の持つ魅力の発信と強化を図ります。

施策を取り巻く環境

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市との交流は、現在は学生間の交流が中心ですが、今後は、姉妹都市としてさまざまな交流を検討していく必要があります。

また、東京・関西野々市会の二つの会がそれぞれ活動しています。この二つの会を通じて、首都圏や関西圏をはじめ、全国へ本市の持つ魅力の発信を強化します。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
野々市市国際友好親善協会の会員数	人	58	48	100	国際交流に関心を持つ市民の増加
野々市会の会員数	人	53	75	100	本市の魅力向上と本市にふるさと意識を持つ方々の増加

施策を実現する手段

○分野別計画：のいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
ギズボーン市との相互交流	●	●	●	●	●	●	●
野々市会の会員拡充の取り組み	●	●	●	●	●	●	●
姉妹都市提携30周年記念事業					●		

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



野々市市国際友好親善協会による地域ぐるみの国際交流の推進により、国際交流だけではなく多文化共生の一助となるよう、事業への市民参加や市民参画を促し、行政はその支援を行います。

国内交流についても、全国それぞれの地域において、市民が主体的に交流事業を行うことを促し、市民レベルでの交流が活発となるよう支援を行っていきます。

1 男女共同参画の意識づくり

基本方針

性別や年齢により働き方や待遇が差別されることのないよう、家事や子育て、介護などを性別の隔てなく行うという意識の啓発とともに、ワークライフバランス※（仕事と生活の調和）の実現を図ることのできるまちを促進します。

また、近年増加傾向にあるドメスティックバイオレンス※などの暴力行為から市民を守るため、すべての市民が安全で快適な生活を送ることができるよう、幼少期からの継続的な人権尊重の教育や啓発活動とともに、人権意識の高い幅広い人材の育成を行い、暴力を許さないまちの実現をめざします。

施策を取り巻く環境

変化の大きい社会情勢のなか、男女を問わず非正規労働者※の増加などが懸念されています。

ワークライフバランスの実現を図ることや、子育て、介護など家庭での仕事を男女が共に協力し、分担することは、生活の基礎であるそれぞれの家庭に不可欠な要素です。これまでの男女共同参画は、働く女性へ向けた支援のように受け止められていましたが、男女共同参画社会は、あらゆる人々への課題であり、活力ある地域づくりの根源であることを意識づける必要があります。

また、増加傾向にあるドメスティックバイオレンスは犯罪となる行為をも含む人権侵害※であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
審議会などへの女性の登用状況	%	31.1	29.7	50.0	政策方針決定過程への女性の参画拡大
本市の課長相当職以上の女性登用状況	%	26.1	13.3	34.0	役職比率についての男女差の是正

施策を実現する手段

○分野別計画: 男女共同参画プラン(平成24年度～平成33年度)
次世代育成支援対策の推進及び女性の活躍の推進に係る特定事業主行動計画(平成28年度～平成32年度)
のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
男女共同参画推進員による市民向けの啓発活動と人材育成	●	●	●	●	●	●	●
ドメスティックバイオレンス対策	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



すべての市民が男女共同参画社会の本来の意味を承知し、実現することができるよう、啓発活動の促進を図り、市民と行政が手を取り合って、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

2 人権意識の高揚

基本方針

多様化する人権課題に対して、正しい理解と知識を深めるため、家庭、地域、学校、事業所の場やさまざまな機会を通じて、人権尊重の理念を浸透させ、一人ひとりの個性や人格を認め合い、幸せに暮らすことができる思いやりのあるまちづくりをめざします。

法務局など関係機関との連携を強化し、人権擁護委員^{*}と共に人権相談体制を充実させ、効果的な施策を進めます。

施策を取り巻く環境

人権の時代と言われる現代にあっても、女性や子ども、高齢者、障害のある方、同和問題、外国人に対する偏見など、人権課題は数多く存在しています。

また、近年ではインターネットを悪用した人権侵害や犯罪被害者などをめぐって新たな対応が必要となってきました。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
無料法律相談、市民なんでも相談の実施回数	回／年	19	26	27 (25から変更)	人権課題などに不安を持つ市民に対する支援回数の増加
人権の花運動	回／年	-	1	1	思いやりの心を育む ^{はぐく} 機会の提供

施策を実現する手段

○分野別計画：男女共同参画プラン(平成24年度～平成33年度)
人権教育・啓発行動計画(平成29年度策定予定)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
人権擁護委員による相談の実施	●	●	●	●	●	●	●
人権擁護委員による人権啓発活動	●	●	●	●	●	●	●
人権教育・啓発行動計画の策定			●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
協働する(パートナーシップ)



日常的に他者の生命や自らの生命について考え、人権に関する意識形成を育むため、地域、学校、関係団体との連携のもと、あらゆる偏見や差別のない、市民が人権を尊重し合うまちをめざします。

3 平和意識の向上

基本方針

本市は、昭和59年3月、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、全市民が一体となり世論を喚起することを行った平和都市宣言を決議しました。

戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の喜びと尊さを市民に伝え、市民と力を合わせて世界の恒久平和を求め、平和を願う児童生徒を育成し、市民の平和への意識高揚を図ります。

広島平和記念式典に中学生を派遣する平和の旅や、原爆パネル展の開催を通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さ、平和を守ることの大切さを学ぶ機会の提供を図ります。

施策を取り巻く環境

私たちは、世界で唯一核兵器の恐ろしさを体験し、核兵器が想像を絶する悲惨なものであることを誰よりもよく知っています。

しかしながら、戦後70年以上が経過して戦争を知らない世代が大半を占め、戦争体験や被爆体験が風化しつつあり、次代を担う青少年を中心に戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の大切さと命の尊さを伝えていく必要があります。

成果指標

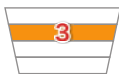
指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
平和の旅の実施回数	回	1	1	1	生徒が平和を守ることの大切さを学ぶ 機会の維持
原爆パネル展の会場数	箇所	1	5	7	市民の平和意識向上のための 機会の増加

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
平和の旅の実施	●	●	●	●	●	●	●
原爆パネル展の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



本市のすべての市民が、世界から戦争をなくそうという強い意志を持った市民となるよう、意識の向上を図ります。

中学生が体験した平和の旅や、原爆パネル展の感想を、広く市民にお知らせすることなどを通じて、市民の平和意識の向上をめざします。

生涯健康 心のかよう 福祉のまち



▲ 絵画・写真展 入選作品「10年後ののいちは、きれいなのいち。」

1 共に支え合う地域福祉社会づくり

重点プロジェクトI 関連施策

基本方針

市民や社会福祉協議会、社会福祉事業者、行政などがそれぞれの役割を明確にしながら連携し、地域で助け合い、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

地縁コミュニティ、高齢者のコミュニティなど、地域の人々が定期的集まる場の立ち上げを支援します。

また、誰でも・いつでも・どんなことでも相談できる拠点づくりや、地域の人々同士のつながりの強化に取り組みます。地域での課題を共有するために、避難行動要支援者^{*}や支援者などの情報が書き込まれた“地域支えあいマップ”を、市民と行政が共に力を合わせて作成し、地域の課題の解決を図るために活用を促します。

生活に困窮している人のために相談窓口を設け、仕事や生活などさまざまな課題について、その方に応じた支援を行います。

施策を取り巻く環境

市民の誰もが、身近な地域に根ざして支え助け合い、そして自立した生活を送ることのできるまちづくりが求められています。

そのためにも、地域福祉に対する啓発活動を進め、市民の理解と協力を得て、市民が主体的に参加、参画することが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
地域ボランティアの人数	人	1,400	1,916	2,000 (1,600から変更)	社会福祉協議会への ボランティア登録者数の増加
地域支えあいマップ作成数	町内会	2	18	54	全町内会でのマップ作成
生活困窮者自立支援事業 相談の充実	件	-	105	120	生活困窮者自立支援事業 相談件数

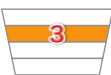
施策を実現する手段

○分野別計画：地域福祉計画（平成25年度～平成29年度）
地域福祉活動計画（平成25年度～平成29年度）
のいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
次期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	●	●				●	●
次期福祉ニーズ調査・地域座談会の実施	●	●				●	
社会福祉協議会との連携	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する（パートナーシップ）



市民が主体となった地域福祉活動への支援を行い、多様なニーズを把握することで、地域福祉計画に対する理解を促し、地域ボランティア活動などへの参加や参画、自主運営を支援していきます。

2 みんなで支え合う 社会保障制度の推進

基本方針

社会保障制度は、生涯を通じて安定した生活を送るために、大切な役割を担っています。

国民健康保険は、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、後期高齢者医療制度で医療を受ける人、生活保護を受けている人以外が対象の、医療保険制度です。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳以上75歳未満の方が加入する医療保険制度です。介護保険制度は、高齢社会を迎え、介護を個人だけの問題とせず社会全体で支える制度です。

将来にわたってこれらの制度を維持するために、保険料の納付や医療費の適正化を図り、それぞれの制度を理解していただくための啓発活動に努めます。

施策を取り巻く環境

疾病の早期発見、早期治療を奨励し、自発的な健康づくり、健康の保持と増進に寄与するとともに、医療費通知により、被保険者の健康に対する認識と保険診療の受け方についての理解を深めることにより、医療費の適正化を図ることが必要です。

これから到来が予想される超高齢社会においては、介護保険の施設利用者や在宅サービス*の利用者も拡大し、介護サービスの給付が大きく伸びることが予想されます。

要介護となる一番の原因である生活習慣病*の予防を図りながら、介護予防を実施することが必要とされます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
一人当たり国民健康保険医療費	千円/年	339	379	394	医療費の適正化を維持
65歳以上の介護保険認定率	%/年	15.0	14.1	18.0	介護予防を実施することで、推計値18.5%を下回る
介護保険一人当たり給付費	千円/年	250	246	300以下	介護予防を実施することで、推計値300千円を下回る

施策を実現する手段

○分野別計画: 介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
医療費の通知	●	●	●	●	●	●	●
国民健康保険制度の周知	●	●	●	●	●	●	●
ジェネリック医薬品差額通知	●	●	●	●	●	●	●
介護保険制度の周知	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ3

協働する(パートナーシップ)



個人だけではなく、家族や地域で健康づくりを推進する考えを浸透させるとともに、自らの健康管理と自発的な健康づくりを支援します。

1 こころとからだの健康づくり

基本方針

いつまでも健康で暮らしていくためには、若い頃からの生活習慣に加え、こころの健康にも関心を持ち、生活リズムを整え、十分な休養をとり、心身の状態を良好に保つことが大切です。

健康とは心身共に良好な状態をいい、健康を阻害するものとして、生活習慣病や生活機能の低下、その他の疾患、喫煙や受動喫煙が考えられます。健康づくりを推進するためには、市民一人ひとりが健康に対して意識を持つことが必要ことから、正しい知識の啓発と呼びかけにより、健康への意識づくりや生活習慣の改善のための支援を推進します。

施策を取り巻く環境

食の欧米化やクルマ社会の影響から、生活習慣病や体力・筋力の低下が健康問題として起こっています。糖尿病や高血圧などは脳卒中や心臓病の原因になり、これらは死亡原因や介護が必要になる原因の上位を占めます。体力・筋力の低下は転倒・骨折や膝痛・腰痛などを引き起こし、寝たきりになってしまう場合も少なくありません。また、喫煙や受動喫煙は多くの疾患の原因であり、健康被害との因果関係が指摘されています。さらに、ストレスの多い現代では“うつ”などのこころの病気のほか、経済問題や仕事のトラブルなどでこころの問題を抱えるケースが増えています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
特定健康診査※の受診率	%	44	53.8	65	健康に関心を持ち、健康診査を受ける人の割合の増加
特定保健指導※の実施率	%	38	68.8	45	生活習慣病改善の必要な方への支援の増加(国の目標値を本計画の目標値として設定)
介護保険新規申請者の平均年齢	歳	81.3	79.0	82.0以上	健康づくりの推進により、介護保険適用の年齢上昇

施策を実現する手段

○分野別計画: 健康増進計画(平成26年度～平成35年度) 保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成27年度～平成29年度)
食育推進計画(平成27年度～平成31年度) 特定健康診査等実施計画(平成25年度～平成29年度)
母子保健計画(第3次)(平成28年度～平成37年度) 新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年度～)

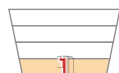
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
予防接種の実施	●	●	●	●	●	●	●
各種健康診査の実施	●	●	●	●	●	●	●
介護予防の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

協働する(パートナーシップ)



市民が健康を意識した生活を送ることを支援するため、予防接種、各種健康診査の実施と情報提供を行うとともに、食育の推進によって、自らの体と生活を守る意識を育みます。

2 良質な地域医療の提供

基本方針

市民が安心して暮らせるよう、初期医療*体制の整備を推進します。かかりつけ医などの市民に身近な初期医療機関、比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療を対象とする二次医療機関、そして、高度・特殊・専門的な医療であり、重篤な患者への医療を行う三次医療機関の機能やその役割に応じた適正な受診について、市民への普及啓発を推進します。

また、人口増加に対応しながら初期医療機関のサービス水準を維持するとともに、本市の公立病院であり二次医療機関の公立松任石川中央病院と初期医療機関との連携促進、かかりつけ医を持つことについての市民への啓発活動を推進します。

さらに、石川中央都市圏での連携により小児科の広域運営を推進し、地域医療の充実を促進します。

施策を取り巻く環境

休日や夜間でも診療の受けられる救急医療体制の充実へのニーズが高まっているなか、休日や夜間における救急医療体制の確保と市民に対する救急医療知識の普及が必要です。

近隣市町の医療機関を含め、かかりつけ医は多く、充実しています。二次・三次医療機関における真に高度な医療が必要な患者の診療を確保するため、日常的な病気の場合における、かかりつけ医の利用促進が必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
人口10万対医療施設数	施設	153	149	153	初期医療機関(歯科診療所含む)の施設数の維持
公立松任石川中央病院への紹介患者市民数	人/年	1,590	1,936	2,000	初期医療機関等から紹介された年間患者数の増加
公立松任石川中央病院からの逆紹介患者市民数	人/年	1,452	1,559	2,000	初期医療機関等へ紹介した年間患者数の増加

施策を実現する手段

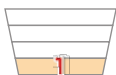
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
病院連携の推進	●	●	●	●	●	●	●
休日在宅当番医制の推進	●	●	●	●	●	●	●
PETがん検診*費の助成	●	●	●	●	●	●	●
広域連携で取り組む小児科初期救急			●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

協働する(パートナーシップ)



病気にかからないように自らの健康を自らが守る意識の醸成とともに、当番医の情報提供や救急医療知識の普及活動を通じて、かかりつけ医を持つことの必要性について啓発活動を行います。

1 高齢者への生活支援

基本方針

これから到来が予想される超高齢社会では、高齢期を元気に過ごすための介護予防の充実が求められます。高齢者を対象とした施策の充実とともに、自立した生活の支援など高齢者がいきいきと生活することのできる体制づくりを進めます。一方、介護が必要となった場合、在宅生活を送る高齢者の増加が見込まれることから、在宅での介護を支援する仕組みがより重要になります。地域における医療ケア[※]体制をさらに充実させるとともに、在宅で介護を受ける方へのサービスを推進するなど、高齢期を安心して迎えることができるまちづくりを進めます。

施策を取り巻く環境

団塊の世代[※]が高齢期に入り、老年人口の増加に伴い、介護を必要とする高齢者が増加する傾向にあります。年齢を経ても、できる限り住み慣れた地域や自分の家での生活を継続していくことは誰もが望むことです。在宅での生活を継続するためには、医療と介護サービスの連携、そして行政の福祉サービス、地域での民生委員を中心とした見守りや近隣の方々の支援などの包括的な地域ケア体制づくりが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
在宅福祉サービス利用者率（紙おむつ）	%	-	47.0	50.0	サービス利用率の増加
介護認定者の在宅率	%	77.5	85.6	90 (80.0から変更)	安心して高齢期の生活ができる市民の増加

施策を実現する手段

○分野別計画：高齢者福祉計画（平成27年度～平成29年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
在宅福祉サービスの実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する（パートナーシップ）



民生委員や近所に住む市民たちが高齢者の生活を見守り、地域ぐるみで高齢者を支えていけるよう支援します。

2 安心して暮らせる高齢社会

重点プロジェクト！ 関連施策

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターなどを活用し、保健・医療・福祉サービスなど、さまざまな面から総合的な支援を推進します。

また、地域のつながりを強めて「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、高齢者に対する虐待の防止、成年後見制度を利用するための手続きの支援などにより権利擁護※を推進します。

施策を取り巻く環境

超高齢社会の到来に向けて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」を構築します。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることが予想され、孤独死や閉じこもりが課題となることから、登録制度を活用した民生委員の見守りや、安否確認を充実する必要があります。さまざまな課題を抱える高齢者や介護を必要とする人も増えてくと予測され、身近に相談できる体制づくりが重要となります。

厚生労働省の平成27年1月の発表によると、全国の認知症患者数は平成24年時点で約462万人、65歳以上の7人に1人と推測されています。認知症になっても安心して暮らすことができるよう、地域の理解や高齢者の権利を守る制度の活用と支援を推進します。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
認知症サポーター数	人	1,600	3,305	5,000	サポーター数の増加(人口比10%)
地区包括支援センター相談件数	件	232	177	350	安心して在宅で生活できる高齢者の増加

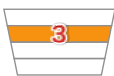
施策を実現する手段

○分野別計画：介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)
のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
一人暮らし高齢者などの登録制度	●	●	●	●	●	●	●
認知症高齢者施策の実施	●	●	●	●	●	●	●
高齢者の権利擁護	●	●	●	●	●	●	●
地域包括ケアシステム構築への取り組み	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



高齢期の方々が安心して暮らすことができるように、相談窓口の紹介や各種講座への積極的な参加を促し、地域全体で高齢者を見守る体制を支援します。

3 いきいきとした高齢期の実現

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

団塊の世代が高齢期に入り、元気な高齢者が増加することから、自らの経験と知識を生かした社会貢献ができる環境づくりを推進します。

地域のなかで、登下校時の児童を見守るボランティア活動や、支援が必要な高齢者を、元気な高齢者が支える地域コミュニティの形成をめざします。そして、老人会活動への参加、参画や、閉じこもりがちな高齢者が、気軽に近くの集会所に集うことのできる地域サロンなどの自主活動を支援します。

また、老人福祉センター椿荘の活用とともに、市内に3カ所あるスポーツクラブが、高齢者の方の健康づくり、仲間づくりのために利用されるよう促します。

施策を取り巻く環境

高齢化が急速に進むことが予測されるなか、支援を必要とする高齢者が増えるとともに、第一線を退いた豊かな知識や技術を持った多くの高齢者が地域の構成員になってきます。

この人的資源や知的資源を地域で生かしていくための方策や、生きがいのある充実した生活を送るための参加、参画、自己実現のための方策の充実などが求められます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
65歳以上のスポーツクラブ会員	人／年	750	477	600	スポーツクラブを通じた健康づくり、仲間づくりの推進 (※目標値は、当初設定した目標値に市外の会員数が含まれていたため、適切な数値に再設定している)
老人会会員数	人／年	1,250	1,070	1,350	活動的な高齢者数の増加
地域サロンの数	箇所	15	20	30	地域でのつながりで、閉じこもりや体力低下を防止

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
敬老会・寿大学などの実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



ボランティア活動への参加や老人会への加入などにより、自らの能力を地域に生かすことができることに喜びを見い出すことができるよう、積極的な支援を行います。

4 障害のある方の生活支援

基本方針

障害のある方の個々のニーズに合った総合的で効果的な相談などの支援体制、関係機関によるネットワークを整備し、一人ひとりが最大限に能力を発揮し、地域や施設などでいきいきと生活することができるよう支援を進めます。

また、障害のある方からの相談に適切に対応するとともに、地域活動支援センターでも相談体制を充実するなど、障害のある方が福祉サービスを適切に受けることができるよう、体制の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

障害のある方の福祉サービス利用量は年々増加しています。

ネットワーク化や総合的な支援体制を整備するためには、地域全体の理解が必要です。

障害のある方に対する生活の支援を行うにあたっては、市民、福祉事業者、行政などが連携し、地域全体で支援を行っていく必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
相談支援などの利用者数	人／年	845	1,642	2,000 (1,000から変更)	相談などによる支援を増加し、安心して生活できる環境を整備
サービス利用計画の作成数	人／年	-	378	400 (280から変更)	適切な福祉サービスを受け、安心して暮らす市民数の増加

施策を実現する手段

○分野別計画：障害者基本計画（平成20年度～平成29年度）
障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
自立支援協議会の開催	●	●	●	●	●	●	●
相談支援事業などの周知、利用促進	●	●	●	●	●	●	●
障害福祉計画の策定（第5期・第6期）		●			●		
障害者基本計画アンケート調査の実施		●					
次期障害者基本計画の策定		●					

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する（パートナーシップ）



障害の有無にかかわらず、互いを尊重し合い安心して暮らせるよう、市民が障害についての理解を深めるための交流の場の提供や情報提供を行うなどの支援を行います。

また、福祉事業者や各種団体との連携を強化するとともに、ボランティアの育成や相談体制の強化を行います。

1 子どもを産み育てやすい環境づくり

基本方針

妊娠や出産、育児に関する精神的負担の軽減を中心として、子どもを産み育てやすい環境を整え、少子化の進行に歯止めをかけることを推進します。

育児負担を軽減するため、妊産婦をはじめ、子育て家庭への相談体制を充実するとともに、医療機関や専門職と連携し、母体の健康や子どもの正常な発育・発達の支援を推進します。

また、出産、育児休業の取得からスムーズに職場復帰ができるよう、事業者、企業に働きかけ、子どもを産み育てやすい職場環境の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

全国的に少子化が進むなかであって、本市では、ゆるやかな出生数の伸びが見られます。

核家族化や転出入世帯の増加が進むなかで、育児不安や育児疲れを訴える保護者が増加しつつあります。

心身共に健やかに生まれ育つためには、医療機関や専門職のサポートを活用したり、地域や職場からの協力を得ていく必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
出生数	人／年	602	679	680	子どもを育てやすいまちとすることで、出生数を増加
合計特殊出生率※	人	1.65	1.69	2.00	子どもを育てやすいまちとすることで、合計特殊出生率を増加
妊産婦、乳幼児健康 診査の受診率	%	81	92	95 (85から変更)	妊産婦、乳幼児健康診査の受診率増加

施策を実現する手段

○分野別計画：子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
母子保健計画（第3次）（平成28年度～平成37年度）

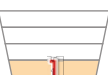
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
母子の健康づくりの推進	●	●	●	●	●	●	●
子ども医療費の助成	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ4

市民発のアクションが実施される



育児不安や育児疲れを少しでも軽減するために、地域で地域の子どもたちを育てるという意識を育むため、さまざまな機会と手段を通じて啓発活動を行います。

2 子育て支援体制づくり

基本方針

子育てをしているすべての人が、安心して子育てできるよう、子育て支援センターの整備や、多様な保育サービスなどの充実を図ります。

また、子育てが家庭の大きな負担とならないよう、ショートステイ^{*}や病後児保育などの充実を図ります。

さらに、地域における子育てネットワークの形成や交流活動の支援など、子育てに関する人的資源、知的資源を活用した子育て支援体制の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

核家族化の進行や、ライフスタイルの変化に伴う価値観、保護者の就労形態の多様化などにより、身近に相談相手がいらないなどの理由から、子育て家庭の負担感、孤立感が大きくなってきています。地域における子育てネットワークや、相談、支援体制の充実を図る必要があります。また、身体に障害のある子どもや知的障害のある子どもなど、その障害の程度に応じ、生涯を見据えた支援の方策を検討する必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
子育て支援センター施設数	箇所	7	7	8	子育てに関する情報の提供と保護者の交流の場を増加
子育て支援センター利用者数	人／ 年	32,458	33,664	40,000	子育てに関する情報の提供と保護者の交流の場の利用者を増加
ファミリーサポート [*] 登録者数	人	163	172	200	子育ての援助を行う市民の登録者数を増加

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
子育てネットワークの整備	●	●	●	●	●	●	●
子育て支援センターの整備	●	●	●	●	●	●	●
ファミリーサポート事業の推進	●	●	●	●	●	●	●
発達相談センターの設置・運営		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



保育園への送迎など、子育ての援助をしてほしい市民へ、援助を行いたい市民を紹介するファミリーサポート事業などを通じて、地域で地域の子どもたちを育てることを支援します。

3 子どもの人権の尊重

基本方針

子どもの人権を尊重し、子どもの自立を促す地域づくりを進めるとともに、本市の自然と風土のなかで、子どもたちがたくましく生きる力を伸ばすことができるよう、保育園、幼稚園から高校までの教職員が家庭、地域と連携して生徒指導と家庭教育支援の取り組みを推進します。

また、複数の児童相談窓口を設置するとともに、児童相談所などの関係機関で組織する要保護児童※対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見とその支援体制の整備を推進します。

施策を取り巻く環境

都市化の進展や核家族化の進行などを原因とした家庭や地域における子育て機能の低下が、子どもを取り巻く環境を変化させています。

非行など問題行動の増加、不登校、いじめに加え、児童虐待などの発生が深刻な社会問題となっています。子どもが一人の人間としての人権を有し、尊重される存在であることを認識し、健やかに育まれる環境づくりが緊急の課題となっています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
児童相談窓口の設置数	箇所	2	2	9	子育て支援センター窓口で相談を実施し、相談体制を充実

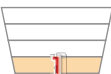
施策を実現する手段

○分野別計画：子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
母子保健計画（第3次）（平成28年度～平成37年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
児童相談の実施	●	●	●	●	●	●	●
乳児全戸訪問の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
協働する（パートナーシップ）



地域で地域の子どもたちを育てるという意識の醸成により、いじめや児童虐待などを許さない市民意識を作り出す支援を行います。

4 子育てを楽しむ喜べる社会づくり

基本方針

男性の子育てへの参加促進に向けて、男女共同参画意識の醸成と、子育てにおける男性の役割などについて啓発活動を推進します。

また、男女が共にいきいきと楽しく子育てをしながら働き続けられるよう、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを推進するとともに、ワークライフバランスの実現を支える保育サービスや放課後児童クラブ[※]など、子育て支援サービスの充実を図ります。

施策を取り巻く環境

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、子育てをしながら働くことのできる基盤づくりが必要です。

保育施設の老朽化に伴う建替えや施設整備などについては、保育児童数の推移を見守りながら、計画的に進める必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
保育児童数	人	1,690	1,997	2,100 (1,850から変更)	保育サービス充実による児童数の増加
児童館利用者数	人	-	102,060	105,000	児童の健全な遊びと健康増進施設の利用者増加

施策を実現する手段

○分野別計画：子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
ののいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
保育施設の計画的な整備と改修	●	●	●	●	●	●	●
児童館の計画的な整備と改修	●	●	●	●	●	●	●
放課後児童クラブの計画的な整備と改修	●	●	●	●	●	●	●
児童館民営化の準備・実施		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ4

市民発のアクションが実施される



利用者のニーズを踏まえながら、保育サービスや放課後児童クラブなど、子育て支援サービスを充実します。

5 結婚・妊娠・出産・子育ての 切れ目のない支援

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない、「野々市版ネウボラ」による支援体制の構築を促進します。

子育て支援センター・菅原の老朽化等に伴い、支援センターの機能を充分生かしつつ、子育て世代の包括的なサービスを行う施設の整備を行います。また、子育て世代の女性とともにワークショップを行い、結婚・妊娠・出産・子育てへの不安を減らすアクションを検討し、実践を図ります。

施策を取り巻く環境

子どもを産み、育てる環境を充実するためには、結婚から出産までのさまざまな課題に対して総合的に取り組む必要があります。ワンストップで包括的なサービスを行える拠点づくりや、既存のサービスの切れ目を補うサービスの実施が求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
子育て支援センター（子育て世代包括支援センター）利用者数	人／年	-	11,059	14,000	包括的な子育てサービス提供の推進
放課後子ども教室参加人数	人／年	-	153	160	放課後の子どもたちの居場所づくりの推進
子どもの学習教室の利用人数 (延べ人数)	人／年	-	-	60	生活保護世帯の子どもへの学習支援

施策を実現する手段

○分野別計画：のいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
子育て世代包括支援センターの検討	●	●	●	●	●	●	●
放課後子ども教室の実施	●	●	●	●	●	●	●
生活保護世帯の子どもの学習支援事業	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ4

市民発のアクションが実施される



既存のサービスの切れ目を補うために、子育て世代の女性とともにワークショップを行い、結婚・妊娠・出産・子育てへの不安を減らす仕組みをつくります。

安心とぬくもりを感じるまち



▲ 絵画・写真展 入選作品「真冬の放水」

1 地域防災力の強化

重点プロジェクトI 関連施策

基本方針

災害は、いつ発生するか分かりません。国土強靱化地域計画や復興計画の策定を検討し、人命を守り、経済社会を迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えたまちづくりを平時から構築します。

自主防災組織の活動支援や設立促進を進めるとともに、市民、町内会、各種団体、行政など関係機関の連携と「自分のまちは自分で守る」という理念を広め、地域の絆を生かした地域の安全の向上を図ります。

また、避難行動要支援者支援体制の整備、避難場所の確認や家庭で常備すべきものなど日頃の心構えについて啓発を行います。防災行政無線などを活用し、災害情報を的確・迅速に伝達します。

近隣市町等との災害協定や石川中央都市圏での連携に基づき、災害時の応援体制の強化を促進します。

施策を取り巻く環境

大規模な被害を及ぼす自然災害に備えるためには、行政による消防力や防災力の強化に加え、自主防災組織の設立や育成など、市民が主体となった地域防災力の強化が不可欠です。危機管理に関する各種研修や訓練を実施し、危機管理意識[※]と危機管理能力の向上を図ることが重要です。

また、災害発生時の各種応急復旧活動を行うため、民間事業者や金沢工業大学、県内の自治体、愛知県東浦町、京都府城陽市とも災害時応援等協定を締結しています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
自主防災組織の数	団体	26	47	54	全町内会で結成し、地域防災力を向上
地域防災リーダー数	人	20	66	80	自主防災組織における防災士数を増加
災害時応援等協定の締結数	団体	19	39	40 (30から変更)	行政による防災力を強化
地域の安全向上事業の個別事業の取り組み	件	0	-	6	さまざまな分野での地域防災力の向上

施策を実現する手段

○分野別計画：地域防災計画（昭和37年度～（平成27年度改訂））国民保護計画（平成19年度～（平成27年度改訂））
業務継続計画（平成28年3月～）のいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
自主防災組織設立の促進	●	●	●	●	●	●	●
地域防災リーダー育成・活動支援	●	●	●	●	●	●	●
業務継続計画（BCP）の策定・見直し		●	●	●	●	●	●
地域の絆を生かした地域の安全向上事業		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する（パートナーシップ）



万が一発生した災害の際に、自分と家族を助けられるのは、約7割が自分自身（自助）、約2割が近所に住む人たち（共助）、そして約1割が救急や自衛隊など（公助）であると言われています。

自主防災組織の活動を支援するとともに、災害の発生時における、自助と共助の重要性を承知し、備える市民の意識醸成を促します。

2 避難所や住宅の耐震化促進

基本方針

災害時に拠点避難所として使用される小中学校や避難所となる公共施設は、市民の生命を守るために非常に重要な施設です。

避難所となる小中学校の耐震化工事は完了しましたが、その他の施設の耐震化について、計画的な耐震化工事を進め、建物倒壊による被害の軽減を図り、地震などの大規模災害に強いまちづくりを推進します。

また、住宅の耐震診断、耐震補強に必要な費用の一部を助成するなど、地震発生時に倒壊建物がなく、市民が安心して快適に住み続けられるまちをめざします。

施策を取り巻く環境

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震による被害とともに、大きな津波による未曾有の被害を受け、全世界を震撼させる大災害となりました。平成28年4月の熊本地震では、地震活動の活発な状態が継続したことにより地震は増減を繰り返し、避難生活の長期化を余儀なくされ、早急な生活の再建が求められています。

地震による家屋倒壊は、多くの死傷者を発生させるとともに、道路を遮断するため、救助活動に支障を来とし、被害を拡大させるおそれがあります。避難所が倒壊することのないよう、耐震診断を進めるとともに、耐震化工事を促進する必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
住宅の耐震化に対する助成	件数	-	4	30	耐震改修等への助成による耐震化率の向上
避難所となる公共施設の耐震化率	%	90	94	100	耐震改修促進計画に基づく公共施設の耐震化率増加

施策を実現する手段

○分野別計画：建築物耐震改修促進計画（平成20年度～）

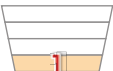
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
既存建築物の耐震改修工事費などへの補助	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

協働する（パートナーシップ）



万が一の災害発生時に、その被害を最小限に抑え、また、速やかな復興活動へと移行するため、災害の発生に備え、建物の倒壊などが起こらないよう、耐震診断や建物の補強を促します。

3 ライフライン等の強化

新規

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

災害時の救援、復興を適切に実行するために不可欠な水道、下水道の供給施設の耐震化を推進するとともに、道路の防災性能を向上させるため、電気、通信事業者など関係機関との連携強化を図ります。

災害時における^{がれき}瓦礫などの処理への対応や、冬期間の排雪の強化を図ります。

また、円滑な消火活動を支えるための消防水利の充実と適正配置を推進します。

施策を取り巻く環境

近年増加している、地震災害や風水害などから市民の生命と暮らしを守るためには、災害時にライフラインなどを確保する必要があることから、関係機関や団体等との連携による迅速な対応が求められます。

また、都市化の進行により、災害時の建造物の^{がれき}瓦礫などの処理や積雪時における排雪に困難をきたす可能性があることから、災害時に多目的な利用が可能な災害時多目的広場の確保が必要となっています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
下水道幹線管路の耐震化率	km	-	4.2	8.6	下水道幹線管路の耐震化延長
配水本管の耐震化	km	-	5.1	26	200ミリ以上の配水本管の耐震化延長
災害時多目的広場数	箇所	-	0	1	災害時多目的広場として単独利用可能な場所の確保

施策を実現する手段

○分野別計画：地域防災計画（昭和37年度～（平成27年度改訂））
下水道総合地震対策計画（平成26年度～平成30年度）
上水道配水本管耐震化事業計画（平成24年度～平成39年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
下水道幹線管路の耐震化		●	●				
配水本管の耐震化		●	●	●	●	●	●
災害時多目的広場の確保		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

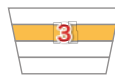
ステップ2

意見を言う



目標ステップ3

協働する（パートナーシップ）



都市インフラの関係者と連携し、災害時の情報共有や復旧に関する備えを強化するとともに、除雪など市民の自助活動の意識を育みます。

1 地域消防の強化

基本方針

万が一発生した火災や水害などに的確に対応し、市民の生命と財産を守るため、地域を守る消防団員が活躍しています。消防団活動の情報提供や広報活動を行い、消防団員の安定確保を図ります。

定期的な消防訓練や防災訓練、救急救命講習会を実施するとともに、水防活動などの迅速化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

震災や風水害などにより、同時に多数の負傷者が発生した場合には、平常時のような救急体制を期待することは難しいことから、市民による自主的な救護活動が極めて重要になります。このような場合に備え、救急救命講習会などの応急手当講座の積極的な開催を推進します。

施策を取り巻く環境

消防団員の確保の問題、昼と夜の地域防災力の格差、地域における連帯感の希薄化により、地域防災力の低下が懸念されていることから、災害時に相互に助け合うための地域コミュニティの形成が求められています。

また、自主避難などの指標となる管理河川等の警戒水位の設定や、他団体との情報ネットワークの確立が必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
警戒水位設定のための水位計の設置箇所	箇所	0	0	6 (5から修正)	水害による被害軽減策の強化
消防団員の数	人	105	112	130	地域防災力の強化
救急救命講習会の開催回数	回/年	80	59	100	地域防災力強化のため町内会、事業所、学校での講習回数増加
監視箇所数	箇所	-	5	8	道路監視カメラ設置による早期の災害対応
安全施設設置箇所	箇所	-	-	3	横断地下道出入口にバリアードや情報板の設置箇所増加

施策を実現する手段

○分野別計画: 地域防災計画(昭和37年度～(平成27年度改訂))

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
河川情報の整備	●	●	●	●	●	●	●
非常備消防の施設・資機材の整備	●	●	●	●	●	●	●
地域防災計画の見直し	●	●	●	●	●	●	●
土木防災システムの拡充	●	●	●	●	●	●	●
地下道の安全度の向上	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



火災や水害などの発生時に地域を守る消防団員への加入を促します。また、自分の身を自分で守るために、必要な情報を自ら入手し、早めの避難行動に繋がるように意識向上を促します。

2 避難場所、防災用備蓄の充実

基本方針

万が一の災害発生時には、小中学校などが地域の拠点避難所となり、一時的な生活の場所となります。拠点避難所となる小中学校などには、物資配給の拠点として活用する防災備蓄倉庫の設置を図るとともに、食料、毛布、トイレなど備蓄物資の充実を図ります。

また、定期的に避難場所やそれぞれの家庭で用意すべき防災用品などの周知強化を図り、災害による被害を最小限に抑えとともに、迅速に復旧、復興活動に移ることができるまちをめざします。

施策を取り巻く環境

本市では、自然災害などに対応するため、小中学校などの公共施設や民間施設を拠点避難場所や予備避難所に指定しています。また、避難行動要支援者である高齢者や障害のある方などの避難場所として、市内の福祉関係施設を福祉避難場所として指定しています。

大規模な災害の発生時には、全市的な避難場所の確保と食料などの緊急物資の供給が必要となることから、市の備蓄に加え、自主防災組織や各家庭、事業所における備蓄が重要となります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
福祉避難所数	箇所	4	6	6	避難行動要支援者を収容する避難所の増加
災害備蓄食料の備蓄率	%	85	100	100	地域防災計画に定める備蓄量に対する備蓄率の増加

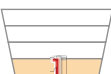
施策を実現する手段

○分野別計画：地域防災計画（昭和37年度～（平成27年度改訂））

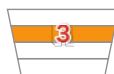
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
災害備蓄品の整備	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する（パートナーシップ）



避難所の場所や家庭で用意すべき防災用品などについて、広報紙や防災ハンドブック、ホームページ※やコミュニティラジオ※などで情報を発信し、周知を図ります。

1 交通安全対策の強化

基本方針

モータリゼーション※の発達や老年人口の増加、ライフスタイルの多様化などにより、道路交通事情を取り巻く環境は悪化する傾向にあります。

交通事故の減少を図るため、標識や道路照明、歩道など安全施設の整備を充実し、危険交差点の改良や既設通学路等の安全確保とともに、交通安全教育の充実、交通マナー向上対策の強化、交通安全ボランティアの育成と支援など啓発活動を推進します。

施策を取り巻く環境

都市化の進展により交通量が増加し、通過交通※の多い国道での事故をはじめ、生活道路での事故の割合が高くなっていることから、交通弱者の子どもや高齢者の交通安全対策と併せ、道路交通環境の改善に、重点的に取り組まなければなりません。

また、交通事故の多くは、基本的な交通ルール違反や交通マナーの低下が原因であることから、市民一人ひとりの意識向上が大切です。

交通事故が発生しにくい環境をつくるために、地域が一体となって、交通安全ボランティアによる交通安全教室の実施や自転車運転のマナーアップのための街頭指導を行い、交通安全意識の高揚を図っていきます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
標識・照明の設置率	%	100	100	110	交通安全のための標識等の設置率増加 (新市街地分)
歩道改良の延長	km	-	1.8	3.6	歩道有効幅員拡幅の整備路線延長による 安全性の確保

施策を実現する手段

○分野別計画：交通安全計画（第10次）（平成28年度～平成34年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
幼児、児童の交通安全教室の実施	●	●	●	●	●	●	●
高齢者の交通安全意識高揚の推進	●	●	●	●	●	●	●
ボランティアによる街頭活動の強化	●	●	●	●	●	●	●
人にやさしい道づくりの推進		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する（パートナーシップ）



自動車や自転車の安全運転とマナー向上を実践する市民の意識向上を図るため、積極的な広報、啓発活動を行うとともに、市民参加型による交通安全対策を支援します。

1 防犯対策の強化

基本方針

経済環境の変化に伴い、犯罪形態が多様化するなか、地域ぐるみの防犯活動を積極的に推進します。

さらに、防犯ボランティア団体の連携強化と活動の活性化を促し、自主防犯体制を強化するとともに、防犯灯の設置を促進するなど、犯罪が発生しにくい環境を整備し、地域の安全は地域で守るという意識を基本として、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

施策を取り巻く環境

都市化の進展に伴い、地域の連帯意識が希薄化し、犯罪の広域化、スピード化と相まって、特に車上狙いや自転車盗などの街頭犯罪が多発傾向にあります。

地域の安全と安心を実現するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域が一体となって犯罪抑止に取り組むことが必要です。

本市では、防犯協会や金沢工業大学イーグル・セーフティ・プロジェクトチームなどによる自主防犯パトロール、児童や生徒の登下校を見守る見守り隊などの防犯ボランティアによる地域活動が活発に行われています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
防犯灯の設置数	灯	4,000	4,478	4,800	町内会が管理する防犯灯数の増加による犯罪抑止
地域ボランティア活動の実施数	回	33	71	75 (36から変更)	市民の防犯意識向上

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
街頭犯罪抑止対策の推進	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



防犯ボランティア組織の活動の活性化を支援し、市民と地域、行政が一体となって犯罪を抑止するための取り組みを推進します。

1 消費者の安全安心の確保

基本方針

複雑・巧妙化する消費者トラブルから市民を守り、安心して生活できるまちをめざします。

市民が安心して相談できるよう、消費生活センターの相談体制を充実させるとともに、市民が自覚を持って行動できる自立した消費者となるための消費者教育を推進し、相談・啓発・教育と、消費者行政の充実を継続的に図ります。

施策を取り巻く環境

インターネットの普及などにより通信サービスに関連した消費者トラブルが増加しており、若年者から高齢者まで誰もがトラブルに巻き込まれる可能性があります。また、訪問販売や電話勧誘販売などによる被害もあり、誰もが安心して気軽に相談できる体制を整える必要があります。

今後ますます複雑・巧妙化する消費者トラブルに対応できるよう、相談員の資質向上や、相談体制の充実に努める必要があります。

成果指標

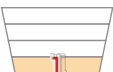
指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
消費生活相談会の開催数	回／年	0	19	20	移動相談室の開催による消費者の安全確保

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
消費生活相談員の養成	●	●	●	●	●	●	●
消費生活相談の対応	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



複雑・巧妙化する消費者トラブルを未然に防ぐため、市民が自覚を持って行動できる自立した消費者となるための啓発・消費者教育を推進します。

2 消費者教育の充実

基本方針

インターネットや電話を利用した悪質商法、多重債務※、食品の表示偽装などの事件・事故が発生するなど、消費者を取り巻く環境は、複雑化、多様化し、いつの間にかトラブルに巻き込まれてしまうといった事例も見受けられます。

このようなトラブルから消費者である市民を守るために、消費生活に関する情報提供や啓発活動に努め、学校、地域、家庭、職場など、さまざまな機会と場所を通じて、消費生活に関する教育の充実を図ります。

また、消費者に必要なとされる情報を、迅速に、的確に届けることができるよう、情報の収集と発信体制の整備を推進します。

施策を取り巻く環境

消費者が日常の暮らしのなかで使用する商品や利用するサービスは、その構造、品質、内容などにおいて、事業者によって安全性が確保されていることが基本的な条件ですが、現実には商品やサービスによる消費者被害が多数発生しています。

一方、全国的に発生している多重債務問題や消費者事故などの被害を未然に防ぐためには、消費者である市民が、消費者として身に付けておくべき情報を正確に得ることが必要です。また、行政では、消費者に必要な情報を正確に届けることができるよう、情報の収集と発信の体制を整えることが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
消費生活研修会の開催回数	回/年	10	23	30	地区老人会、町内会など各種団体での研修会を通じた消費者の意識向上

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
消費生活研修会の開催	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



消費生活に対する学習機会の提供や情報提供、啓発活動により、消費者である市民の意識向上を図ります。また、市民が消費者教育への協力や啓発活動へ参加、参画できる環境を整えます。

環境について考える人が 住むまち



▲ 絵画・写真展 入選作品「野々市しを、さんぽ」

1 環境の保全の推進

基本方針

私たちの日常生活や事業活動は、さまざまな面から環境に負荷を与えており、今日の多くの環境問題にとって無視できない要因となっています。

健全で恵み豊かな自然環境が保全されるとともに、それらを通じてすべての市民が幸せを実感できる生活と、次の世代へ継承できる環境の保全を推進します。

本市の社会的、自然的条件に応じた環境保全のため、総合的で長期的な視点から、計画的に本市が持つ資源や特長を生かした地域づくりに努めます。

施策を取り巻く環境

私たちの生活や活動に伴って排出される温室効果ガス※によって引き起こされている地球温暖化をはじめとする環境負荷は、さまざまな形で私たちの暮らしに影響を及ぼしています。

今日の環境問題の中には、このまま放置すれば、将来、甚大な被害をもたらす可能性が指摘されている問題もあります。特に、地球温暖化問題に対する取り組み、循環型社会の構築、良好な大気環境や健全な水環境の確保、生物多様性※の保全の分野について、着実に前進を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
環境基本条例制定の達成度	%	0	0	100	条例制定の達成割合
環境基本計画策定の達成度	%	0	0	100	計画策定の達成割合

施策を実現する手段

○分野別計画：環境基本計画（平成33年度策定予定）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
環境基本条例の制定		●	●				
環境基本計画の策定と実施				●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する（パートナーシップ）



一つひとつの力は小さくても、多くが集まれば大きな力になるはずです。電気をこまめに消す、水を出したままにしないなど、身近なことからはじめ、日常生活での環境への負荷を低減するための取り組みを支援します。

2 地球温暖化対策の推進

基本方針

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす大きな問題です。その解決には、市民、事業者、国、県、近隣市町と本市が連携して、温室効果ガスの排出抑制などに取り組まなければなりません。

温室効果ガス排出抑制などに取り組むにあたり、まずは本市自身が率先的に取り組み、市民や事業者の模範となるよう努めます。

また、市民や事業者の協力を得て、公共交通機関や自転車の利用促進などのライフスタイルの見直しを進め、暮らしや産業活動、輸送、エネルギーの低炭素社会※の実現を推進します。さらに、市民や事業者によるグリーンカーテン※、太陽光などの新エネルギーによる地球温暖化対策の普及を積極的に推進します。

施策を取り巻く環境

国では、温室効果ガスの排出抑制、吸収の量の目標を設定し、国内における地球温暖化対策の全体枠組みの形成とその総合的実施とともに、クールビズ※やウォームビズ※などの国民運動を展開するほか、国際的協調のもとで、さらなる取り組みが求められています。

また、地方公共団体には、自らの温室効果ガス排出量の削減や市民、事業者に対する支援のほか、地域の条件に応じて、創意工夫により温室効果ガスの排出削減に資する都市・地域整備、社会資本の整備、新エネルギーの導入、緑化運動の推進などの取り組みが期待されています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
地球温暖化対策実行計画の 達成度	-	100	101	90	市の事務・事業により排出される温室効果ガス量の削減(対平成20年度)

施策を実現する手段

○分野別計画:地球温暖化対策実行計画(第一次)(平成22年度～平成33年度)

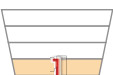
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
主要な事務・事業に関する温室効果ガスの 排出量の削減	●	●	●	●	●	●	●
市民、事業者への地球温暖化対策の啓発	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

協働する(パートナーシップ)



私たちの住む地球を守るため、市民や事業者が二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを抑える取り組みを日常から行うよう呼びかけ、支援していきます。

3 自然環境の保全

基本方針

私たちは、多様な生き物たちの恵みにより“いのち”と“くらし”が支えられていることを理解しなければなりません。

国や県、近隣市町などと連携し、自然と人間との共生をめざし、生物多様性の保全や持続可能な地域の構築に努めます。

また、市民の里地・里山・里海の保全に対する関心を高め、自然とのふれあいを通して、環境の保全に必要な人材の育成に努めます。

施策を取り巻く環境

生物の多様性は、開発などによる生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山などの劣化、外来種[※]などによる生態系のかく乱などにより、危機に直面しています。

また、地球温暖化などの気候変動は、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれが懸念されています。

成果指標

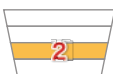
指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
環境ボランティアの人数	人	0	116	100 (20から変更)	自然環境保全に関心のある市民の増加
環境ボランティアによる活動	回/年	0	12	12 (4から変更)	自然環境保全の啓発などを行う催し物等の増加

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
自然環境の保護に携わるボランティアなどの育成	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ2
意見を言う



目標ステップ3
協働する(パートナーシップ)



私たちの生活や事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を承知し、人間だけではなく、鳥や花、木や昆虫、動物たちも、私たちと共に生きていることに配慮した生活や事業活動を支援していきます。

4 ごみ減量、資源リサイクルの推進

基本方針

私たちの生活は、さまざまな資源の利用によって成り立っています。

限りある資源を有効に活用し、豊かな本市の姿を次世代に引き継ぐためには、私たちのライフスタイルを見直し、ごみの減量や、資源のリサイクルを推進する必要があります。

本市では、市民や事業者の協力により、ごみになるものはいらないと断る(Refuse: リフューズ)、ごみをできるだけ減らす(Reduse: リデュース)、再利用する(Reuse: リユース)、再生利用を心がける(Recycle: リサイクル)、修理して使う(Repair: リペア)という5つのRを推進します。

また、再生資源など環境への負荷の少ない環境物品などの購入を推進し、地域における循環型社会を構築し、環境への負荷が低減されるよう努めます。

施策を取り巻く環境

資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にするには、循環型社会を形成することにより、地域を持続することが可能な生産形態、消費形態を作り上げなければなりません。

今、私たちが暮らす環境は、自然の循環サイクルから外れており、自然による自浄力だけでは回復することが難しくなっています。すべての市民が力を合わせて、汚さない努力をすることが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
家庭系ごみの排出量	g	592	546	517	市民1人1日あたりのごみ排出量低減
事業系ごみの排出量	g	7,083	7,317	6,189	1事業所1日あたりのごみ排出量低減
リサイクル率	%	13	10	15	空き缶、空き瓶等のリサイクル率向上による環境負荷の低減

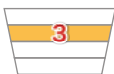
施策を実現する手段

○分野別計画：一般廃棄物処理基本計画(平成23年度～平成33年度)
容器包装廃棄物分別収集計画(第8期)(平成29年度～平成33年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
家庭系ごみの減量	●	●	●	●	●	●	●
事業系ごみの減量	●	●	●	●	●	●	●
ごみのリサイクル推進	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



ごみの減量と資源のリサイクルの促進のため、市民や事業者が着実に5つのRを実施するよう呼びかけます。

5 廃棄物の適正処理

基本方針

循環型社会を形成するためには、家庭から排出される一般ごみや燃えないごみなどの廃棄物を、指定された日に分別して排出するなど、適正な処理方法を行うことが重要です。

廃棄物を適正に処理するために、市民と事業者、行政が一体となって普及啓発活動に努めます。

また、家庭系ごみの排出量に応じた負担の公平化などの観点から、分別収集の区分の見直しや集団回収への助成、排出抑制や再利用の促進などの充実を図るとともに、ごみ処理有料化の導入について検討します。

施策を取り巻く環境

人口や事業所数の増加に伴う廃棄物の適正な処理と、廃棄物処理施設や最終処分場などの整備が課題となっています。

また、近年では、燃えないごみなどの集積場から廃棄物を持ち去る行為が見受けられ、適切な措置を講ずる必要があります。

さらに、地震や水害などの災害に伴い、大量に発生する災害廃棄物^{*}についても、迅速で適正に処理できるような体制を整える必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
家庭ごみ集積場数	箇所	1,600	1,623	2,000	家庭ごみを出しやすい環境を整備し、不法投棄を抑制

施策を実現する手段

○分野別計画：一般廃棄物処理基本計画(平成23年度～平成33年度)
資源包装廃棄物にかかる分別収集計画(第8期)(平成29年度～平成33年度)
地域防災計画(昭和37年度～(平成27年度改訂)) 災害廃棄物処理計画(平成28年度～)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
白山野々市広域事務組合や隣接市との連携	●	●	●	●	●	●	●
一般廃棄物処理業者に対する指導	●	●	●	●	●	●	●
市民、町内会などに対する支援と啓発活動	●	●	●	●	●	●	●
家庭系ごみ処理の有料化についての検討		●	●	●	●	●	

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



ごみの適正な排出に努めるとともに、市民協働によって不法な投棄や、廃棄物の持ち去りなどの早期発見や速やかな除去を行うことができるよう、体制の整備支援と啓発活動を行います。

1 快適な生活環境の確保

基本方針

良好な水環境、大気環境、土壌環境を守り、また、日常生活に起因する公害や苦情のないまちをめざします。

本市に生活する市民や事業所の増加に伴って、日常生活や事業活動上でトラブルが発生する場合がありますが、市民の相互理解や、地域コミュニティの形成により、自主的に解決することができ、快適な生活環境を確保できるよう、啓発活動を推進します。

施策を取り巻く環境

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害のほか、近年増加傾向にある日照や通風の阻害、光害、電波障害や日常生活に起因する公害など、公害の種類は多様化しています。

事業活動などに伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害の発生が懸念され、また、空き地の適正な管理、ペットのふんの適切な処理を怠るなど日常生活に関するマナーが守られないことにより、生活環境に被害が生ずるおそれがあります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
空き地の除草受託面積	m ²	12,000	5,927	5,000 (10,000から変更)	市民の自主的な解決により受託面積の減少

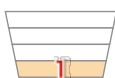
施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
公害防止のための指導	●	●	●	●	●	●	●
環境分析調査の実施	●	●	●	●	●	●	●
空き地の除草	●	●	●	●	●	●	●
美化推進活動に対する支援	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



特に日常生活に起因する公害について、市民同士がお互いを気遣い、地域で生活しているという意識醸成のための支援を行います。

2 持続的な地下水の保全と利用の調和

基本方針

地下水は、地域特有の地質や自然、人為的な水循環の巧みな組み合わせによって成り立っている貴重な資源です。

豊富であると考えがちな地下水も、決して無限にあるものではなく、また、地下水は地域で共有する貴重な資源であることを認識し、“持続的な地下水の保全と利用の調和”を基本理念として、その保全対策を地域全体で取り組むことを進めます。

また、地盤沈下の原因ともなる地下水の水位、揚水量、かん養[※]量などの推移を注視し、近隣市町との連携を保ちながら、地下水の採取規制のあり方を検討します。

施策を取り巻く環境

都市化の進展などに伴い、農地などが雨水の浸透しにくい宅地や道路等に変わってきており、地下水がかん養される条件は次第に厳しさを増していることから、かん養の促進に努め、大きな保水力を持つ水田などの機能を、できる限り保全することが必要になります。

また、本市域は手取川扇状地に位置しており、主に砂や石が堆積する浸透性が高い地域です。地表に流れ出した有害物質などが容易に帯水層へ到着し、地下水を汚染させる可能性があることを踏まえ、地下水の水量や水質などの保全が求められます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
計画に基づく環境分析調査	回／年	-	1	1	地下水保全のための取り組み

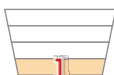
施策を実現する手段

○分野別計画：地下水保全計画（平成28年度～平成33年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
地下水保全計画の見直し・策定					●	●	●
計画に基づく地下水保全の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する（パートナーシップ）



節水を心がけ、限りある貴重な水資源の保護と保全のための意識醸成を図ります。

3 墓地の確保

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

健全な公衆衛生の確保の観点から、公営墓地の適切な管理に努めるとともに、墓地、納骨堂の設置者に対して、適正な管理の指導を推進します。

既存墓地の拡張について支援を行うとともに、新たな公営墓地公園の整備に向け、関係機関との調整を進めます。新たな公営墓地公園は、新市街地整備地区で設置することとし、幅広い年齢層の参拝者を想定し、近距離にあって一定規模の駐車場を持った、緑地等で囲まれた公園となるよう計画を進めます。

整備区画数については、平成28年5月に策定した「野々市市営墓地整備計画」を基に、2021年までに概ね1,000区画の整備、2040年までに概ね3,000区画の整備を段階的に行い、全体として概ね4,000区画を整備します。

施策を取り巻く環境

本市が、住みたい、住み続けたいと考えてもらえる定住化志向の高いまちとなるためには、生涯にわたって、また、世代を超えて住み続けることのできる環境が必要です。

本市内には墓地が少なく、また、行政区画が小さく、市街化が進んだ本市の現状では、まとまった墓地の用地を確保することは非常に困難な課題です。

墓地の拡張や新たな墓地の設置のためには、公衆衛生の確保とともに、周辺で生活する市民の理解を十分に得る必要がありますが、“ふるさと野々市”として、安心して住み続けるまちを実現するためには、墓地が必要不可欠であり、定住化を促進するために重点的に検討する必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
墓地区画数(概算)	区画	2,000	2,000	3,000 (5,000から変更)	定住化志向の向上 (宗教法人が設置する墓地を除く)

施策を実現する手段

○分野別計画:市営墓地整備計画(平成26年度～平成33年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
公営墓地の適正管理や共同墓地などの適正管理指導	●	●	●	●	●	●	●
共同墓地などの拡張に対する支援	●	●	●	●	●	●	●
墓地公園の整備		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ3

連携する(パートナーシップ)



定住化促進を目的とする公営墓地公園等を設置することについて検討を行うにあたり、市民から意見を伺い、最良な墓地公園等の設置を行います。

1 環境教育の充実

基本方針

地球温暖化や廃棄物処理などの環境問題に対する市民の意識は、徐々に高まっています。

地球環境問題を正しく理解し、一人ひとりが行動するまちをめざして、環境教育の推進に努めます。

また、家庭や学校、地域、職場など、さまざまな機会を通じて環境教育の実施の働きかけや支援を行い、環境の保全に必要な人材の育成に努めます。

施策を取り巻く環境

環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが、環境に配慮した生活を送る消費者として、環境に対する意識やライフスタイルを変えていく必要があります。

また、環境や環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識などを市民が得るための教育や学習の機会を充実する必要があります。

成果指標

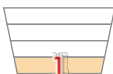
指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
環境教育への参加	人	100	200	600 (500から変更)	町内会が実施するごみ減量等の研修会などによる環境保全意識の高揚
環境保全体験事業への参加	人	-	28	100	自然の生き物調査や水、森などの大切さを学ぶことによる環境保全意識の高揚

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
環境保全活動に対する支援	●	●	●	●	●	●	●
環境教育などに関する情報提供	●	●	●	●	●	●	●
市民への啓発活動	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



行政が行う環境保全に対する啓発活動や、環境教育の実施についての働きかけにより、市民の環境意識を高めるための支援を行います。

みんながキャンパスライフを楽しむまち



▲ 絵画・写真展 入選作品「御経塚虫送り」

1 確かな学力をはぐくむ教育の推進

基本方針

すべての子どもたちに、学力の重要な3つの要素である「基礎的な知識及び技能を習得」させるとともに、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」を育み、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことをめざします。

学校研究の推進や教職員研修の充実を通じて授業力の向上を図るとともに、小中学校での英語教育の充実に向けた外国語指導助手の配置、情報教育の推進のための情報機器の配備など、授業の充実を図るための人的、物的な教育環境の充実に努めます。

また、幼稚園教育の振興と経済的な理由によって就学が困難な子どもたちの保護者に対して支援します。

施策を取り巻く環境

今日の変化が激しい社会に踏み出す子どもたちには、確かな学力が求められます。

平成23年度、平成24年度から実施された学習指導要領では、「生きる力」を育むという理念のもと、教育内容の充実が図られ、授業時数も増加しています。これらに対応するため、本市では、教育内容の見直しや教員の資質向上、指導の充実を図ることが必要です。

また、保護者の経済的な理由により就園や就学が制限されることのないように、十分な配慮が必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
「授業が分かりやすい」と答える児童(小6)の割合	%	81.2	81.4	85.0	授業の質の向上
「授業が分かりやすい」と答える生徒(中3)の割合	%	60.6	71.9	75.0 (70.0から変更)	

施策を実現する手段

○分野別計画: 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)
(平成24年度～平成33年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
学校研究の推進	●	●	●	●	●	●	●
情報教育機器の保守と整備	●	●	●	●	●	●	●
特別支援教育 [※] の推進	●	●	●	●	●	●	●
小学校と中学校が連携した生徒指導の充実	●	●	●	●	●	●	●
授業公開や研究協議などでの校種間交流の推進	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ2
意見を言う



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



学校は、教育活動の状況を積極的に保護者に発信し、相互の理解を深め、家庭、地域と共に確かな学力の育成に努めます。

2 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

基本方針

すべての子どもたちに、自らを律しつつ、他人と共に協調し、人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性を育むことをめざします。

学校では、道徳教育全体計画を作成し、道徳科を要として、さまざまな行事などを含めた学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。また、創造力を伸ばし、豊かな感性を育むためには、読書の習慣は大変重要です。子どもたちが生涯にわたって読書に親しむ基盤を作るため、朝読書や読み聞かせなどの読書活動を推進するとともに、学校図書館の充実を図ります。

さらに、豊かな人間性を育むためには、人とのかかわりが大切です。学校では、保護者や地域との連携を通じて、家庭や地域での体験活動などを積極的に推進します。

施策を取り巻く環境

現代社会では、少子高齢化、高度情報化※、経済のグローバル化などが進み、物質的に豊かである一方、他人を思いやる心の希薄化、規範意識や公共心の低下などが問題となっています。

このようななか、より良く生きるための基盤となる豊かな人間性を育むために、学校だけではなく、家庭や地域など、社会全体で積極的に取り組む必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
「とても人の役に立つ人間になりたい」と答える児童(小6)の割合	%	-	68.3	75	豊かな人間性を持った児童生徒の育成
「とても人の役に立つ人間になりたい」と答える生徒(中3)の割合	%	-	62.9	78	
学校図書館小学校児童一人あたりの貸し出し冊数	冊/年	66	86	90 (80から変更)	読書習慣の定着
学校図書館中学校生徒一人あたりの貸し出し冊数	冊/年	8	19	20	

施策を実現する手段

○分野別計画: 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)
子ども読書活動推進計画(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
道徳教育全体計画に即した教育活動の展開	●	●	●	●	●	●	●
児童生徒の地域活動への参加促進	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ3

連携する(パートナーシップ)



家庭、地域、学校がよりよい連携を深め、地域美化清掃活動など、さまざまな活動に大人と子どもが共に参加することを促します。

3 健やかな体をはぐくむ教育の推進

基本方針

すべての子どもたちに、運動に親しむ資質や能力の基礎を育成するとともに、健康や安全、食の大切さについての理解を深め、健康や体力の増進を図ります。

学校では、体育科の授業を通じて発達の段階に応じた体系的な指導を行うとともに、体育的な行事や中学校部活動の充実、食育の推進を図ります。

施策を取り巻く環境

高度情報化社会の飛躍的な進展により、野外で遊ぶよりもゲーム機やパソコンを使って屋内で遊ぶ子どもが増え、このことが基本的な生活習慣の乱れにつながっています。

子どもたちには、仲間と一緒に遊んだり、スポーツをすることの楽しさを体験させ、自分に合った運動を、生涯にわたって親しむ資質や能力を身に付けさせることが求められています。

また、子どもから大人まで、食生活の乱れが指摘されており、その改善を図るためにも積極的に食育に取り組み、家族の団らんを深め、健やかな体をはぐくむことが大切です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
全国体力・運動能力調査の結果(小5)	%	50.1	51.7	53.0	児童生徒の体力向上 (全国平均50.0%)
全国体力・運動能力調査の結果(中2)	%	49.1	51.6	52.0	
朝食を毎日食べる児童(小6)の割合	%	94.0	86.5	95.0	食育の推進による食生活 の改善
朝食を毎日食べる生徒(中3)の割合	%	85.6	84.5	90.0	

施策を実現する手段

○分野別計画: 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)
食育推進計画(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
児童生徒の体力向上の推進	●	●	●	●	●	●	●
部活動振興の支援	●	●	●	●	●	●	●
食育の授業の充実と啓発の推進	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



地域のスポーツ指導者による活動を促進し、地域ぐるみで子どもたちの健康増進と体力向上に努めます。

学校やPTAが中心となって食の大切さを啓発し、家庭での食育の推進を図ります。

1 地域に根ざした学校づくり

重点プロジェクト！ 関連施策

基本方針

地域に根ざした学校づくりを推進するため、保護者や市民へ学校のさまざまな情報を積極的に発信することにより、家庭や地域の学校に対する理解を深めます。

郷土資料としての社会科副読本の充実を図り、それを活用して郷土の自然、歴史、人物、文化、産業について学び、郷土や地域社会に対する誇りと愛着を育てます。

また、優れた知識や技術を持つ地域の人材を“まちの先生”として学校へ迎え入れることにより、保護者や市民の学校運営への参画を促すとともに教育活動の質の向上に努めます。

さらに、市内や近隣の大学と連携し、それぞれの大学の特色を生かしながら子どもの夢と感性を^{はぐく}む体験学習や地域教育を促進します。

施策を取り巻く環境

郷土や地域を愛し、道徳意識や社会性を身に付ける子どもたちを育てるためには、地域の方々との交流や、歴史や文化的施設を積極的に活用した自然体験学習、社会体験学習、職場体験などを行うことが大切です。また、学校評議員制度や学校評価制度を活用し、家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開することが大切です。

国では、学校運営協議会の設置や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入を通して、地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革を進めようとしています。

本市は、学校の教育活動を支援する市民の輪を広げ、地域と一体となって子どもたちを^{はぐく}む取り組みを充実させていく一方で、国の動向を見ながら連携・協働の在り方について検討を行います。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
地域の方々と連携した授業の展開	回／年	7	55	56 (14から変更)	本市に対する誇りと愛着心の向上
授業で市内施設を活用した数	箇所	55	58	80	ふるさと教育の充実

施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）（平成24年度～平成33年度）
ののいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
地域をテーマにした学習の推進	●	●	●	●	●	●	●
職場体験活動の実施	●	●	●	●	●	●	●
コミュニティ・スクール導入の研究・検討		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する（パートナーシップ）



学校公開や、地域の方々と連携する授業などの機会を通じて、保護者や地域の方々に学校が行う活動に協力していただくことで、地域に根ざした学校づくりを推進します。

2 時代の変化に適合した 学校環境づくり

基本方針

学校は、児童や生徒が1日の大半を過ごす場所であり、安全で快適な空間として勉強に励むことができるよう、環境整備を推進します。

小中学校施設の計画的な新增築や大規模改造、また、設備や備品の充実を図るとともに、普通教室、特別教室などの冷房化を行うなどにより、教育環境の充実を図ります。

また、食育推進のための見学通路や食育ホールを兼ね備えた小学校給食センターを活用し、食育を推進します。

施策を取り巻く環境

計画的な小中学校の工事や修繕を行うことにより、児童や生徒に1年を通じて快適で安全な学校環境を提供し、保護者が安心して児童や生徒を学校へ送り出すことができる学校施設を整備する必要があります。

また、ライフスタイルや価値観が多様化した現代社会においては、食の大切さが見逃されがちで、食生活の乱れや生活習慣病の増加が問題となっており、食育の重要性を再認識する必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
小中学校の大規模改造実施率	%	57	85	100	快適な環境の学校の増加

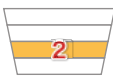
施策を実現する手段

○分野別計画: 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)
公共施設等総合管理計画(平成29年度～)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
小中学校大規模改造工事の実施	●	●	●	●	●	●	
食育の推進	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ2
意見を言う



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



児童や生徒が安全で安心して勉強に励むことのできる、快適な学習環境を整えます。
地元食材の生産者との交流を深めることで、食育を推進すると同時に、地元食材の活用と食への感謝の気持ちを^{はぐく}育みます。

3 青少年の健全育成

基本方針

青少年を健全に育成することは、地域の発展にとって不可欠であり、すべての市民の願いです。

家庭、地域、学校、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、地域全体で社会的に自立した青少年の育成を図ります。また、少年育成センター活動の充実を図るとともに、青少年健全育成団体などと連携を図りながら、地域の教育力を高めていくことを促進します。

施策を取り巻く環境

都市化や情報化などの社会環境の変化に伴い、青少年の非行や問題行動が懸念されるなか、家庭、地域、学校、行政が連携して、地域全体で青少年を育てていくことが求められています。

少年育成センターが行う各種の巡視活動を通じて、家庭や地域と連携し、非行防止や環境浄化活動※を行っています。

また、ボランティア探検隊“飛鳥”など青少年ボランティア団体を育成し、青少年が自らの力で積極的に社会的活動を行う気運を盛り上げる必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
巡視活動を行う人数	延べ人数	625	840	850 (687から変更)	青少年の問題行動の抑止
青少年ボランティア団体の加入者数	人	31	18	46	社会活動への気運の高揚

施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)
(平成24年度～平成33年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
環境浄化のための街頭巡視活動の実施	●	●	●	●	●	●	●
ボランティア活動の補助、機会の提供	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



のいちっ子を育てる市民会議などにより、地域全体で健全な青少年を育てるという気運を醸成します。

4 学び合う、支え合う地域社会づくり

基本方針

核家族化や少子化、地域の人々とのつながりの希薄化など、保護者と子どもを取り巻く社会環境が大きく変化するなか、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、支え合う地域社会をめざし、家庭、地域、学校の連携を強化しながら地域全体で子どもたちの成長を支援します。

家庭の教育力を高め、保護者と子どもの豊かな育ちを支援するため、子育て中の保護者に対して、さまざまな機会を通じて学習機会を提供するなど、家庭教育に対する意識の高揚と、地域教育力の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

核家族化や少子化、就業形態の変化などにより、家庭や地域でのしつけがおろそかになるなど教育力の低下が進むなか、どのように家庭での教育力を高めるかは重要な課題です。

本市は、家庭教育サポーターを養成し、保育園で保護者が気軽に相談できる環境を整えており、支援活動は定着しつつあります。

各発達段階に応じた保護者への適切な支援や情報提供、さまざまな機会を活用した講座を実施するなど、家庭や地域の教育力を高める必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
家庭教育学級の参加人数	人	600	865	800以上 (720から変更)	家庭教育力を向上
家庭教育サポーター人数	人	23	26	34	

施策を実現する手段

○分野別計画: 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)
子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
家庭教育の推進	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



町内会やPTA、子ども会活動などを通じて、家庭はもとより地域全体で健全な青少年を育てるという機運を醸成します。

市の持つ情報を提供するなど市民団体と連携し、webサイトを活用した情報発信を推進します。

1 社会教育の充実

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

社会教育で大切なことは、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学習できることです。

各地区の公民館では、地域に根ざした教育活動を行い、生きがいを持って充実した生活を送り、生涯にわたって自主的な学習活動が続けることができる環境の整備を促進します。

図書館では、市民の生涯学習活動を支えるとともに、地域社会の課題を解決するための情報を提供します。石川中央都市圏での連携により、広域的にサービスを受けられるよう体制を整え、図書館利用の利便性を高めることで利用を促進し、生涯学習の機会の充実を促進します。

施策を取り巻く環境

地域のつながりが薄れつつあるなか、地域の活性化を図るためには、高齢者や青少年の地域活動への参画が課題となります。学習ニーズの的確な把握と情報提供、社会教育施設の充実などにより、市民の主体的な学習活動を支援する必要があります。

本市の伝統や文化に根ざした創造的で活力ある社会教育を展開するとともに、大学や企業、地域と連携した支援体制のネットワークを強化し、市民が自主的、継続的な学習機会を得ることができ、学んだ成果を地域に還元できる学習社会を築くことを推進します。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
講座の参加者数	人／年	858	1525	1,750 (1,029から変更)	市民大学校、寿大学校等への参加者増加により、社会教育を充実
自主サークル数	団体／年	99	98	108	地区公民館、女性センター等で活動するサークル数増加により、社会教育を充実
施設利用者数	人／年	131,513	125,573	140,000	図書館、地区公民館等の利用者数増加により、社会教育を充実
図書館ボランティア登録者数	人	-	58	100	新図書館の運営への市民参加を促進
新市立図書館貸出冊数	冊／年	-	-	500,000	新たな利用者の呼び起こし

施策を実現する手段

○分野別計画: 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)
(仮称)野々市市市立図書館・市民学習センター基本構想(平成26年10月策定)
子ども読書活動推進計画(第二次)(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
読書の普及活動	●	●	●	●	●	●	●
地区公民館・自主サークルの活動支援	●	●	●	●	●	●	●
市民大学校・寿大学校・大学院の運営	●	●	●	●	●	●	●
図書館ボランティアの育成と活動支援	●	●	●	●	●	●	●
図書館サービス相互利用の検討・実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ4

市民発のアクションが実施される



社会教育施設の運営審議会やボランティア活動などを通じて、市民が社会教育を行うための事業の企画、運営に積極的に参画することができるように努めます。

2 生涯スポーツの普及と振興

基本方針

生涯にわたって健康でいきいきと生活するためには、適度な運動を継続することが効果的です。

市民の誰もが気軽に参加でき、年齢層に応じた身近に楽しめるスポーツ教室やスポーツ大会などを通じ、スポーツ活動の普及をめざします。

また、地域やスポーツ関係団体との連携強化に努め、年齢や個人に合ったスポーツ活動を推進します。

施策を取り巻く環境

近年では、ライフスタイルの変化などに伴い、健康増進に対する関心が高まっています。

個人、年齢層、地域に応じたスポーツの普及を図り、生涯にわたって行うことのできる生涯スポーツ活動の振興を通じた健康増進への寄与が必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
さわやかスポーツフェスティバル 参加人数	人／年	2,189	1,551	3,200	生涯スポーツの普及
ニュースポーツ大会参加人数	人／年	107	143	200	生涯スポーツの振興

施策を実現する手段

○分野別計画: 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
さわやかスポーツフェスティバルの実施	●	●	●	●	●	●	●
ニュースポーツ大会の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2
意見を言う



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



スポーツ関係団体や民間のスポーツクラブ、体育指導委員連絡協議会の行う活動と連携を図り、市民の自主的な生涯スポーツ活動への参加と参画を促します。

1 市民文化・市民芸術の活性化

基本方針

文化会館フォルテと情報交流館カメリアを活用し、多彩で個性豊かな、野々市らしさが溢れる市民文化と市民芸術の創造をめざします。

感性が豊かな児童や生徒に、優れた芸術を鑑賞する機会を提供し、生涯を通じて芸術文化に親しみやすい風土、風土の醸成に努めます。

また、市民参加型の催し物を企画するとともに、市民が主体となって企画し、運営する催し物に対して活動を支援します。市民が利用しやすい文化施設の環境を充実させ、各協会やサークルなど市民の文化芸術の活性化を促します。

さらに、優れた才能を持つ人材の発掘と発信にも力点を置き、文化芸術が盛んな活気あるまちづくりを進めます。

施策を取り巻く環境

心の豊かさを求めるという価値観が高まるなか、文化芸術の鑑賞や活動に対する関心が高まっています。芸術文化は、創造力豊かなひとづくりと活気あるまちづくりには欠かせないものです。

市民が身近で気軽に芸術文化活動に参加できる機会の拡充が求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
美術展出品数	点	111	158	200 (150から変更)	協会員・市民による作品出品数増加による市民文化・芸術の振興
椿まつり入場者数	人/年	6,000	6,671	7,000	市花木「椿」を題材とした芸術文化の発信による市民文化・芸術の振興
情報文化振興財団の自主事業数	回/年	19	35	40 (30から変更)	芸術文化に親しむ機会の提供の拡充と市民協働による内容の充実

施策を実現する手段

○分野別計画: 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)
(平成24年度～平成33年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
美術展の開催	●	●	●	●	●	●	●
椿まつりの開催	●	●	●	●	●	●	●
情報文化振興財団の自主事業への支援と指導	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ4

市民発のアクションが実施される



市民が自主的に企画し、運営する催し物に対して支援を行い、市民文化と市民芸術の創造を促します。

2 スポーツ団体の育成と 体育施設の整備

基本方針

スポーツ人口の増加を図るため、スポーツ少年団の団員や体育協会の会員の増加に努めるとともに、企業やスポーツクラブ、高校や大学との連携を深め、優秀な選手の発掘や指導者の育成に取り組みます。

また、新たな体育施設の集約化と複合化による活動拠点の整備、学校体育施設の開放により、体育施設等の有効的な利用を図り、スポーツが盛んで、一人ひとりが健康で豊かな生活を営む活力あふれる地域社会をめざします。

施策を取り巻く環境

スポーツ団体の活動を支援するとともに、スポーツ人口の拡大、優秀な選手の発掘や競技力向上のために欠かすことができない指導者を継続的に養成することが求められています。

また、体育施設の利用者数増加のための取り組みや体育施設への要望に対応するため、中央公園拡張計画の方向性に合わせ、市民体育館と周辺の体育施設の整備のあり方など、市全域を対象とした体育施設整備について検討していきます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
スポーツ少年団の団員数	人	528	614	800	団員増加による活性化と スポーツ人口の拡大
スポーツ少年団の指導者数	人	104	147	160	指導者増加による活性化と 競技力の向上
体育協会の会員数	人	1,210	1252	1,800	会員増加による協会の活性 化と競技力の向上

施策を実現する手段

〇分野別計画: 教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)(平成24年度～平成33年度)
体育施設整備基本計画(平成27年10月策定)
公共施設等総合管理計画(平成29年度～)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
スポーツ指導員の育成	●	●	●	●	●	●	●
体育協会への選手発掘・育成の助成	●	●	●	●	●	●	●
石川県民体育大会への選手出場の啓発	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



体育協会やスポーツ少年団、認定クラブ、民間スポーツクラブ、高校、大学のスポーツ活動と行政の連携を図り、市民の自主的な競技スポーツ活動への参加と参画を促します。

1 文化財と文化資産の活用

基本方針

歴史と文化に恵まれた本市には、古くは約3,900年前の縄文時代から現在に至るまで、連綿と続く人々の営みの証が記されています。

なかでも、御経塚遺跡は縄文時代後期から晩期の北陸を代表する集落跡で、出土品4,219点が重要文化財に指定されています。この貴重な文化資産の価値を広く市内外にアピールし、文化財保護の精神とふるさとの愛情を育むために、催し物やインターネット上に開設するデジタル資料館などを活用し、年間を通して本市の貴重な文化財の存在を発信します。

また、豊富に存在する有形・無形の文化財を市民が身近に感じるよう、普及啓発を図ります。

施策を取り巻く環境

文化力に優れたまちをつくるためには、市民が本市の持つ歴史的な魅力や個性を理解し、文化財愛護の精神を高揚させることが必要です。

文化財の普及啓発のために企画展などを行っていますが、年間を通して、市民参加型の催し物の企画立案や広報活動を推進する必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
文化財普及啓発活動への参加者人数	人／年	900	2,439	3,000 (1,000から変更)	参加者の増加による文化財への愛護精神などの高揚
文化財施設の利用者数	人／年	4,400	8,853	10,000 (5,000から変更)	利用者増加による文化財への愛護精神などの高揚
デジタル資料館へのアクセス数	人／年	-	4,392	5,000 (1,500から変更)	貴重な文化財の存在の周知

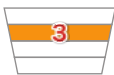
施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)
(平成24年度～平成33年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
文化財の普及啓発活動	●	●	●	●	●	●	●
文化財企画展の実施	●	●	●	●	●	●	●
デジタル資料館の運営	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



市民が自主的に企画・運営する文化財普及に関する催し物に対して支援を行います。

市民による文化財保全活動への意識醸成を促します。

2 ののいちの歴史再発見

基本方針

本市には、御経塚遺跡と末松廃寺跡の2つの貴重な国指定史跡が存在しています。

末松廃寺跡については、詳細な発掘調査を実施し、新たなガイダンス※施設の建設も視野に入れ、魅力ある再整備を図ります。また、重要文化財喜多家住宅に残る文化的価値の高い酒造施設の追加指定をめざします。

市内に多く存在する文化財について、説明板の整備や冊子“ののいち歴史探訪”の活用を通し、市民にその魅力の再発見を促します。

歴史遺産による野々市ブランドを確立し、市内外に誇ることのできるまちづくりをめざします。

施策を取り巻く環境

国指定史跡末松廃寺跡のさらなる調査により、新たな発見を求め、その成果に基づく遺跡の再整備が必要です。また、国指定史跡御経塚遺跡についても、再整備計画の検討が必要です。

喜多家住宅については重要文化財追加指定に向けた調査を実施するとともに、大切な文化財を後世に残していくための保存措置を行います。

本市に存在する文化財を広く周知するため、“観光ボランティアガイド”などの活用により、さらに周知を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
末松廃寺跡発掘調査の 進捗率	%	0	66	100	発掘調査の実施
末松廃寺跡の再整備率	%	0	40	100	史跡公園の再整備によるまちの魅力向上
文化財説明板の設置	基	7	29	56 (33から変更)	市内の文化財に設置や更新することによる、 まちの魅力向上
喜多家住宅の重要文化財 追加指定と、保存修理率	%	-	16	100	重要文化財追加指定・保存修理することによる文化財の活用

施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）
（平成24年度～平成33年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
発掘調査の実施	●	●	●	●	●	●	●
史跡公園の再整備		●	●	●	●	●	●
文化財説明板の設置		●	●				
喜多家住宅追加指定・保存修理	●	●	●	●	●		

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ2
意見を言う



目標ステップ3
連携する（パートナーシップ）



本市が行う啓発活動、文化財の保護や普及活動とともに、市民の力によって文化財の周知を図るために、そのガイドを行うための組織づくりと研究を行います。

野々市産の活気あふれるまち



▲ 絵画・写真展 入選作品「メカ作りの町 野々市」

1 地域資源を生かした産業の活性化

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

ヒト、モノ、情報、知識、技術といった地域固有の特色ある資源を掘り起こし、活用することにより、地域経済の担い手である中小企業の事業活動を促進し、地域産業の活性化を図ります。

石川県産業創出支援機構や中小企業基盤整備機構などの支援機関をはじめ、大学などの研究機関との連携や異業種交流※などにより、地域の産物を生かした商品開発、特産品の販路拡大など、農商工の連携と活性化を推進します。

施策を取り巻く環境

本市においては、都市基盤整備の進展により、大型店をはじめ新たな商業施設の進出が進む一方で、既存の商店や企業、従業員数は減少傾向にあります。

このような現状を踏まえ、大学が立地する本市の強みを生かした産学官や農商工の連携による地域産業の活性化が求められています。

また、地域の特色ある資源の掘り起こしと、大学などの研究機関や産業間の連携をコーディネート※する体制づくりが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
年間商品販売額	億円	2,662	1,810	2,760	販売額増加による地場産業の活性化 (平成26年経済センサス-基礎調査)
特産品数	品	11	12	20	地域資源活用の増加

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
商工業の振興	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



市内外の包括連携協定を締結した大学や企業、団体などと連携し、特色ある新たな地域資源を発掘し、地域産業の活性化にむけて活用を推進します。

2 経営体質や基盤の強化

重点プロジェクトII 関連施策

基本方針

事業者のニーズに合わせた情報提供や相談体制の充実を図るとともに、県や商工会などと連携しながら企業の経営改善を支援します。

経営の安定化、近代化を図るため、融資制度の充実を図るとともに、国や県の融資制度や支援機関などに関する情報提供に努めます。

また、次世代リーダーの育成や事業承継[※]を契機に新分野に挑戦する等の第二創業者、新規分野へ進出する企業を支援します。

施策を取り巻く環境

経済変動が激しいなか、魅力ある商店・商店街を育成し、地域経済の活性化を図ることが必要ですが、後継者の確保が難しいといった商店経営の問題や空き店舗の増加、商店街活動の低迷などの課題があります。

また、制度融資をはじめとした中小企業への金融支援、経営改善への支援の拡充、中小企業が新製品や新技術開発に取り組みやすい環境を整えることが求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
市融資(設備投資)制度利用件数	件/年	4	9	12	経営体質・基盤の強化
新製品・販路開拓補助金交付件数	件/年	3	4	10	

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
商工業融資制度による支援	●	●	●	●	●	●	●
新製品開発・販路開拓の支援	●	●	●	●	●	●	●
若手経営者・管理者の養成	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



中小企業の経営の安定を促すため、融資制度による支援を行うとともに、企業の自助努力による経営手法の刷新や人材育成を促します。

3 交流人口の拡大に伴う商工業の活性化

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

平成27年3月の北陸新幹線開業以来、全国から北陸に注目が集まり、交流人口が拡大しています。石川県へも多くの方が訪れるなか、さまざまな分野においてビジネスチャンスが生まれています。

地場製品のブランド化と販路拡大など市場創出に取り組むとともに、商品やサービスの開発と発掘を通して、各事業所や個店が意識高揚を図りながら活力を高めることのできる活動を支援します。

また、首都圏などで活躍する野々市ゆかりの方から、企業誘致などで助言を求めることにより、地元商工業の活性化をめざします。

施策を取り巻く環境

市民が地域に愛着を持ち、来訪者が魅力を感じることのできる特色あるまちづくりにつながる商業、サービス業の振興を進めていく必要があります。

また、市外の方々に本市に興味を持ってもらうことができるよう、広報活動を強化する必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
野々市認定ブランド商品数	点	-	0	10	地域資源増加によるまちの魅力向上

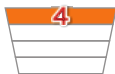
施策を実現する手段

○分野別計画: のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
野々市ブランド商品の創出支援	●	●	●	●	●	●	●
首都圏等での交流会の開催	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



野々市市観光物産協会をはじめとした各種団体や市民との協働によって、野々市ブランドとなる商品開発や地域資源の掘り起しを行うとともに、商品の販売やPRを通じ、本市の魅力を発信します。

4 次世代産業の育成

新規

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

ベンチャーを含む革新的な企業の移転を促すとともに、次代を担う産業の創出に必要な、高い付加価値を生み出す可能性を秘めた、知的産業の企業誘致をめざします。

また、市内に大学が集積しているという本市の強みを生かし、学官連携から産学官連携へと発展させ、次世代産業が創出されやすい環境の整備を推進します。

知的産業の集積を実現することで、関連する産業が根つき、次代を担う新たな産業の創出を誘発するような、好循環の環境づくりに努めます。

施策を取り巻く環境

産業を取り巻く環境の変化に対応するためには、本市の産業の発展の方向性を研究する必要があります。

連携協定を締結した大学を含め、県内には、高い価値を創出できる人材を育成する高等教育機関が集積しています。高等教育機関の有する知識、技術、人的資源を生かし、本市の推進すべき産業の方向性を研究することで、産業を取り巻く環境の変化に対応していきます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
i-BIRD卒業企業の市内事業所 誘致件数	件	-	0	1	次世代産業が創出しやすい環境 づくり
産学連携事業支援件数	件	-	0	3	地域産業の支援
企業誘致件数	件	-	0	1	経済活性化と雇用の増大

施策を実現する手段

○分野別計画: のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
企業立地促進事業	●	●	●	●	●	●	●
産学連携への支援	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



大学、企業などと連携し、共に本市の推進すべき産業の方向性を探りながら、次代を担う産業の創出を推進します。

5 起業・創業希望者への支援と 産学連携の支援

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

起業チャレンジを支援することにより、地域の新たな需要を掘り起こし、地域における雇用の創出を促すことで、地域経済の活性化と定住の促進を図ります。

若手の起業家や創業希望者に対し、事業を軌道に乗せるまでに必要となるさまざまな人的・技術的・経済的支援を図ります。

施策を取り巻く環境

石川中央都市圏には高等教育機関が集積しており、産学連携による事業創出には恵まれた環境にあります。大学と事業者の連携を促し、事業者が新たに事業を立ち上げやすくすることで、地域発の産業が生まれる環境を構築していくことが求められています。

次代を担う産業の創出を確実なものにしていくためには、ベンチャーを含む革新的な起業家が、本市で事業を行っていくことが重要です。また、本市は大学生が多いという特性があるものの、卒業後の就職先は、主に本市にはない製造業や専門サービス業となっています。大学卒業生の雇用の受け皿となりやすい分野の起業の促進を図ることが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
i-BIRD入居企業のうち 本市支援企業数	件/年	-	10	12	市内での起業を促進

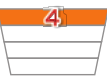
施策を実現する手段

○分野別計画: のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
インキュベーション※施設入居者への支援	●	●	●	●	●	●	●
起業・創業希望者への支援	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



大学と企業とのマッチングを推進し、地域発の産業の創出を支援します。

1 魅力ある農産物の生産と地産地消の推進

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

農作物の生産振興と産地化の促進や新たな特産物の生産、広報活動を推進し、地域農業の活性化を図ります。また、食の安全安心に対する消費者の関心が高まるなか、地場農産物の利用拡大、安定した生産力の確保のため、作付け面積の拡大を進めます。

これらを推進するために、学校給食への地場農産物^{*}の使用回数の増加や、農産物販売を行う生産者団体への支援強化、イベント参加による広報活動などを行い、地域生産、地域消費を推進します。

施策を取り巻く環境

生産者の高齢化、担い手不足や農地の減少など農業生産を取り巻く環境の変化に伴い、特産品のキウイフルーツをはじめとする農産物の生産が減少しています。新たな地域振興作物の生産や加工品による付加価値を高めた新たな特産品を奨励し、生産者が意欲的に取り組める環境整備が必要です。

また、近年の、食の安全に対する関心の高まりを背景として、地場農産物の地産地消^{*}や都市近郊型農業^{*}の推進に向けた取り組みの充実が求められています。効率的で安定的な農産物の供給体制を整えるとともに、高品質な農産物の生産や販売に取り組むことができる環境と仕組みを整える必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
地域特産物作付け面積	a	20	30	35 (30から変更)	特産物ヤーコン作付け面積増加による地域農業の活性化
生産者団体による直売回数	回/年	63	65	66	地産地消の推進
イベント参加による周知回数	回/年	0	4	5 (3から変更)	地産地消の推進

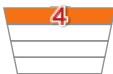
施策を実現する手段

○分野別計画：野々市農業振興地域整備計画（平成14年度～）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
地域特産加工品の普及促進	●	●	●	●	●	●	●
特産物の振興	●	●	●	●	●	●	●
経営所得安定対策制度の推進	●	●					
農業振興への対策	●	●	●	●	●	●	●
農業フェスティバルへの助成	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



地域振興に寄与する農作物の生産を促し、その農作物に付加価値を加え、野々市ブランド農作物として、野々市の持つ魅力の広報活動を図ります。

また、地場農産物を通じた生産者と市民との交流や学校給食での使用などを通じ、地域生産、地域消費の考え方を浸透します。

2 各種関係団体との連携による 農業振興

基本方針

農業と異業種との連携など、新たな分野への挑戦に取り組む農業者、農業法人に対し、新商品開発などに必要な人的・技術的・経済的支援を行います。また、大学と連携し、機能的農産物の開発・育成・市場化を進めるとともに、ブランド化のための認定・認証制度整備の検討を行います。

農業者への農用地利用集積の推進や、市民農園[※]の利用拡充などにより、優良農地の保全を行うとともに、農道や水路などの適正な維持管理に努め、より良い耕作環境を守り、農業生産の基盤強化を図ります。

また、地域の方々や学校などと連携し、食や環境について考える農業体験やふれあいイベントなどを通じ、将来を担う子どもたちに食の大切さを伝え、農業への関心を高める取り組みを進めます。

施策を取り巻く環境

農業を取り巻く環境は、都市化の進展や産業構造の変化とともに、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農家人口、農地面積が減少し、農地の遊休化が懸念されています。また、担い手への農用地利用集積による農業生産の効率化が求められています。農業者の高齢化や農作物価格の低迷から生じる新しい就農者の不足などの課題への取り組みに対しては、農業を振興する関係団体との連携強化が必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
各関係団体との振興会議の 回数	回/年	0	3	4	農業振興に関する会議により農業の充実
農用地の利用集積率	%	-	29	30	農用地の利用増加による農業振興
認定農業者 [※] の人数	人	6	12	13 (8から変更)	市が認定した農業者増加による農業振興
市民(体験)農園の面積	ha	1.6	1.8	1.85 (1.7から変更)	新たな担い手の育成による農業への理解向上
特産物等のブランド化	件	-	-	1	市が認定するブランド品

施策を実現する手段

○分野別計画: 野々市農業振興地域整備計画(平成14年度～)
のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
営農活性化の推進	●	●	●	●	●	●	●
中核農家 [※] の育成	●	●	●	●	●	●	●
農業経営基盤の強化促進	●	●	●	●	●	●	●
農業基盤の活性化	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



農業協同組合をはじめとする関係団体と連携し、6次産業化と特産品のブランドの育成を支援します。また、これからの本市の農業を担っていく農業者の育成を支援します。

農業体験や、農業を振興する団体との連携強化、振興会議などを通じ、市民の農業への知識と参画意欲を高め、農業の担い手不足を解消します。

1 就労環境の推進と余暇活動の支援

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

勤労者が安心して働き、豊かな生活を送ることのできる環境をつくるため、国や県と連携した就業機会の拡充と雇用の確保、勤労者の福利厚生の実施に努めます。

若年者や中高年齢者、障害のある方の雇用支援、勤労者の住宅取得支援、生活資金融資利子補給などの各種助成制度の活用を促し、安定的に働くことのできる環境整備のための支援を推進します。

また、文化活動やスポーツ、レクリエーション活動への参加の機会づくりに取り組むとともに、勤労者福祉団体の育成に努めます。

施策を取り巻く環境

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少が懸念されるとともに、景気の低迷による雇用情勢の悪化が課題となっています。

市民が安心して安定した生活を送るため、若年者や中高年齢者、障害のある方など、誰もが働きやすい環境づくりと就業機会の拡大が必要です。

また、人生の各段階に応じて、多様な生き方・働き方が選択・実現できる社会が望まれています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
有効求人倍率※	倍	0.57	1.90	1.91 (1.0から上昇)	求人の増加による雇用の確保
雇用増進奨励金の交付件数	件/年	15	11	20	雇用の増加
勤労者住宅取得支援の新規承認件数	件/年	19	14	20	安心して生活する市民の増加

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
雇用増進奨励金の交付	●	●	●	●	●	●	●
勤労者支援のための各種助成	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



ハローワーク(公共職業安定所)などと連携し、就業機会の拡充と、雇用の確保に努めます。

元気で働くことのできる環境づくりのために、文化やスポーツに関する勤労者の余暇活動への参加を促します。

2 新たな働き方と女性の活躍の支援

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

女性や学生、中高年齢者の方などがそれぞれのライフスタイルに応じて、個性と能力を発揮しながら安心して働ける環境づくりをめざします。

ライフスタイルを生かした働き方、性別や年齢にとらわれず、経験やノウハウを生かした働き方の支援として、就業形態が柔軟な事業者と求職者をつなぐ取り組みを進めます。

ハローワーク(公共職業安定所)、県など関係機関と連携し、テレワークや在宅勤務など勤務場所や勤務時間を固定しない柔軟な就業形態の導入を推進します。

施策を取り巻く環境

就業形態の多様化に伴い、社会が求める労働力のあり方も変化し、テレワークや在宅勤務など勤務場所や勤務時間を固定しない柔軟な就業形態が新たな働き方として注目を集めています。

働く意思や能力を持ちながらも、出産や子育て、介護などの理由で、働くことができない現実に直面する人が多く存在しており、こうした方々がライフスタイルを生かした自分らしい働き方を見つけて実現する仕組みづくりが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
新しい働き方応援事業 の啓発回数	回/年	-	-	1	学生や女性に対し、自分らしく働くことを応援する相談会やセミナーの開催

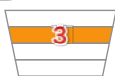
施策を実現する手段

○分野別計画: のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
新しい働き方応援事業の実施				●	●	●	●
学生や女性に向けた起業・創業支援制度の 検討と実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



ハローワーク(公共職業安定所)や企業などと連携し、市民が多様な働き方の選択肢を多く持てる環境づくりに努めます。

3 広域連携で取り組む学生の定着

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

少子高齢化の進行に伴い、全国的に生産年齢人口の減少が懸念されています。

本市を含む石川中央都市圏内の人口減少の抑制、人口構造の適正化を図ることを目的として、卒業後の県外転出が目立つ県外出身者を中心に、学生の就業機会の確保を推進し、学生の県内への定着を促します。

施策を取り巻く環境

県内の8つの大学とすべての自治体は、「石川県における学生定着の取り組みの推進に関する協定」を締結しました。

学生が地域で習得した能力を地域で生かすことができるよう、県内の大学、企業、自治体が連携して県内企業への就業を支援します。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
学卒者県内就職率	%	-	36.5	46.5	地域に愛着を持って定着する学生の増加

施策を実現する手段

○分野別計画:のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
石川県における学生定着の取り組み (COC+)	●	●	●	●			

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



地縁づくりの機会として、県外出身学生や地元住民がともに参加できるまつりや地域イベントの開催を促進します。
地元企業に対し、学生や大学の取り組みを広く発信することで、地域で学んだ学生の採用を促します。

1 ののいちの魅力創造と発信

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

市民、大学、各種団体、企業、行政が連携し、まち全体で新たな魅力を生み出すため、本市の自然や歴史、文化に触れながら、本市特産品による郷土料理や創作料理を味わい、見て、体験して、感じることのできる仕組みを整えます。

また、野々市市観光物産協会などと連携し、本市における魅力ある地域資源の再発見や、今ある地域資源をより魅力的なものにする取り組みを推進するとともに、市内はもちろん、市外にも本市の魅力を発信できる仕組みをつくり、広域的なPRを図ります。

施策を取り巻く環境

野々市市観光物産協会や観光ボランティアガイドとの協働により、地域資源に磨きをかけるとともに、加賀地域連携推進会議（オール加賀会議）や石川中央都市圏など、他市町と連携した広域的な取り組みを進めていく必要があります。また、市のオリジナルキャラクター“のっティ”の効果的な活用や、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）での情報発信、本市を出身地とする各界著名人の力をお借りしたPRの強化も必要です。

また、専門家の意見を取り入れ、本市の住みよさについて、今後、どのように本市のブランド化に繋げていくかといった調査研究が必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
観光ボランティアガイド活動件数	件	-	16	20	本市の魅力向上
地場の野菜などを使用した商品を民間団体や企業などと共同開発	品	-	-	3	本市の魅力発信
観光物産協会展示コーナーで紹介したテーマ数	件	-	-	4	
野々市市PRキャッチコピーの作成	件	-	-	1	市のイメージアップ

施策を実現する手段

○分野別計画: ののいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
観光ボランティアガイド団体への支援	●	●	●	●	●	●	●
観光、地域資源の宣伝活動	●	●	●	●	●	●	●
野々市市のブランド力向上	●	●	●	●	●	●	●
市の公式キャラクターを活用した市のPR	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する（パートナーシップ）



観光ルートの整備や観光ボランティアガイドの育成、ガイド団体への支援とともに、本市の魅力づくりのための活動への参加や参画を促します。

2 にぎわいの創出と交流人口の拡大

重点プロジェクトⅡ 関連施策

基本方針

多くの市民が集い、にぎわう“野々市じょんからまつり”や“花と緑 のいち 椿まつり”の内容の充実と広報を一層強化することで、にぎわいの創出と交流人口の拡大に努めます。

また、こうした既存イベントの充実とともに、新たなにぎわいを積極的に創造し、本市の魅力を市内外へ発信する機会を創出することで、市民の地域への誇りと愛着を高めると同時に、産業の活性化や交流人口の一層の拡大を図ります。

施策を取り巻く環境

市民参加型のまつりとして親しまれている“野々市じょんからまつり”は、本市の観光の中心として、さらなる内容の充実が求められています。

地域の連帯感の強化や活性化に向けて、おどりの講習会を継続するとともに、市が携わる事業以外にも、市民自らがそれぞれの地域行事の復活や新たな催し物の実施などに取り組むことが求められています。

市の一大行事や地域の行事など、人が集う場を、本市の魅力の発信の場として活用していくことで、にぎわいの創出、交流人口の拡大、野々市ブランドの確立に相乗効果がもたらされます。

成果指標

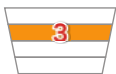
指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
観光物産協会など関係団体の拠点施設の整備	箇所	-	-	1	市の魅力の発信
観光物産協会主催事業数	回	-	-	10	にぎわいの創出
野々市じょんからまつり来場者数	人／年	30,000	30,000	32,000	にぎわいの向上
椿まつり来場者数	人／年	-	6,671	7,000	

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
地域中心交流拠点施設(にぎわい交流ゾーン)に設置される民間商業施設の活用				●	●	●	●
野々市じょんからまつり、椿まつりの内容の充実と広報の強化	●	●	●	●	●	●	●
野々市じょんからおどりの普及活動	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



野々市市観光物産協会やののいち里まち倶楽部の拠点を整備することで、各団体が活動しやすい環境づくりとともに、市の魅力を発信するパートナーとして、団体の育成を推進します。

くらし充実 快適がゆきとどくまち



▲ 絵画・写真展 入選作品「にぎやかな野々市し」

1 良好な市街地環境の創出

重点プロジェクトⅢ 関連施策

基本方針

快適な市街地を確保するため、居住・就業・憩い・にぎわいなどの各機能がバランス良く配置されるよう、計画的な土地利用を推進し、あわせて「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク※」の構築を進めます。

また、都市近郊型農地などの自然と都市的環境が調和した、計画的な基盤整備を推進します。

本市の顔である旧北国街道を中心に、地域のにぎわいを創出するため、新たな市立図書館の整備や中央公民館の建て替えを行い、このにぎわい効果が市内全域へ波及するよう促します。

高齢者や障害のある方が安全で快適な日常生活が送れるよう、バリアフリー※環境の整備を推進します。

施策を取り巻く環境

本市の人口は増加傾向にありますが、旧市街地の空洞化や高齢化、空家問題、工場の市外移転といった課題があります。

低炭素社会に向けて、集約型都市構造※への転換が求められるなか、良好な居住環境の維持や改善、産業基盤の創造のために、各地区の特性に応じたまちづくりを進める必要があります。

平成26年3月に野々市中央地区土地利用構想を策定し、石川県立養護学校跡地と旧役場周辺の土地利用についての方針を定めました。この構想に基づき、事業を進めていきます。石川県立養護学校跡地には新市立図書館・市民学習センター・憩いの広場を整備し、市民の学びと文化・芸術・創造、情報発信、市民協働のシンボルとします。旧役場周辺には、新中央公民館・市民活動センター・民間商業施設を整備し、ヒト・モノ・コトの交流によるにぎわい創出の場とします。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
地区計画数	件数	-	6	8	地域特性に応じた市街地環境の創出
市道歩道のバリアフリー化の延長	km	27	31	37	バリアフリー法に基づく段差の解消や点字ブロックの設置

施策を実現する手段

○分野別計画：都市計画マスタープラン（平成24年度～平成37年度）野々市中央地区土地利用構想（平成26年3月策定）
空家等対策計画（仮称）（平成29年度策定予定） のいち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
土地区画整理事業の実施	●	●	●	●	●	●	●
県立大学周辺の整備	●	●	●	●	●	●	●
人にやさしいまちづくりの推進		●	●	●	●	●	
野々市中央地区整備事業	●	●	●				
立地適正化計画の策定	●	●	●				

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2
意見を言う

目標ステップ3
協働する（パートナーシップ）


それぞれの地域に生活する市民の意見を集約する組織づくりなど、市民と行政が地域の課題を共有し、住みやすいまちを創造するための体制づくりに取り組みます。

2 居住水準の向上と定住都市の実現

基本方針

居住水準[※]の向上と定住都市の実現をめざし、一定規模以上の開発行為については、道路、公園などの公共施設や排水設備など必要な施設の整備を適正に誘導し、良好な宅地水準の確保に努めます。

また、建築物に係る審査・指導業務や地区計画などを通し、安全で豊かさを実感できる質の高い居住環境の確保に努めます。

市営住宅は、適正な戸数を確保するとともに、定期的な点検と修繕を実施して長寿命化を図り、安全で安心して住める良好な居住水準を備えた整備を進めます。

施策を取り巻く環境

本市は県内他自治体と比較すると持ち家の割合が低く、市外からの転入者が平均で4、5年市内で居住した後、市外へ転出していくケースが多い傾向にあります。

本市への定住志向を向上させるために、市民に本市への愛着を持ってもらうための取り組みが必要です。

また、少子高齢化の進展や家族構成、ライフスタイルが多様化するなか、住宅の質の向上と安全で住みやすい居住環境を確保することが求められています。

本市は、土地区画整理事業などによる急激な人口増加により都市化の現象が著しい反面、小規模な開発が拡散していることから、住宅の造成や建築物の指導を強化し、無秩序な都市化が行われることを規制し、良好な環境を備えた開発を行うことが求められます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
市営住宅の新設戸数(累計)	戸	-	40	40	子育て世代などの居住推進などによる定住化の促進
地区計画や各種協定の導入地区	地区	7	8	10	良好な居住環境が確保された地区の増加

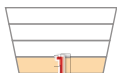
施策を実現する手段

○分野別計画：都市計画マスタープラン(平成24年度～平成37年度)
公営住宅等長寿命化計画(平成22年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
市営住宅の長寿命化	●	●	●	●			
地区計画などによる環境形成	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
協働する(パートナーシップ)



市民の居住ニーズが多様化、高度化するなか、豊かな住環境は市民と行政が共に力を合わせて作り上げるという考えとともに、市民が、本市と自らの生活する地域に愛着を持ち、後世に良好な環境を残すという考えを醸成することが必要です。

3 魅力ある街並みづくりの推進

基本方針

ゆとりと潤いを感じることのできる生活環境を創出するため、市内に点在する自然環境や歴史、文化などの地域資源を生かし、市民、企業、行政が一体となって魅力ある景観の創造を図ります。

特に、歴史的な街並みの保全を図るため、暮らしのみちゾーン(旧北国街道)の整備を継続的に進めるとともに、良好な景観の保全と創出に向けた取り組みを推進します。

都市の魅力を高めていくうえで、歴史的な街並みを保全すべき地区や、文化教育施設を中心とした“市の顔”となる地域においては、道路整備に伴う無電柱化などを行い景観の向上を図ります。

また、道路に親しみを感じ、より愛着を持つことができるよう、道路に愛称を命名し、広く市民に浸透するよう努めます。

施策を取り巻く環境

景観に対する市民の意識は高まっており、豊かな心で住み続けられるよう、市民、企業、行政が連携し、より良好な景観を作り、守り、育てることが求められています。

特に、旧北国街道沿いでは、ライフスタイルの変化などにより伝統的様式の建造物などが減少しており、歴史的な趣きのある街並みや建造物を保全する必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
無電柱化地区数	箇所	8	8	10	幹線道路沿線の無電柱化による景観の向上
道路愛称の設置数	路線	6	6	9	道路愛称による、市や道路への愛着の向上

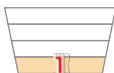
施策を実現する手段

○分野別計画：都市計画マスタープラン(平成24年度～平成37年度)
無電柱化整備基本計画(仮称)(平成29年度策定予定)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
主要な道路に愛称を命名		●	●	●	●	●	●
無電柱化の推進	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ4
市民発のアクションが実施される



まちや道路に愛着を持ち、市民が親しみを持って生活できる気運を育みます。

4 憩いと安心に満ちた緑の空間づくり

基本方針

地域の特性や状況に応じて、計画的に公園や緑地を整備するとともに、道路や水辺空間などの緑化や、家庭、企業など民有地の緑化を推進し、水や緑の安らぎや憩いなどの効用を活用した、快適で心地よい緑のネットワークの創出を図ります。

また、公園のベンチや遊具などの施設の安全性向上とユニバーサルデザイン※の導入を促進することにより、多様化する市民ニーズへの対応を図るとともに、市民と行政が共に力を合わせ、身近な公園づくりと里親制度※による公園の管理を推進します。

施策を取り巻く環境

公園や緑地は、憩いや安らぎの場のほか、災害発生時の避難場所としての機能を有し、多様化する社会的な要請にも的確に応えていくことが求められています。

進展する少子高齢化社会では、公園に対する各世代からのニーズが多様化しており、施設の充実や安全性の向上、公園用途の再構築などが求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
市民一人当たりの公園・緑地面積	m ² /人	6	6	8	憩いや安らぎのある緑地の増加
リニューアルされた公園数	箇所	1	3	5	市民ニーズに応じ、公園施設や遊具を改修し、快適な公園を増加
アダプトプログラム締結団体数	団体	5	5	8	市民の手による公園の管理の増加

施策を実現する手段

○分野別計画：都市計画マスタープラン(平成24年度～平成37年度)
緑の基本計画(平成11年度～平成27年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
都市公園の整備	●	●	●	●	●	●	●
既設公園のリニューアル	●	●	●	●	●	●	●
市民参加による身近な公園づくり	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



市民の手による身近な公園づくり、また、里親制度を活用した公園づくりを支援し、市民に必要とされる公園の姿を検討します。

1 便利で快適な道路網の整備

基本方針

市民の安全な生活環境を整え、また、交通量の増大による交通渋滞の緩和など交通の円滑化を図るため、便利で快適な道路網の整備を推進します。

都市間の円滑な移動を支える地域高規格道路「金沢外環状道路」の早期完成や国道8号、157号をはじめとする広域幹線道路、市内の円滑な交通流動を促す都市計画道路などによる道路網の整備促進や機能強化を図ります。また、道路の幅が狭い生活道路の改善をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう、人にやさしい道路環境をめざし、歩いて暮らせるまちの実現に向けた取り組みを推進します。

施策を取り巻く環境

これまでは増加する自動車需要に対応した道路整備を中心に進めてきましたが、都市の成長を見極めながら適正な道路網の整備と、歩行者の安全性や環境などに配慮した道路環境の整備を進める必要があります。

生活に密着した生活道路は、良好な居住環境を確保するうえで重要な役割を果たしています。しかし、道路の幅が狭い「狭あい道路※」は、防災や救急、消防、日照、通風などの障害となることから、狭あいな生活道路の整備にあたっては、交通などに支障のある箇所を的確に把握し、それぞれの状況に応じた道路の整備が必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
都市計画道路整備延長	km	43	45	46	市内の円滑な交通流動を図るための増加
狭あい道路の整備箇所数	箇所	-	29	50	密集住宅市街地の狭あい道路の解消
道路附属施設・橋梁の修繕箇所数	箇所	-	34	144	点検結果に基づいた予防的な修繕による延命化

施策を実現する手段

〇分野別計画：都市計画マスタープラン（平成24年度～平成37年度）

橋梁長寿命化修繕計画（平成24年度～平成31年度）自転車ネットワーク計画（仮称）（平成29年度策定予定）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
都市計画街路の整備	●	●	●	●	●	●	●
狭あい道路の整備	●	●	●	●	●	●	●
道路附属施設・橋梁の長寿命化	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

協働する（パートナーシップ）



まちに愛着を感じてもらうことのできるよう、道路や街路樹などを地域で管理することなどへの支援を行います。

2 雪対策の充実

基本方針

冬季の市民生活や産業活動に支障を来たすことがないように、国や県との連携により、機械除雪体制の強化や消融雪施設の延伸などを進め、近年の課題である除雪業者、オペレーター、除雪機械の確保が困難な状況にある中、継続的な除雪体制を確保し、雪に強いまちづくりを推進します。

また、アダプトプログラムなどにより市民との協力体制による生活道路の除雪や歩道除雪体制の強化を推進するとともに、降雪期間の交通渋滞や交通事故を防ぐため、公共交通の利用を促します。

施策を取り巻く環境

北陸地方に生活する私たちにとって、冬季の降雪は克服すべき課題です。

降雪によって日常の通勤や通学が妨げられることのないよう、市民生活を支える道路空間の確保は欠かすことができません。

行政による除雪対策だけでは、すべての要請に対応することは困難なため、市民と行政が一体となった取り組みが必要です。

また、除雪体制の強化を図るためには、本市が保有する除雪機械の充実を図る必要があります。

成果指標

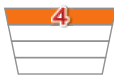
指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
消雪装置設置済の路線延長	km	49	50	52	降雪が交通の妨げにならない 路線の増加
アダプトプログラム締結団体数	団体	5	13	15 (10から変更)	市民の手による除雪体制の 強化
除雪ステーションの設置数	箇所	-	0	2	除雪機械保有台数の確保

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
消雪装置の整備	●	●	●	●	●	●	●
アダプトプログラムへの参画促進	●	●	●	●	●	●	●
除雪ステーションの整備		●	●	●	●	●	

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



道路の里親制度であるアダプトプログラムの促進により、市民や企業の方による除雪活動を促します。また、それぞれの自宅前などにおいても、積極的に除雪活動を行う市民の意識醸成を促します。

3 地域公共交通の利便性向上

基本方針

二酸化炭素排出量の抑制による地球環境の保全や、交通渋滞の緩和などのため、地域に根づいたバスや鉄道などの公共交通の利用を、石川中央都市圏での連携によって促進します。

JR北陸本線や北陸鉄道石川線の輸送サービスの確保を交通事業者へ働きかけ、利用者の利便性維持を図るとともに、路線バスなどの公共交通機関相互の連携強化による活性化を促します。

また、コミュニティバス“のっティ”は、まちづくり、健康、福祉、環境などの総合的な観点と、利用者の視点に立ち、地域の生活を支える身近な公共交通として、安全で効率的な運営を図ります。

施策を取り巻く環境

コミュニティバス“のっティ”は、市民の身近な足として、平成15年9月の運行開始から好評をいただき、平成28年1月には、乗車200万人を突破しました。バスに採用したキャラクターも年齢を問わず広く市民に愛され、今では本市のイメージキャラクターとして定着し、市内外に知られています。

一方、公共交通を取り巻く情勢は、クルマ社会の進展とともに衰退傾向にあり、公共交通機関の利用者が減少し、公共交通のサービスが低下するといった悪循環に陥っています。

高齢社会の到来や地球環境問題の深刻化などに対応するためにも、コミュニティバス“のっティ”をはじめとする、地域の公共交通を守り育てていくことが強く求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
コミュニティバス利用者数	万人/年	15	20	21 (16から変更)	公共交通の利用者数(コミュニティバス)
JR北陸本線平均利用者数	人/日	2,618	3,164	3,200 (2,880から変更)	公共交通の利用者数(JR野々市駅)
北陸鉄道石川線平均利用者数	人/日	591	652	650	公共交通の利用者数(北陸鉄道石川線市内3駅合計) (H23の700人をピークに減少傾向にあり、利用者数の下げ止まりを図る)

施策を実現する手段

○分野別計画：都市計画マスタープラン(平成24年度～平成37年度)
のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

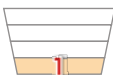
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
都市交通の円滑化対策	●	●	●	●	●	●	●
広域的な交通ネットワークの強化に向けた支援		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

協働する(パートナーシップ)



公共交通事業者の自助努力のもと、市民のための地域公共交通であるバスや電車、鉄道に有益さを感じることができるよう、その積極的な利用を促します。

1 雨水排水対策の充実

基本方針

短時間に多量の降雨があった場合、都市化が進む本市では、地面がアスファルトやコンクリートで覆われ、雨水を地中に吸収することができず、瞬時に水路に流れ込むことによる都市型水害の発生が懸念されます。

都市型水害の減災を図るため、規制の強化や雨水の排水機能を充実するための河川の整備や雨水幹線、道路側溝の整備、また、雨水の地下への浸透を促し、河川などへの負担の軽減を図ります。

河川や雨水幹線などの整備とともに、公共施設や事業所、一般家庭においても、雨水の貯留、浸透施設の設置を促し、雨水流出量を抑制することで都市型水害の発生防止を図ります。

施策を取り巻く環境

市街地の拡大により、短時間に雨水が河川に流出することは、都市型水害の原因につながることから、計画的、効率的な河川や雨水幹線などの整備を図る必要があります。また、河川への雨水の流出量を抑制するために、雨水貯留や浸透施設の設置を進めるとともに、これらの設置を促すための、開発事業者の協力や理解が不可欠です。本市が管理する河川への水位計の設置や、関係団体との情報ネットワークを確立することにより、万が一、都市型の水害が発生した場合の被害軽減を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
雨水幹線の整備面積	ha	196	198	225	都市型水害の発生抑制
雨水排水量の抑制	%	0	0	-3	雨水流出量の抑制

施策を実現する手段

○分野別計画：犀川左岸地区総合的治水対策行動計画（平成26年度～）
総合治水対策実施計画（平成27年度～平成57年度）

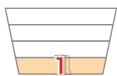
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
雨水幹線の整備		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

連携する（パートナーシップ）



雨水排水対策施設の設置や大規模な企業、一般家庭での雨水排水対策を補助するための制度を創設することにより、貯留浸透施設の設置協力を促します。

1 安全で安定した水の供給

基本方針

水は、日常生活に欠かすことができないものです。

安心して利用できる安全で良質な水を、安定して供給する体制を保持し続けるため、水源と給水の水質や水源井戸の監視の徹底を図るとともに、老朽化する上水道施設の更新や、安全・安心・安定した水の供給を図ります。

施策を取り巻く環境

本市の上水道は、自己水源（深井戸）と石川県営水道用水を水源としており、現在、約82%を自己水源として供給しています。

昭和42年から給水（供給）を始め、段階的に給水区域の拡張を行い上水道の普及に努めてきましたが、今後も安全で安心な水を安定的に供給するため、上水道施設の更新を進める必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
老朽化施設の更新	箇所	-	1	4	老朽化した自己水源井の更新

施策を実現する手段

○分野別計画：水道ビジョン（平成22年度～平成31年度）
上水道第5次拡張事業計画（平成29年度～平成38年度）

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
老朽化施設の更新	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する（パートナーシップ）



地球環境保全を考え、実践する市民をめざし、節水などを通じた環境保全の意識を醸成します。

2 衛生的で快適な下水道の整備

基本方針

下水道の供用を開始している区域での下水道への未接続家庭については、普及促進を図るため戸別訪問を実施し、快適な住環境の創出を図ります。

また、下水道施設の経年劣化に伴い、管路の長寿命化を図るため、長寿命化計画を策定し、計画的に下水道管調査を実施し、必要な改築と修繕を推進します。

施策を取り巻く環境

供用を開始している区域での下水道への未接続家庭については、下水道への理解を得るために戸別訪問による普及促進に努める必要があります。

また、下水道の未整備地区の整備とあわせ、今後老朽化してくる下水道管路の定期的な施設点検による長寿命化に努める必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
処理区域面積	ha	990	1,089	1,159 (1,087から変更)	下水道処理区域の拡大による快適な住環境の整備
下水道普及率	%	90	96	98 (96から変更)	普及率増加による快適な住環境の整備

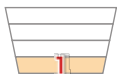
施策を実現する手段

○分野別計画：流域関連公共下水道事業計画(昭和62年度～平成32年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
水洗化向上対策の実施	●	●	●	●	●	●	●
污水管の布設工事の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



公共下水道への理解と早期の接続を促すために普及活動を行い、快適な住環境を整えます。

3 水道事業と公共下水道事業 経営基盤の強化

基本方針

将来にわたり、安心して使用することのできる水を安定的に供給するとともに、河川や水路などの公共用水域の水質改善や生活環境の向上に寄与するため、上下水道事業の整備推進に努めます。

効率的でより健全な事業経営や使用料の適正化を図るため、経営基盤の強化を図ります。

また、事業基盤を強化するとともに、石川中央都市圏などでの連携事業について検討、導入を進めます。

施策を取り巻く環境

近年の節水意識の高まりや節水器具の普及などにより、これまでの普及拡大中心の事業運営から、健全な水資源の循環をめざした持続可能な経営への移行が求められています。

また、被災時において石川中央都市圏の4市2町で連携してライフラインの復旧作業に当たるため、災害時応急活動訓練を実施するなど、災害時における相互連携体制をより強固なものとしていくことが求められます。

成果指標

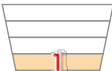
指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
石川中央都市圏での連携事業の検討・推進	件/年	-	0	1	連携による水道事業と上下水道事業の基盤の強化

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
石川中央都市圏での連携事業の検討・推進	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



地方公営企業会計による効率的な事業運営を進めるとともに、適正な使用料金の算定や財政状況などについて需要者に広く情報を提供することで理解を求め、信頼ある事業運営に努めます。

住み続けたい！を みんなの声でつくるまち



▲ 絵画・写真展 優秀賞作品「いつもここから見える タヤけ」

1 広域行政サービスの拡充

基本方針

消防や公立病院、廃棄物処理、斎場、下水道処理の運営など、本市の行政区域だけではなく、広域的に取り組んでいる行政サービスについて、引き続き近隣市町と協力して運営を進めます。

また、住民間の交流や行政間の交流を深め、スケールメリット※を生かし、生活、文化圏の実態に基づいて石川中央都市圏の魅力向上を図ります。さらに、近隣市町との連携の促進により、新たに取り組むべき広域的な行政サービスについて積極的に検討します。

施策を取り巻く環境

本市は、隣接する金沢市、白山市やかほく市、津幡町、内灘町と共に、石川中央都市圏を同一の生活圏として、共に協力しながら広域的な行政サービスを提供しています。また、石川中央都市圏以外の市や町とも、一部事務組合として共に協力をしながら、行政サービスを提供しています。

平成28年3月には、石川中央都市圏で「連携中枢都市圏形成に係る連携協約」を締結し、4市2町の連携体制が一層強固なものとなりました。市民ニーズの拡大により、広域的に取り組むべき課題について、近隣市町との連携のもと解決に取り組み、圏域の住みやすさの一層の向上を促進します。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
一部事務組合への職員派遣数	人	1	1	1	広域的な事務を行うための人的支援の維持
石川中央都市圏ビジョンの個別事業	事業	-	0	59	圏域に生活する住民に対する広域的な行政サービスの拡充

施策を実現する手段

○分野別計画: のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

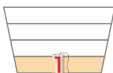
主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
広域行政窓口サービス	●	●	●	●	●	●	●
災害時における相互応援	●	●	●	●	●	●	●
石川中央都市圏ビジョンの推進	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

連携する(パートナーシップ)



諸証明の発行、公共施設や図書館の相互利用など、広域的に取り組んでいる行政サービスについての情報提供に努めるとともに、石川中央都市圏や石川県民といった、同じ地域に生活する住民としての意識の醸成を促します。

2 窓口サービスの向上

基本方針

窓口利用者の利便性の向上と、窓口の混雑の軽減を図るとともに、公的な身分証明書としても利用ができるマイナンバーカードの普及を図ります。

また、年末や年度末、年度始めの閉庁日における臨時窓口の開設や、大学新入生への大学出張窓口の開設により、窓口を訪れる市民の利便性向上に努めます。

さまざまな申請書の簡素化や電子化、ファクスにより住民票などを取り寄せることができる広域行政窓口サービスの充実を促進するとともに、マイナンバーカードの普及に伴うこれからの窓口サービスのあり方について検討し、市民が申請手続きを行う際の負担軽減を図ります。

施策を取り巻く環境

マイナンバー制度の開始により、住民基本台帳カードは平成27年12月で発行が終了し、平成28年1月からマイナンバーカードの発行が始まりました。

マイナンバー制度は、行政手続きの簡素化を推進し、住民サービスのより一層の向上をめざすものです。

マイナンバーカードの普及のためには、カードに付加価値を付けるなど、多目的に利用できるよう検討が必要です。また、カードの普及に伴い、市役所の窓口での手続きも大きく変わっていくと思われます。

広域行政窓口サービスについては、かほく市以南の10市町で証明書の発行を行っており、安定した利用を維持しています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
マイナンバーカードの発行枚数	枚	-	1,621	5,500	窓口の混雑解消による市民満足度向上
広域窓口サービスの利用件数	件	2,300	3,190	4,000	申請手続きの軽減

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
マイナンバーカードを利用した市民サービスの検討・実施	●	●	●	●	●	●	●
臨時窓口・出張窓口の実施	●	●	●	●	●	●	●
窓口改革の検討		●	●	●			
窓口改革の実施					●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ3

連携する(パートナーシップ)



市民にとって便利な窓口とはどのような窓口なのかについて検討するにあたり、市民と行政が共に知恵を出し合いながら、窓口のあり方を考えます。

3 親しみのある広報広聴活動

基本方針

市民の意見を反映した、親しみを感じられる情報提供に努め、市政への関心の高揚と愛着や誇りの醸成をめざします。特にホームページは、高齢者や障害のある方に配慮したページの作成に努めるとともに、多言語化やスマートフォン、タブレットなどにも対応した積極的な情報発信を進めます。

広聴*活動では、市政ふれあいミーティングや市政バスの実施、市ホームページの“ご意見・ご提案”などにより市民の声を集め、市政に反映させます。さまざまな機会を通じて多くの市民の声を集めることで、幅広い層の市民が要望することや行政の課題を把握し、多くの市民にとって住みよいまちをめざします。

施策を取り巻く環境

情報化社会の進展に伴い、情報発信についても多様な方法で対応していく必要があります。

広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティラジオ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、メール配信サービスなどが持つそれぞれの特長を生かし、市民のライフスタイルの違いに応じた広報活動を進めます。外国人住民が必要とする情報を取り入れ、意見を提案できる環境の整備も必要です。

また、市民提案箱や市民アンケートの実施、インターネットなどを通じて広聴活動の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
市公式ホームページのアクセス数	万件/年	159	183	200	市政への関心度の向上
市政ふれあいミーティング開催数	回/年	12	12	14 (12から変更)	市民と市長の直接対話による市政への関心度の維持
外国語ページへのアクセス数	件/年	-	556	600	市政に関心のある外国人住民の増加
市公式フェイスブックページへのいいね!数	件	-	947	1,500	市政に関心のある市民の増加

施策を実現する手段

○分野別計画: のいち創生総合戦略(平成27年度～31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
広報紙の発行・ホームページの運営	●	●	●	●	●	●	●
広報番組の制作・放送	●	●	●	●	●	●	●
市政ふれあいミーティング・市政バスの実施	●	●	●	●	●	●	●
誰にとっても使いやすいホームページの整備	●	●	●	●	●	●	●
SNSを活用した情報発信	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ3

連携する(パートナーシップ)



市民への市政情報提供や、市民の声に耳を傾け、広報広聴活動への市民参加と参画を促し、市民協働による広報広聴活動を促進します。

4 積極的な情報提供

基本方針

市民と共に市政を運営するためには、積極的な市政情報の提供や、市民の声に耳を傾けることが、市民協働のまちづくりをめざすにあたって重要な視点となります。市が設置する審議会や委員会などへ市民の積極的な参画を促し、施策や事業の企画段階から市民の意見を反映できるように努めます。また、パブリックコメント※の実施により、計画や事業の形成過程における公正性や透明性を確保するとともに、情報公開制度を引き続き運用し、市民の知る権利の確保と行政の説明責任を果たすことを推進します。

施策を取り巻く環境

まちづくりへの市民参画促進と、市民満足度の最大化を目的とした市政運営を行うためには、積極的に行政情報を提供するという行政としての姿勢を示す必要があります。行政情報を随時発信できるホームページを活用するとともに、報道機関への情報提供を強化する必要があります。行政のこうした姿が、市政の透明性を高めるとともに、市民と行政の連携強化につながっていきます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
市民向けメール配信サービス発信回数	件/年	100	467	500 (120から変更)	市政に関する情報を入手したいと考える市民の増加
報道発表件数	件/年	212	257	300	報道機関への市政情報提供による広報活動の向上
パブリックコメントへの意見数	件	59	6	60	市の政策への市民による自発的なかかわりの増加と広聴活動の向上

施策を実現する手段

○分野別計画: のいち創生総合戦略(平成27年度～31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
市民向けメール配信サービス	●	●	●	●	●	●	●
報道機関への情報提供	●	●	●	●	●	●	●
情報公開制度の運用	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ3

連携する(パートナーシップ)



行政から市民への積極的な情報提供によって、市政のあり方を共に考え、共に運営していくという考え方を促進し、市民協働のまちをつくります。

5 コンプライアンスの徹底

基本方針

法令の順守、組織倫理の徹底、社会規則に則ることなど、コンプライアンス※を徹底することが、市民の信頼を得るための要であると位置づけ、庁内体制の整備を図ります。

組織を健全に運営していくため、職員一人ひとりの倫理観の向上を図り、市民の信託に応えられる、公正で質の高い行政サービスの提供を推進します。

施策を取り巻く環境

コンプライアンスとは、一般的には法律や規則を守ることを指します。

しかし、市職員として、単に法令さえ守っていればよいということではなく、法令の目的を理解したうえで、市民や地域からの要請にどのように応えるか、また、どのように行動するのが重要であり、広くは誠実な対応や対象者の期待に応えることを意味します。

社会状況の変化が大きいため、市政運営にあたっては一層の透明性の向上を図るとともに、公正な職務対応が求められます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
コンプライアンスの推進体制	%	0	0	100	法を遵守する職員の教育と研修などを通じた体制の整備率
庁内、外部からの公益通報※件数	件	0	0	0	コンプライアンスに対する通報件数の維持

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
庁内公益通報窓口の運用	●	●	●	●	●	●	●
職員倫理条例の熟知と遵守の徹底	●	●	●	●	●	●	●
懲戒指針の厳格で公正な運用	●	●	●	●	●	●	●
職員向けのコンプライアンス研修の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



市職員の言動や業務遂行状況を注視し、また、不正を絶対に行わないといった庁内での気運を高めます。また、市民に説明できる公正な行政サービスを遂行します。

6 時代に応じた行政機構づくり

基本方針

時代の要請に応えた施策展開と実行力のある柔軟な業務執行体制を確立するため、事務事業や事務分掌※の見直しと、行政主体ではなく市民にとって分かりやすい、市民目線による組織づくりを行います。

また、庁内分権の推進と本市の最高意思決定機関(庁議)での決定を迅速化し、時流に沿い、新たな課題にも即応できる行政機構づくりを推進します。

施策を取り巻く環境

多様化、複雑化が進む行政課題に的確に対応するためには、組織の縦割り構造の弊害を解消し、部署間の連携を強化した実効性の伴う横断的な行政機構づくりが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
1年以内に縦割り行政の弊害を感じたことのある職員の割合	%	-	38.4	10	職員から見た効率的な行政機構の完成度
迅速で適切な行政サービスを受けていると感じる市民の割合	%	-	61.6	65 (50から変更)	市民から見た効率的な行政機構の完成度(市民意識調査)

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
組織機構再編成の検討と評価	●	●	●	●	●	●	●
組織機構の見直し(随時検討)	●	●	●	●	●	●	●
職員の計画的な配置による定員適正化	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ2
意見を言う



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



多様化、複雑化する市政へのニーズを的確に把握し、そのニーズに合わせて柔軟に組織機構を見直すことで、市民が真に必要としている行政サービスを提供し、市民の信託を得て、市民と共に市政を運営する組織機構をつくります。

1 人材育成を目的とした人事システム

基本方針

組織力の向上に向けて、時代に即した行政組織機構に適正な人員配置を行います。また、職員の仕事への熱意の向上、その能力を最大限に発揮できる適材適所の人員配置に努めます。

採用後10年程度の若手職員の育成にあたっては、計画的な人事異動を行い、異なる分野の業務を経験させることで、幅広い視野と能力を養成し、適正を見極めることを推進します。

施策を取り巻く環境

組織が有効に機能するためには、優秀な人材の育成は欠かせません。

地方分権や行政改革が進むなか、すべての市職員の職務に対する自発的な行動を促すとともに、組織として職員が持つ潜在能力を引き出すための仕組みづくりが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
若手職員の3職場経験者の割合	%	82	85.7	100	採用後の10年間で3つ以上の職場を経験した若手職員の割合増加

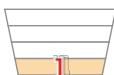
施策を実現する手段

○分野別計画: 人材育成基本方針(平成24年度～)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
職員の希望調査の実施と人事反映	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



多様化する市政へのニーズを的確に把握し、市民が真に必要なとしている行政サービスを的確に提供できる職員の育成や、まちづくりの主役は市民であるという認識のもと、市民をまちづくりのパートナーとして共に取り組むための意識改革を推進し、市民協働のまちづくりの一端を担います。

2 優秀な人材の確保と育成

基本方針

新たに市職員を採用するにあたっては、あらゆる分野に対応ができる将来性を期待できる人材に加え、より高い専門知識を持ち、即戦力と成り得る人材の確保を図ります。

人材育成のための研修体系を総合的に整備し、職員が自身の可能性と能力を最大限に発揮することができるよう、多様な研修を受講することができる体制の整備を推進します。

また、本市の特性に見合った適正な人事評価制度の確立をめざし、評価結果を客観的、具体的に人材育成につなげるため、評価者研修の定期的な実施により、適正な評価を行う体制づくりを推進します。

施策を取り巻く環境

地方分権の進展により業務は拡大、専門化する傾向にあり、職員には、高度な専門的能力とあらゆる分野における政策形成能力が求められているため、これらを高めるための積極的な研修参加や自己研鑽が必要です。

市政の運営を担う能力を持つ職員の育成と、その職員を評価する適正な人事評価制度の確立を行うことは、最も重要な課題です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
専門資格取得者の割合	%	4	12.8	25	資格取得者数の割合の増加による職員の資質向上
研修計画による自己啓発研修参加職員の割合	%	1.9	4.3	15	職員の資質向上
評価者研修の定期的な実施	回/年	1	1	1	適正な評価による職員の熱意向上

施策を実現する手段

○分野別計画：人材育成基本方針(平成24年度～)
次世代育成支援対策の推進及び女性の活躍の推進に係る特定事業主行動計画
(平成26年度～平成32年度)

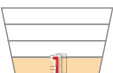
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
専門資格取得者などの採用	●	●	●	●	●	●	●
本市の特性に見合った独自研修の実施	●	●	●	●	●	●	●
研修計画による自己啓発機会の促進	●	●	●	●	●	●	●
人事評価制度の適正な運用		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

連携する(パートナーシップ)



経験者の採用や、専門資格を取得している人材を確保し、即戦力として速やかに市民ニーズへの対応を行い、市民と共に市政を運営する組織をつくります。

職員が本市に必要な考え方などを身に付ける機会を充実し、職員の自己啓発を促すことにより、市民が真に必要としている行政サービスを的確に把握できる職員を育成します。

1 財源の確保

基本方針

税は、社会の運営に必要な費用を、その地域の市民から広く負担をしていただくものです。

市民の納税意識の高揚、徴収体制の強化を図り、収納率の向上をめざします。

また、徹底した経費の縮減を行うとともに、受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直し、市有財産の積極的な活用、事業の残地などの残地処分、ふるさと納税の活用など、新たな収入確保策の検討、導入を行い、負担の公平性を確保するとともに自主自立の市政運営を担保する自主財源の確保に努めます。

施策を取り巻く環境

人口が増加していることにより納税義務者も増加し、自主財源の中心である市税はゆるやかに伸びてはいますが、経常的経費の増加などにより財政構造は硬直化しつつあります。

また、地方交付税については、制度の見直しにより縮小が進み、市の財政状況は財政調整基金※の取り崩しが迫られるなど厳しい状況にあることから、安定した自主財源の確保には、納税環境の改善により市税の収納率の向上を図ることが必要です。

さらに、事業の残地などについては、用地の処分を含め有効活用を行います。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
市税の徴収率(現年度課税分)	%	97.9	98.91	99.1以上 (98.3以上から変更)	近隣市の平均値以上
適正な使用料、手数料の調査 検討	%	0	100	100	見直しが必要と見込まれる使用料、手数料 を調査、検討による適正な行政運営
事業残地等の有効活用、 処分率	%	0	99.80	100	事業残地等々の有効活用と処分の総面積 (1,135㎡)
ガバメントクラウドファン ディング※実施事業数	事業	-	-	2	ガバメントクラウドファンディングにより実 施した事業数
ふるさと納税件数	件	-	11	20	市に愛着を持つ人の増加
企業版ふるさと納税件数	件	-	-	3	市に愛着を持つ企業の増加

施策を実現する手段

○分野別計画：公共施設等総合管理計画(平成29年度～)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
事業残地等の有効活用と処分	●	●	●	●	●	●	●
ガバメントクラウドファンディングによる事業 の推進		●	●	●	●	●	●
ふるさと納税の募集内容の見直し		●	●	●	●	●	●
企業版ふるさと納税の取り組み		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ3

協働する(パートナーシップ)



地方分権が進展し、自分たちのまちは自分たちでつくる
という考えのもと、自主自立の市政運営を担保する自主財
源の確保を、市民の協力を得ながら行います。

2 安定した財政運営の推進

基本方針

新たな視点による財政分析と中長期的視野に立った財政見通しの作成、公表により、健全で持続可能な安定した財政運営を推進します。また、市民への情報提供に努め、透明度の高い財政運営を推進します。

市民と行政の協働や、協調、役割分担による効率的、効果的な行政経営により、本市の独自性を生かした施策を戦略的に推進します。

施策を取り巻く環境

人口減少と少子高齢化により日本経済が縮小し、市税の伸びの鈍化や地方交付税の削減などにより、市財政が硬直化する傾向にあります。一方、地方分権の進展により、国や県から市への権限委譲[※]が進み、本市の行政としての責任はこれまで以上に増加しています。

このようななか、めざすべき将来都市像を実現し、山積する地域課題を着実に克服するためには、政策的にも財政的にも自立した行政経営を行っていく必要があります。公平な課税や収納率の向上を進めつつ、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行うとともに、市民に対して中長期的な財源見通しを示し、市民との信頼関係に基づく健全で持続可能な財政運営を進めていくことが求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
実質公債費比率	%	8.2	5.4	10.0以内	公債費による財政負担の程度を表す比率18%以上で地方債の発行に一定の制限がかかる
将来負担比率	%	34.1	16.0	60.0以内	自治体が将来負担する借金などの1年間の収入に対する比率(350%になると黄信号)
経常収支比率 [※]	%	87.4	86.0	98.0以内	財政構造の弾力性を判断するための比率(高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す)

施策を実現する手段

○分野別計画：公共施設等総合管理計画(平成29年度～)

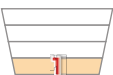
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
新たな視点による決算分析	●	●	●	●	●	●	●
中長期財政見通しの作成	●	●	●	●	●	●	●
地方債残高の抑制	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

連携する(パートナーシップ)



本市が行う財政運営の推進状況を市民が確認することができるように、積極的な情報提供に努めます。

市民が本市の置かれている状況を認知し、市民や団体、企業、行政がそれぞれの役割を担い、市政を運営する市民協働のまちをつくります。

3 行政情報化の充実

基本方針

さまざまな行政手続きや施設を利用する際の手続きの電子化とともに、庁内の事務処理の電子化を推進し、事務の迅速化と効率化を図り、業務の生産性向上に努めます。

また、マイナンバー制度に関係した電子申請の導入など、市民サービスの向上を図ります。

市職員の情報セキュリティ対策については、パソコンやインターネットなどを活用した研修により、情報セキュリティ意識や情報活用能力の向上に努めます。また、インターネットを経由した情報セキュリティの脅威に対応するため、高度な情報セキュリティ対策を推進します。

施策を取り巻く環境

行政サービスの電子化を推進するには、多額の経費が必要とされることから、その費用対効果を見極め、市民の利便性を向上させる情報システムを構築する必要があります。

また、大切な個人情報の流出や漏洩など、重大なセキュリティ事故が発生することを未然に防ぐため、厳重な情報セキュリティ対策と職員の情報活用能力の向上を図る必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
申請書類の電子化件数	件	1	1	10	申請書類の電子化による市民の利便性向上
情報セキュリティに対する理解度が中級以上の職員の割合	%	-	75	80	情報セキュリティに対する職員の理解度向上による適切な情報保護

施策を実現する手段

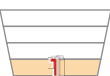
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
情報セキュリティの診断と職員研修の実施	●	●	●	●	●	●	●
職員向け情報セキュリティ理解度調査の実施		●	●	●	●	●	

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ1

知る・興味を持つ



目標ステップ3

連携する(パートナーシップ)



行政サービスの電子化を進めるためには、その費用対効果について十分な効果が発揮されることを見極める必要があります。

効果的な情報技術の活用方策を、行政改革の推進と連携して、市民の声に耳を傾けながら進めます。

4 教育委員会施策の推進と評価

基本方針

本市の教育委員会は、市長から独立して設置される合議制の執行機関として、教育長と5名の教育委員で組織されています。

知・徳・体の調和がとれた児童生徒の育成をめざすとともに、一人ひとりが、お互いの個性や人間性を尊重しながら、生涯にわたって自らの人間形成に励み、平和で豊かな地域社会づくりに貢献できる市民の育成をめざします。

また、教育委員会の基本計画である“教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)”を推進し、施策や事務事業の点検と評価を行い、その成果や課題を踏まえて、市民に求められる教育行政を推進します。

施策を取り巻く環境

学校教育、生涯学習、スポーツや文化芸術の振興など、教育委員会が行う施策に対する市民ニーズは増加する傾向にあります。

市民から求められる施策を実行するため、ニーズを的確に把握し、教育委員会が行う施策や事務事業の点検と評価を通じて、効果的な教育行政を進めることが求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
教育ユニバーサルプランの達成度	%	0	27	100	プランの達成割合

施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)
(平成24年度～平成33年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
教育ユニバーサルプランの施行	●	●	●	●	●	●	
教育委員会の事務事業の点検と評価	●	●	●	●	●	●	●
教育ユニバーサルプランの中間評価		●					

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ2
意見を言う



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



教育委員会の行う施策や事務事業の点検と評価を実施し、市民の声に耳を傾けながら、市民本位の施策と事務事業を展開します。

5 行政改革の推進

基本方針

行政改革大綱(第6次)に掲げる目標の達成に向けて、全庁体制で行政改革に取り組み、戦略性のある明確な施策実施の目的のもと、成果を重視した効率的な行政システムを確立します。

職員が改革意識を持って自己変革に努めるとともに、運営効率や公共性の観点から、民間での対応が望ましい分野については、行政責任の確保を踏まえたうえで民間への委託を検討します。

行政改革の推進を通じて、市民満足度の最大化をめざすため、歳出全般の効率化と財源配分の選択と重点化を図る行政の経営だけでなく、地域全体を「公共」ととらえ、市民との協働によるまちづくりに取り組み、共に地域資源の効果的な活用を推進する公共の経営の推進を図ります。

施策を取り巻く環境

人口減少や少子高齢化、情報通信技術の発展やSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の普及などの社会情勢の変化により、行政ニーズは多様化し、地方行政をとりまく環境は一層厳しくなっています。

多様化する行政ニーズに的確かつ柔軟に対応し、今後も継続して質の高い市民サービスを提供するには、行政改革をより一層推進する必要があります。

行政改革大綱(第5次)における「市民との協働による質の高い効果的な行政サービスの実現」という考え方を引き継ぎながら、総合計画の考え方の一つである公共の経営を掲げた行政改革大綱(第6次)に基づき、行政ニーズに対する市民満足度の最大化を図ります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
行政改革大綱実施計画(第5次)の達成度	%	0	85.7	100	行政改革大綱実施計画(第5次)の達成割合
行政改革大綱実施計画(第6次)の達成度	%	-	-	100	行政改革大綱実施計画(第6次)の達成割合

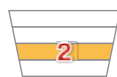
施策を実現する手段

○分野別計画:行政改革大綱(第6次)(平成29年度～平成33年度)

主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
行政改革大綱(第7次以降)の策定						●	
行政改革大綱(第6次)の進行管理		●	●	●	●	●	

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ2
意見を言う



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



行政改革に真摯に取り組み、地域全体を「公共」ととらえ、市民と行政との協働によるまちづくりに取り組む公共の経営を推進します。

6 総合計画の進行管理

基本方針

本市の最上位計画であるこの総合計画に示す32の施策の達成度や進行状況を把握することにより、施策の適正な進行管理を図り、8つの政策と将来都市像“人の和 椿十徳 生きるまち”の実現をめざします。また、施策の達成度などを把握し管理するにあたっては、行政評価を活用し、将来都市像と政策・施策を達成するために必要とされる事業であるかどうかについて、評価と検証による明確化を図ります。

総合計画に基づき、市民の活力がみなぎり、魅力にあふれ、住んでみたい、住み続けたいと考えてもらうことのできるまちづくりを推進します。

施策を取り巻く環境

総合計画は、本市のまちづくり全体に及ぶ最も大切な計画であり、市政運営の基本となる、まちづくりの指針となるものです。総合計画には、本市がめざす将来都市像が描かれており、野々市らしさの追求と、市民満足度の最大化をめざし、将来都市像を達成しなければなりません。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画 策定時	H27 実績値	目標値	指標の説明
市政に対する市民満足度	%	94	91	96	市政に満足する市民の割合 (市民意識調査)

施策を実現する手段

○分野別計画：教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)
(平成24年度～平成33年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
行政評価の実施	●	●	●	●	●	●	●
事業実施計画の策定	●	●	●	●	●	●	●
市民意識調査の実施					●		
前期基本計画の総括		●					
総合計画に関する職員研修	●	●	●	●	●	●	●
次期総合計画の策定					●	●	

市民協働への取り組み

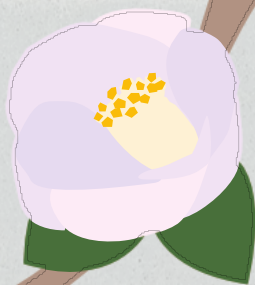
後期基本計画策定時
ステップ2
意見を言う



目標ステップ3
連携する(パートナーシップ)



市民、各種団体、企業と行政が共にその役割を認識し、力を合わせてまちをつくるという考え方を育み、全員で住み心地一番のまちをめざします。



資料編



資料編

第 1 節

市の概要

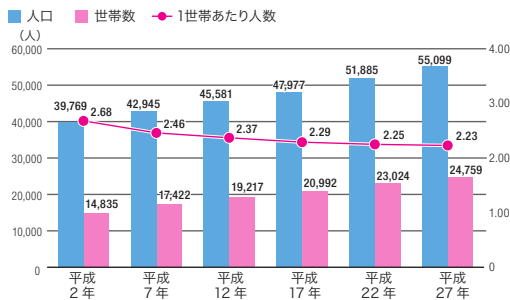
1 市の概要

1 人口

(1)人口・世帯

平成27年の人口は55,099人、世帯数は24,759世帯で、いずれも増加傾向を示しています。

また、1世帯あたり人員は2.23人／世帯で、減少傾向が続いています。

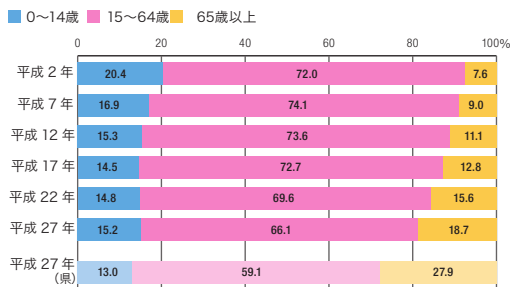


資料 国勢調査（各年10月1日現在）

(2)年齢別人口

年齢別人口では、65歳以上の割合が平成2年から平成27年で約2.5倍に増加したのに対し、14歳までの割合は約0.75倍に減少するなど、少子高齢化が進行しています。

他方、県平均と比べると緩やかな進行状況となっています。



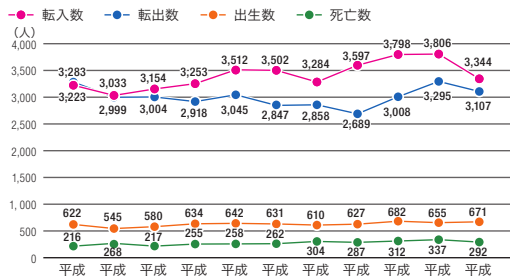
資料 国勢調査（各年10月1日現在、年齢不詳除く）

(3)人口動態

人口動態を見ると、自然動態（出生・死亡）では、出生数が死亡数を上回り、人口が増加し続けています。

一方、社会動態（転入・転出）では、平成17年度以降は転入数の方が多くなっています。

自然動態と社会動態の合計である人口動態は、一貫して増加傾向を示しています。

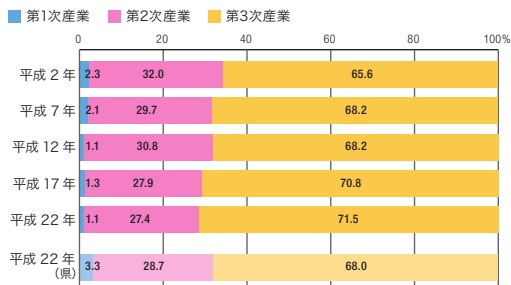


資料 住民基本台帳（各年度）

2 産業

(1) 産業別就業人口

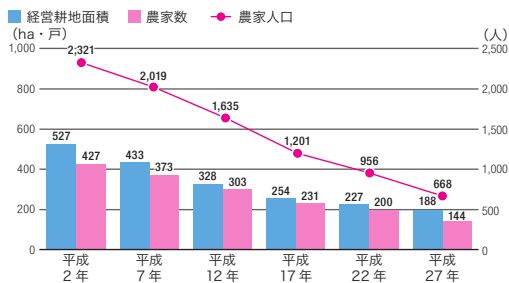
産業別就業人口は、第1・2次産業の割合が減少する一方、第3次産業の割合が増加しており、特に第3次産業は県平均よりも3.5ポイント高くなっています。



資料 国勢調査(各年10月1日現在、分類不能除く)

(2) 農業

農業では、経営耕地面積、農家数、農家人口のいずれも減少し続けています。

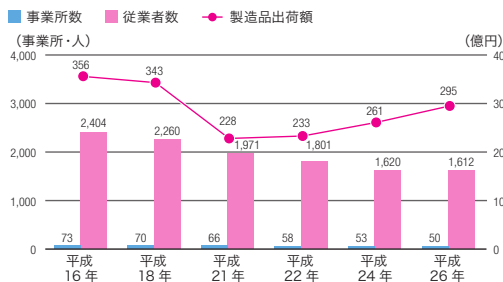


資料 農業センサス(S60)、農林業センサス(H2～H22)(各年2月1日現在)

※S60は、経営耕地面積5a以上(または農産物販売額10万円以上)、H2以降は、経営耕地面積30a以上(または農産物販売額50万円以上)の農家を対象

(3) 工業

工業では、事業所数、従業者数がともに減少傾向にあります。製造品出荷額は、平成21年以降、増加傾向にあります。

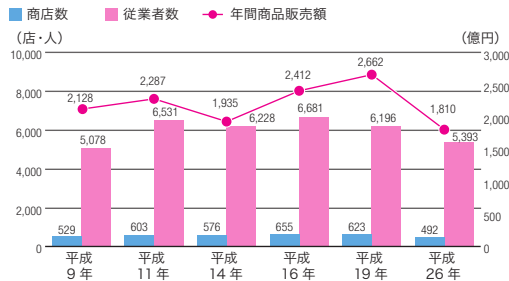


資料 工業統計調査(各年12月31日現在)

(4) 商業

商業では、事業所数と従業者数は平成16年がピークとなり、その後、減少に転じています。

年間商品販売額は、年により大きく変動しています。

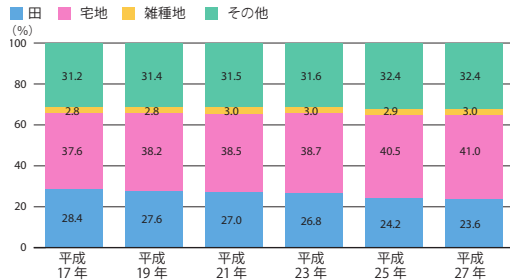


資料 商業統計(H11・26は7月1日現在、H9・14・16・19は6月1日現在)

3 土地・住宅

(1) 土地利用状況

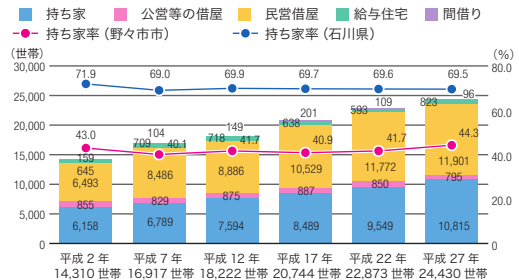
土地利用状況は、土地区画整理事業などによって宅地化が進められたため、「田」が減少し、「宅地」が増加しています。



資料 税務課(各年1月1日現在)

(2) 住宅所有形態

住宅の所有形態は、住宅に住む一般世帯のうち、持ち家が約44%、民営借家が約49%を占めており、持ち家率は県平均と比較して約25ポイント低くなっています。



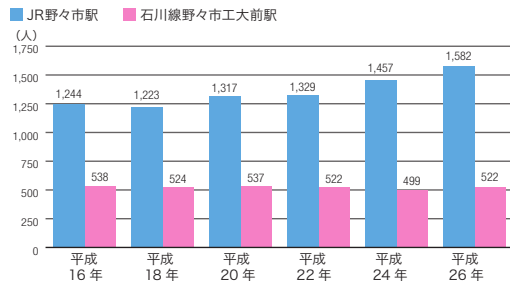
資料 国勢調査(各年10月1日現在)

※住宅に住む一般の世帯数であり、病院・社会施設・学生寮・寄宿舎等を含んでいない

4 交通

(3) 駅利用状況

駅利用者数は、JR野々市駅は1日平均約1,600人で増加傾向にあり、石川線野々市工大前駅は1日平均約520人で横ばいとなっています。

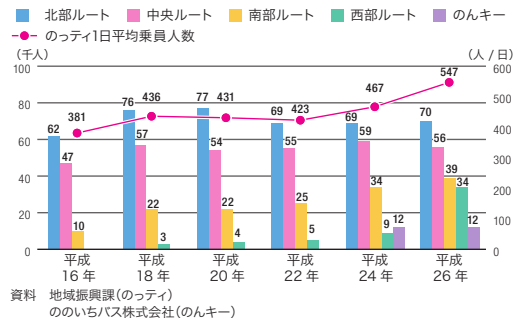


資料 JR野々市駅 西日本旅客鉄道(株)金沢支社、石川線野々市工大前駅 北陸鉄道(株)

(4) コミュニティバス利用状況

コミュニティバス“のっティ”の1日平均乗員人数は、平成22年以降、増加傾向にあります。

ルート別に見ると、駅や大型商業施設を経由する北部ルートの利用者数が最も多くなっています。

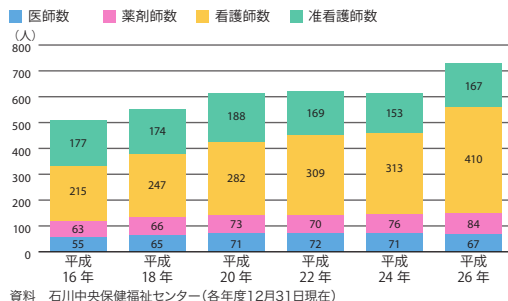


資料 地域振興課(のっティ) ののいちバス株式会社(のんキー)

5 医療・保健・福祉

(1) 医療従事者数

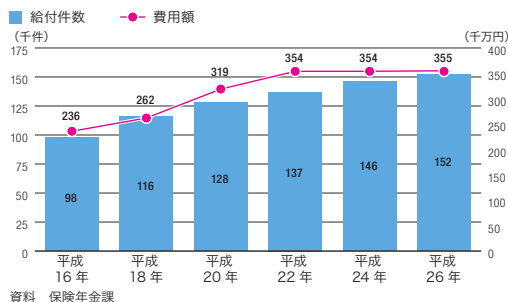
医療関係者（医師・看護師など）の人数は増加傾向にあります。



(2) 国民健康保険

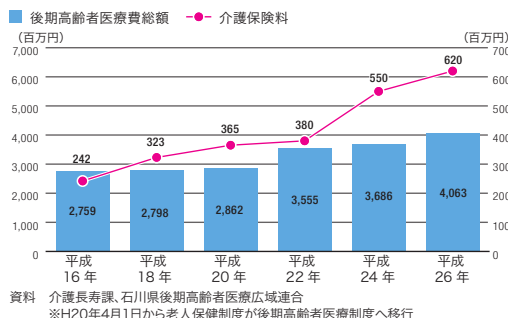
国民健康保険の給付件数は年々増加しています。

費用額は平成22年まで増加し、その後は横ばいとなっています。



(3) 老人医療・介護保険

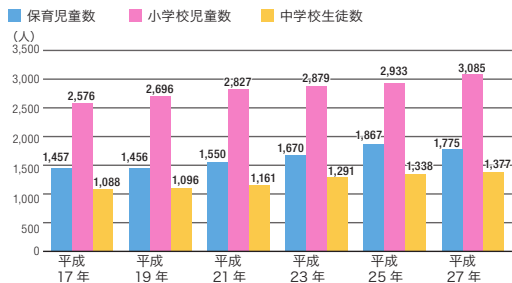
後期高齢者医療費総額と介護保険料は、ともに増加傾向にあります。



6 生涯学習・教育（教育・文化・スポーツ）

(1) 児童・生徒数

保育児童数・小学校児童数・中学校生徒数は、いずれも増加傾向にあります。

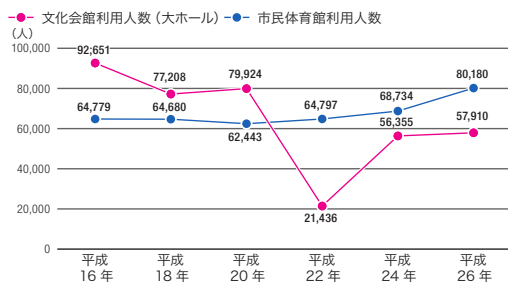


資料 子育て支援課(各年4月1日現在)、学校教育課(各年5月1日現在)

(2) 施設利用者数

文化会館は平成22年に大規模改修を行ったため、利用者数は一時的に減少しています。

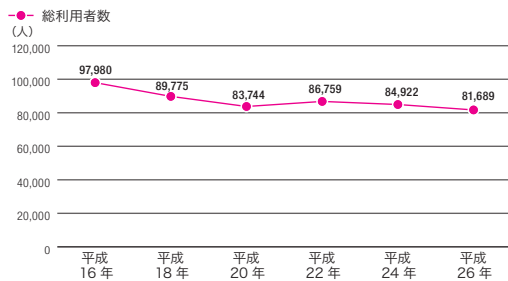
前期基本計画期間である平成24年から平成26年の間でみると、文化会館も市民体育館も、ともに利用者数は増加しています。



資料 スポーツ振興室、(公財)野々市市情報文化振興財団

(3) 公民館利用者数

公民館の総利用者数は、減少傾向にあります。



資料 生涯学習課

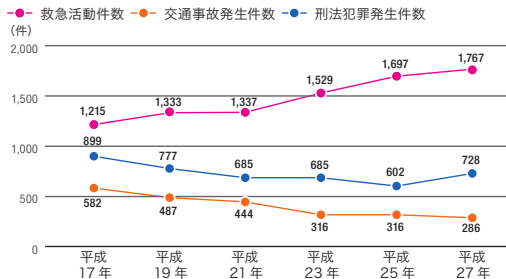
7 治安

(1) 犯罪・交通事故・ 救急出動件数

救急活動件数は増加傾向となっています。

刑法犯罪交通事故発生件数は減少傾向にありましたが、平成27年は増加に転じています。

交通事故発生件数は減少傾向となっています。



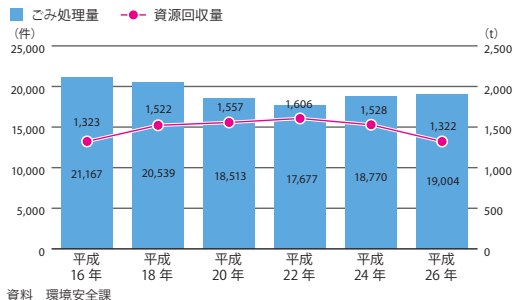
資料 松任警察署野々市交番(H17～21)、白山警察署(H23～27)
白山野々市広域事務組合野々市消防署

8 環境

(1) ごみ処理・資源回収量

ごみ処理量は平成22年以降、増加傾向にあります。

資源回収量は、平成22年をピークに減少傾向にあります。



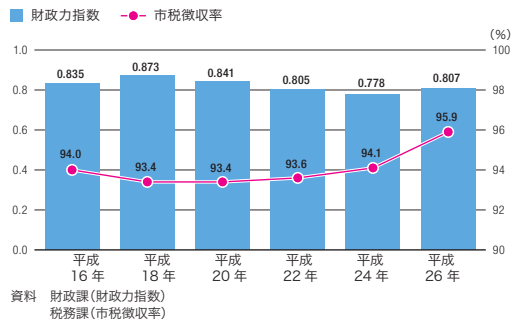
資料 環境安全課

9 財政 (行財政運営)

(1) 財政力指数

財政力指数は、平成18年以降減少傾向にありましたが、平成26年に増加に転じています。

市税徴収率は、平成20年以降増加傾向にあります。



資料 財政課(財政力指数)
税務課(市税徴収率)

資料編

第2節

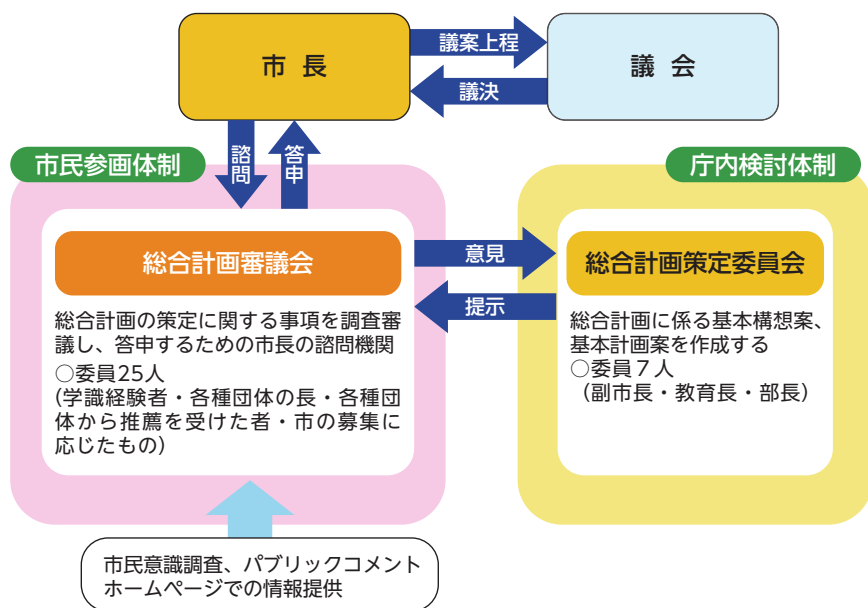
策定の経緯

1 策定体制

この計画を策定するにあたり、「審議会」と「策定委員会」という二つの組織を設置しました。

「審議会」は、市長の諮問機関として、市を代表する各種団体の長や学識経験をお持ちの方など25人の委員で構成し、「策定委員会」で検討した計画案について、ご意見などをいただき、計画案を審議しました。

「策定委員会」は、副市長を委員長とし、教育長、各部の部長で構成し、「策定委員会」において検討した計画案を「審議会」へ諮り、審議し、修正などがあった場合には「策定委員会」へ差し戻すことで再度検討するといった方法で、この計画を策定しました。



平成28(2016)年

5月2日 …… …… ・第1回策定委員会
6月22日 …… …… ・第2回策定委員会
6月27日 …… …… ・第1回審議会
7月20日 …… …… ・第3回策定委員会
7月27日 …… …… ・第4回策定委員会
8月8日 …… …… ・第5回策定委員会
8月22日 …… …… ・第2回審議会
9月23日 …… …… ・第6回策定委員会
9月15日～10月14日 ・野々市市第一次総合計画【中間見直し】
(原案)パブリックコメント実施
10月14日 …… …… 第7回策定委員会
10月24日 …… …… 第8回策定委員会
11月1日 …… …… ・第3回審議会

資料編

第 3 節

総合計画審議会

1 会議概要

公共的団体の役員、学識経験者などで構成される審議会では、市民の意思を反映するとともに、多角的で専門的な見地から、総合計画に関する重要事項を審議しました。

また、審議会で使用した資料や会議録は、計画策定手続きの透明化を図るために、会議終了後にホームページで広く公開しました。

◇ 報告事項 ◆ 審議事項

議事

第1回(平成28年6月27日)

諮問

◇野々市市第一次総合計画の見直しについて

- 1 野々市市第一次総合計画とは
- 2 野々市市第一次総合計画見直し方針(案)
- 3 野々市市第一次総合計画見直しスケジュール(案)
- 4 アンケートによる現状把握

◆野々市市第一次総合計画基本構想の見直し及び後期基本計画の策定について

- 1 野々市市第一次総合計画基本構想見直し方針(概要)(案)
- 2 野々市市第一次総合計画後期基本計画策定方針(概要)(案)

第2回(平成28年8月22日)

◆野々市市第一次総合計画後期基本計画(原案)について

- 1 野々市市第一次総合計画後期基本計画(原案)概要
- 2 野々市市第一次総合計画後期基本計画(原案)

第3回(平成28年11月1日)

◆野々市市第一次総合計画【中間見直し】(原案)について

- 1 パブリックコメントのご意見と野々市市の考え方について
- 2 野々市市第一次総合計画【中間見直し】(原案)の構成について
- 3 野々市市第一次総合計画【中間見直し】(原案)について
答申



会議の様子

2 審議会委員名簿

(五十音:敬称省略)

職	氏名	所属等
委 員	朝倉 あづさ	声楽家
委 員	安部 優太	公募
委 員	岩井 繁樹	ののいち里まち倶楽部
委 員	上野 弘子	野々市市各種女性団体連絡協議会
委 員	上野 義信	野々市市勤労者協議会
委 員	内村 榮一	野々市市文化協会
副会長	榎本 俊樹	石川県立大学
委 員	太田 利一郎	株式会社大日製作所
委 員	神谷 浩夫	金沢大学
委 員	北岸 正彦	公募
委 員	小松 靖典	公募
委 員	坂井 和代	野々市市本町児童館ふれあいクラブ
委 員	澤村 昭子	野々市市女性協議会
会 長	鹿田 正昭	金沢工業大学
委 員	滝下 嘉昭	公募
委 員	田多野 和彦	野々市市中央公民館
委 員	西村 一正	野々市市商工会
委 員	西村 信夫	野々市市農業協同組合
委 員	畠 紀子	公募
委 員	濱田 利幸	野々市市小中学校長会
委 員	藤田 雅顯	野々市市連合町内会
委 員	前川 一夫	野々市市民生委員児童委員協議会
委 員	宮川 渉	野々市市体育協会
委 員	村上 真之輔	株式会社北國銀行野々市支店
委 員	吉川 明彦	公募

資料編

第 3 節

総合計画審議会

3 野々市市総合計画審議会条例

制 定 平成24年3月21日条例第14号

(設置)

第1条 この条例は、市長の諮問機関としての野々市市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、野々市市の総合計画に係る事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関等の代表
- (3) 野々市市の区域内に住所を有する20歳以上の者で、市の募集に応じたもの
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 審議会に、副会長1人を置き、会長の指名により選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年野々市町条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 （平成27年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

4 野々市市総合計画審議会規則

制 定 平成24年3月21日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、野々市市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 野々市市総合計画審議会条例（平成24年野々市市条例第14号）第2条の野々市市の総合計画に係る事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 野々市市総合計画のうち基本構想の策定並びに基本計画及び実施計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 野々市市総合計画のうち基本計画に掲げる施策の進捗状況を把握し、及び管理するために市が実施する行政評価に関し、意見を述べること。
- (3) 野々市市総合計画のうち基本計画に掲げる施策の達成を支えるために市が実施する行政改革の進捗状況に関し、意見を述べること。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、会長の許可を得て傍聴することができるものとし、当該許可の手続その他会議の傍聴に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ意見若しくは説明を求めること又は資料の提出を求めることができる。

(公印)

第5条 審議会の公印の種類、寸法、書体、様式、使用区分及び保管者並びにその数は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、審議会の公印の取扱いについては、野々市市公印規則（平成5年野々市町規則第3号）の例による。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(旅行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この規則の施行後最初に行われる会議の招集及び委員の任期満了による改選後最初に行われる会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則（平成28年規則第19号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

資料編

第 3 節

総合計画審議会

5 野々市市総合計画審議会会議傍聴規則

制 定 平成24年3月21日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、野々市市総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて、会長が定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所において、会議の開始前に総合計画審議会会議傍聴受付票（別記様式）に自己の住所及び氏名を記入し、会長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、同項の規定による受付をした順序により、傍聴人の人数が定員に達するまで行うものとする。

(傍聴の制限)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他の通信機器を使用しないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議の会場において撮影、録画又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反者に対する措置)

第8条 会長は、第6条各号又は前条に規定する遵守事項等を遵守しない者があるときは、これを制止し、その制止に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、会長が傍聴を禁止したとき、又は退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関して、会長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

6 野々市市総合計画審議会委員の公募に関する要綱

制 定 平成27年野々市市告示第3号
(平成27年1月30日)

一部改正 平成27年野々市市告示第49号
(平成27年3月31日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市総合計画審議会条例(平成24年野々市市条例第14号)第3条第2項第3号に規定する野々市市総合計画審議会委員(以下「公募委員」という。)の公募及び選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 公募は、市広報及び市ホームページに掲載して行うものとする。

(応募の方法)

第3条 応募は、応募申込書(別記様式)及び別に定める課題に対する作文を提出して行うものとする。

2 提出の方法は、持参、郵送、電子メール又はファックスによるものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 公募委員の選考のため、野々市市総合計画審議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会の委員は、副市長、企画振興部長及び企画課長をもって充てる。

3 選考委員会は、必要に応じ副市長が招集する。

(選考の方法)

第5条 公募委員の選考は、公募委員に応募した者(以下「応募者」という。)から提出された応募申込書及び作文により行うものとする。

2 公募委員の選考は、選考基準(別表)によるものとする。

3 合計点数が同点となった応募者が2人以上ある場合は、選考委員会により総合的に判断して順位を決めるものとする。

(結果の通知)

第6条 選考の結果については、全ての応募者に文書で通知するものとする。

(再募集)

第7条 公募がなかったとき若しくは募集した人数に応募者の人数が達しなかったとき又は選考の結果、募集した人数に達しなかったときは、再募集を行うものとする。ただし、日程に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

(庶務)

第8条 公募委員の公募及び選考に関する庶務は、企画課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

資料編

第 4 節

総合計画策定委員会

1 総合計画策定委員会

審議会からの意見や提言などを受け、野々市市第一次総合計画【中間見直し】(案)の検討を行うため、副市長を委員長とし、教育長、各部の部長の7人で構成する策定委員会を設置しました。

開催日時	検討項目
第1回 (平成28年5月2日)	●野々市市総合計画策定委員会の設置について ●策定スケジュールについて ●野々市市第一次総合計画後期基本計画策定方針(案)について ●野々市市第一次総合計画後期基本計画の構成(案)について ●目標人口について ●野々市市第一次総合計画基本構想(素案)について ●野々市市第一次総合計画基本計画(骨子)について
第2回 (平成28年6月22日)	●諮問書(案)について ●総合計画審議会資料について ●後期基本計画の体系(案)について ●目標人口設定にあたっての考え方
第3回 (平成28年7月20日)	●目標人口の設定について
第4回 (平成28年7月27日)	●目標人口の設定及び後期基本計画の施策について
第5回 (平成28年8月8日)	●目標人口の設定について ●野々市市第一次総合計画後期基本計画について
第6回 (平成28年9月23日)	●野々市市第一次総合計画後期基本計画について
第7回 (平成28年10月14日)	●野々市市第一次総合計画【中間見直し】(原案)について ●基本構想と後期基本計画の追加修正について
第8回 (平成28年10月24日)	●基本構想と後期基本計画の追加修正について ●野々市市第一次総合計画【中間見直し】(原案)について ●野々市市第一次総合計画基本構想【中間見直し】(原案)について ●野々市市第一次総合計画後期基本計画(原案)について

2 総合計画策定委員会設置要綱

制 定 平成28年野々市市告示第3号
(平成28年1月15日)

(設置)

第1条 野々市市まちづくり基本条例(平成26年野々市市条例第37号)第3条第2項の規定に基づく野々市市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定及び見直しについて、必要な事項を検討し、及び各部局の調整を図るため、野々市市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び見直しに係る基本方針の検討に関すること。
- (2) 総合計画の基本構想及び基本計画の立案に関すること。
- (3) その他総合計画の策定及び見直しに必要な事項の検討及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、副市長、教育長及び部長(教育委員会事務局の部長を含む。)をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(下部組織の設置)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会の下部組織として幹事会、部会、ワーキンググループ等を設置することができる。

2 下部組織の所掌事務、組織等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

資料編

第 5 節

諮問・答申

1 諮問

企 第 154 号

平成28年6月27日

野々市市総合計画審議会
会 長 鹿田 正昭 様

野々市市長 栗 貴章

野々市市第一次総合計画基本構想の見直し
及び後期基本計画の策定について(諮問)

このことについて、野々市市総合計画審議会条例(平成24年3月21日条例第14号)第2条の規定に基づき、野々市市第一次総合計画における基本構想の見直し及び後期基本計画の策定について下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

野々市市第一次総合計画基本構想の見直し及び後期基本計画の策定に関する審議

2 諮問理由

本市は、平成24年度から10年間で展望した野々市市第一次総合計画に基づき、基本構想に示す将来都市像の実現に向け、基本計画に掲げる各種施策を実施してまいりました。

この第一次総合計画は平成28年度をもって、計画策定から5箇年が経過し、中間年を迎えます。

この間、本市においては、市民の皆様をはじめ、企業、団体、高等教育機関の皆様との市民協働のまちづくりをはじめ、新たな図書館の建設や中央公民館の建て替え、土地区画整理事業、また、本市における「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的・計画的に実施してきたことにより、本市を取り巻く環境が大きく変化をしています。

このような状況を踏まえ、本市の新たなまちづくりの方向性を見出し、次なる5箇年に向けた計画を策定する必要があることから、「野々市市第一次総合計画基本構想の見直し及び後期基本計画の策定」をすることに関して、意見を求めます。



栗市長から鹿田会長へ諮問書が手渡されました



鹿田会長が答申書を読み上げられました

2 答申

平成28年11月1日

野々市市長 粟 貴章 様

野々市市総合計画審議会
会 長 鹿田 正昭

野々市市第一次総合計画基本構想の見直し 及び後期基本計画の策定について(答申)

平成28年6月27日付企第154号で諮問のありました、平成29年度に計画の中間年を迎える野々市市第一次総合計画の基本構想見直し及び後期基本計画策定について、人口の推移、意識調査、政策の進展状況をふまえ、本審議会において慎重かつ活発に審議した結果を別冊のとおりまとめましたので、下記のとおり本審議会の意見を付して答申します。

貴職におかれましては、この答申の内容に基づき、本計画を速やかに確定され、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に実行されることを期待します。

記

- 1 野々市市の人口増加の状況をふまえ、目標年次である平成33年度の人口を58,000人に上方修正を行った。今後の高齢化率の推移と年齢構成に注視しながら、人口の増加に対応し、すべての市民が豊かに暮らせるまちづくりに取り組んでいただきたい。
- 2 野々市市第一次総合計画では、“ともに創る とともに育む”市民協働のまちづくりを推進し、その土台を築いてきた。まちづくりの主役である市民との協働の実践を積み重ね、さまざまな主体を野々市市のパートナーとし、市民のニーズに呼応した「市民協働のまちづくり」のさらなる発展に努めていただきたい。
- 3 我が国は、本格的な人口減少時代を迎えている。将来の人口減少や超高齢社会の到来に備え、子育てをしやすい環境の整備や健康寿命の延伸など、安心して子どもを産み育て、住み慣れた地域で健康に暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいただきたい。
- 4 自律的で持続的なまちづくりのためには、産業の創出と雇用を生み出すことが必要である。関係機関との連携のもと、野々市市の特徴と強みを生かし、地域経済の活性化を牽引する新たな産業の創出と雇用の場づくりに取り組んでいただきたい。
- 5 行政評価を活用し、この計画の進行管理と施策の評価の徹底を行っていただきたい。

資料編

第 6 節

市民参画

野々市市第一次総合計画【中間見直し】の策定にあたり、市民の声を広く取り入れるため、本市での暮らしや協働のまちづくりに対する市民・転出者の意識調査と、パブリックコメントを実施しました。

1 意識調査

本調査は、「ののいち創生総合戦略・ののいち創生長期ビジョン」策定のための調査と併せて実施しました。

	市民意識調査	転出者意識調査
調査対象者	野々市市民(20歳以上) 1,000名(無作為抽出)	平成24年7月から平成27年6月末までに野々市から転出した者(各年6月末時点で18歳以上)1,000名(無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
実施期間	平成27年7月10日～8月14日	平成27年7月10日～8月14日
有効回答数	399件(40.4%)	220件(24.3%)

調査の結果は、序章第2節「計画中間年における現状の整理」のとおりです。

2 パブリックコメント

実施期間	平成28年9月15日から10月14日
計画書の閲覧場所	市ホームページ・企画課窓口・市立図書館窓口
ご意見などの提出の方法	郵送・FAX・電子メール・持参
募集の結果	1名・1団体6件

資料編

第 7 節

総合計画を支える分野別計画

本市の政策と施策を掲げる最上位計画である総合計画を補完するため、政策の分野ごとに分野別計画を策定し、総合計画を支えています。

各計画のレベルについては、次の考え方に基いています。

構想レベル

総合計画に示す将来都市像の実現をめざし、また、総合計画に示す政策の内容を補完する、それぞれの分野における基本方針を示す計画です。

基本計画レベル

それぞれの分野の政策を実現するために行う、施策の内容を示す計画です。

実施計画レベル

それぞれの分野の施策を実現するために行う、事務事業の内容を示す計画です。

(平成28年12月現在)

政策1 一人ひとりが担い手のまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本 計画レベル	実施 計画レベル
市民協働によるまちづくり推進指針	平成25年度～	●	●	
男女共同参画プラン	平成24年度～ 平成33年度		●	●
次世代育成支援対策の推進及び女性の活躍の推進に係る特定事業主行動計画	平成28年度～ 平成32年度		●	●
人権教育・啓発行動計画	平成29年度 策定予定		●	

政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本 計画レベル	実施 計画レベル
地域福祉計画	平成25年度～ 平成29年度	●	●	
地域福祉活動計画	平成25年度～ 平成29年度			●
保健事業実施計画 (データヘルス計画)	平成27年度～ 平成29年度			●

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本 計画レベル	実施 計画レベル
介護保険事業計画	平成27年度～ 平成29年度		●	●
健康増進計画	平成26年度～ 平成35年度		●	●
食育推進計画	平成27年度～ 平成31年度			●
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度～			●
母子保健計画(第3次)	平成28年度～ 平成37年度		●	●
特定健康診査等実施計画	平成25年度～ 平成29年度			●
高齢者福祉計画	平成27年度～ 平成29年度			●
障害者基本計画	平成20年度～ 平成29年度		●	●
障害者福祉計画	平成27年度～ 平成29年度			●
子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～ 平成31年度			●

政策3 安心とぬくもりを感じるまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本 計画レベル	実施 計画レベル
地域防災計画	昭和37年度～ (平成27年度改訂)		●	●
国民保護計画	平成19年度～ (平成27年度改訂)		●	●
業務継続計画	平成28年3月～			●
建築物耐震改修促進計画	平成20年度～			●
下水道総合地震対策計画	平成26年度～ 平成30年度			●
上水道配水本管耐震化事業計画	平成24年度～ 平成39年度			●
交通安全計画(第10次)	平成28年度～ 平成34年度			●

政策4 環境について考える人が住むまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本計画レベル	実施計画レベル
環境基本計画	平成33年度 策定予定	●		
地域温暖化対策実行計画	平成22年度～ 平成33年度			●
一般廃棄物処理基本計画	平成23年度～ 平成33年度			●
容器包装廃棄物にかかる 分別収集計画(第8期)	平成29年度～ 平成33年度			●
災害廃棄物処理計画	平成28年度～			●
地下水保全計画	平成28年度～ 平成33年度			●
市営墓地整備計画	平成26年度～ 平成33年度		●	●

政策5 みんながキャンパスライフを楽しむまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本計画レベル	実施計画レベル
教育ユニバーサルプラン (教育振興基本計画)	平成24年度～ 平成33年度	●	●	
子ども読書活動推進計画	平成27年度～ 平成31年度			●
(仮称)野々市市新市立図書館・ 市民学習センター基本構想	平成26年10月策定		●	
食育推進計画	平成27年度～ 平成31年度			●
体育施設整備基本計画	平成27年10月策定		●	

政策6 野々市産の活気あふれるまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本計画レベル	実施計画レベル
ののいち創生総合戦略 ※政策6を中心に全分野を網羅	平成27年度～ 平成31年度	●	●	
野々市農業振興地域整備計画	平成14年度～		●	

政策7 くらし充実 快適がゆきとどくまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本 計画レベル	実施 計画レベル
都市計画マスタープラン	平成24年度～ 平成37年度	●	●	
野々市中央地区土地利用構想	平成26年3月策定	●	●	
緑の基本計画	平成11年度～ 平成27年度		●	
橋梁長寿命化修繕計画	平成24年度～ 平成31年度			●
総合治水対策実施計画	平成27年度～ 平成57年度		●	●
無電柱化整備基本計画(仮称)	平成29年度 策定予定		●	
自転車ネットワーク計画(仮称)	平成29年度 策定予定		●	
公営住宅等長寿命化計画	平成22年度～ 平成31年度			●
空家等対策計画(仮称)	平成29年度 策定予定			●
犀川左岸地区総合的治水対策行動計画	平成26年度～		●	
水道ビジョン	平成22年度～ 平成31年度		●	●
流域関連公共下水道事業計画	昭和62年度～ 平成32年度			●
上水道第5次拡張事業計画	平成29年度～ 平成38年度			●

政策8 住み続けたい!をみんなの声でつくるまち

計画名称	計画期間など	構想レベル	基本 計画レベル	実施 計画レベル
人材育成基本方針	平成24年度～			●
次世代育成支援対策の推進及び女性の活躍の推進に係る特定事業主行動計画	平成28年度～ 平成32年度		●	●
第6次行政改革大綱	平成29年度～ 平成33年度			●
公共施設等総合管理計画	平成29年度～		●	

資料編

基本構想の再掲 (中間見直し対象外項目)

第 8 節

第 8-1 節 計画策定の趣旨

第 8-2 節 野々市市のすがた

第 8-3 節 将来都市像実現のために

第 8-4 節 市民の想い

第 8-5 節 将来の見通し

資料編

第 8-1 節

計画策定の趣旨

1 総合計画の趣旨

総合計画は、本市のまちづくりを進めるための最も大切な計画です。

この計画は、本市がめざす将来都市像実現への道標となるものです。

本市が行う政策、施策、そして事務事業は、この計画に基づいて行われます。

この計画では、市制の施行をステップとして、新たな市民ニーズを踏まえた、長期的な展望を示します。

また、この計画によって、市民はもとより、国や県、他の自治体に対して、本市のまちづくりの強い意思を示します。

これまでの総合計画

	計画名称	計画期間	将来都市像
第1次総合計画	野々市町の総合計画	昭和45年～昭和55年	明るく豊かな田園都市学園都市
第2次総合計画	野々市町長期計画	昭和56年～平成2年	自然と創意の調和による快適な生活環境を創造する人間中心都市
第3次総合計画	野々市町新総合計画 愛と和のシンフォニー	平成3年～平成12年	出会いを大切に ゆとりと生きがいを実感できるまち
第4次総合計画	総合計画21 共有と連携のまちづくり	平成13年度～平成23年度	にぎわいとやすらぎに満ちた 快適・文化都市

2 計画の構成と目標年次

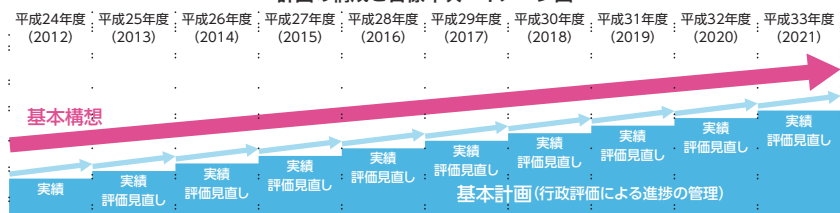
この計画は、平成24年度(2012年度)から平成33年度(2021年度)の10年間のまちづくりの方向性を示す“基本構想”と具体的な施策や主な事務事業を示した“基本計画”から構成されます。

計画の構成

基本構想：これからの10年間を展望し、めざすべき将来都市像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかに総合的、計画的なまちづくりの指針です。

基本計画：基本構想を受けて、まちづくりの将来都市像を達成するための基本的な施策の体系を示すものです。基本計画は、毎年実施する行政評価により施策の進捗状況の把握と管理を行うものとし、施策の進捗状況や評価結果により、見直しを図ります。また、この計画の根幹をなす重要な施策は、重点プロジェクトとして位置づけ、積極的に取り組みます。

計画の構成と目標年次 イメージ図



3 総合計画21の達成状況と今後の展開

本市では、前計画である総合計画21を指針として“共有と連携のまちづくり”を理念とする、開かれたまちづくりを進めてきました。

多様な行政ニーズに対応する新たな庁舎の建設、いきがいセンターの開所、保育園の公設民営化、小中学校の耐震化、学校給食センターやPFI制度※を活用した野々市小学校の建設、ケーブルテレビ網による情報通信基盤の整備、エコステーションの開設、子ども医療費の助成を中学生まで拡大するなど子育て施策の充実、土地区画整理事業の推進、コミュニティバス“のっティ”の運行、産学官連携による野々市ブランド商品として純米吟醸酒“ichi椿”の完成、御経塚遺跡出土品のうち4,219点が国重要文化財に指定されるなど、いくつもの成果を達成することができました。

また、個人情報保護意識の浸透や、情報公開、パブリックコメント制度の制定、各種審議会委員の公募制、女性委員の参画などについても充実を図りました。

何よりも、念願であり、最重点政策であった市制施行についても、平成23(2011)年11月11日に石川県下11番目の市として達成することができました。

平成21年1月に行った意識調査の結果では、「今の場所に住み続けたい」という市民が総合計画21策定時の72.2%から5.6ポイント増加の77.8%となり、これら施策の達成によって、市民が本市に住み続けたいと思うまちづくりが進められたことをうかがうことができます。

総合計画21に定められていたまちづくりの理念、基本方向、そしてそれらによって得られた成果をこの計画に受け継ぎ、さらに充実させます。

4 計画の進行管理と行政評価

この計画に定める将来都市像を実現するためには、財源を効率的に運用し、また、人材を適正に配置することにより、効果的で効率的な財源運用と人材育成を図っていかねばなりません。また、目標の達成度や市民満足度などをもとに、成果重視の視点で政策を展開することが必要となります。

この計画は、政策－施策－事務事業の3階層により構成されています。

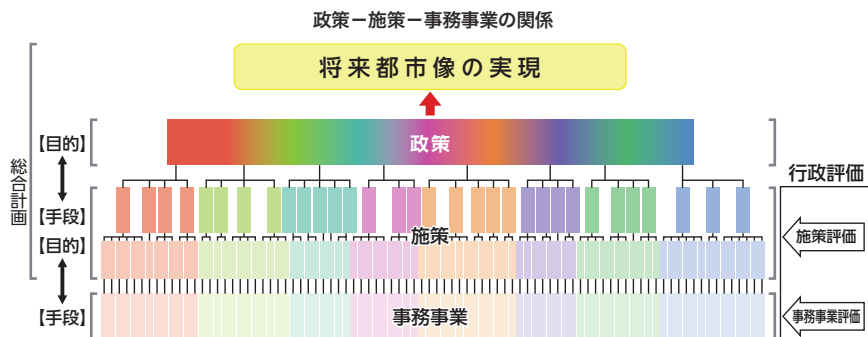
この計画に示すまちづくりの基本方針(政策)とまちづくりの基本目標(施策)、施策を実現するための具体的な活動である事務事業は、それぞれ“目的”と“手段”の関係になっています。

事務事業は、施策を達成するため本市が行う具体的な手段です。

施策は、事務事業がめざす目的であり、政策を達成するための手段でもあります。

施策を達成することにより政策が達成され、それによってめざすべき将来都市像が実現します。

資料編



本市は、めざすべき将来都市像の具体的な方向性を示した施策の評価と、目標達成のための具体的な手段である事務事業の評価に取り組みます。

行政評価は、行政サービスとして実施される施策や事務事業について、この計画の進行状況を管理するとともに、できる限り数字に表して、その評価と検証を行うものです。行政評価を活用し、行政の透明性を高め、市民と行政が目的や目標を共有することで、市民との協働の理念に基づく行政経営の実現をめざします。また、行政評価を総合計画の体系に基づいて機能させることにより、着実な計画の推進を図り、この結果を継続的に行政活動に反映させ、その状況を毎年度公表します。

資料編

第 8-2 節 野々市市のすがた

1 地名の由来

白山本宮(白山比咩神社)には、鎌倉時代末期の1312年に記されたとされる古文書が残されています。この古文書「三宮古記」には、水引^{みずひき}神^{しん}人^{にん}※と呼ばれる人たちが野^の市^{のいち}に住んでいたとの記述があり、これが野々市^{ののいち}という地名の最古の文字史料と思われる。また、1486年には、当時の山伏集団の中心的存在であったとされる京都聖護院の道興^{しやうごいん}という人物が、石動山天平寺を参拝するため野々市を通過した際に、次の和歌を詠んでいます。

風おくる 一村雨に 虹きえて のゝ市人はたちもをやます

虹がかかっていた空に、風が吹き、にわかにな雨が降ってきたにもかかわらず、野々市の人たちは、忙しそうに仕事(立ち回り)を続け止めようとしな

人々が集い^{いち}“市”で活発な商業活動を行っていた当時の野々市^{ののいち}のにぎわいを知ることができ、野々市^{ののいち}という地名は、約700年前からこの地で使われていた由緒ある地名であることがわかります。

2 位置と地勢

本市は、加賀平野の東部、北緯36度29分、東経136度34分辺りに位置し、総面積は、13.56平方キロメートル、東西4.5キロメートル、南北6.7キロメートルのまちです。

北部から東部にかけては、県庁所在地である金沢市に、西部から南部にかけては白山市に隣接し、肥沃な土地と良質な地下水に恵まれた手取川扇状地にあり、市内の最高海拔は49.6m(新庄地内)となっています。

近年は、旧市街地に加え、土地区画整理事業などによる新市街地が国道沿いや、本市南部、北西部で形成され、市中央部には、行政、経済、文化、交流などの機能が集積しています。

3 歴史と文化芸術

本市には、今から約3,500年前の縄文時代後期から晩期に営まれた国指定史跡御経塚遺跡や白鳳時代末の7世紀後半に建立されたと考えられている国指定史跡末松廃寺跡が残されています。

このことは、はるか原始、古代から人々の生活と開発が進んだ地域であったことを物語っています。

中世に入ると、地元武士団である富樫氏が勢力を強めてきます。

資料編

1339年、富樫氏は加賀国の守護となり、すでに“市”が形成されていた野々市(現在の住吉町付近)に館を構え、その場所を守護所として加賀国(現在のかがのくに市から加賀市あたり)の統治を行いました。

加賀一向一揆の支配となる戦国時代前半までの間、野々市は加賀の政治・経済・文化の中心地として栄えました。

旧北国街道が通る本町地区は、江戸時代には宿場町として栄えたところです。

現在でも国指定重要文化財である喜多家住宅や、市指定文化財である旧魚住家(市郷土資料館)、水毛生家といった由緒ある建物が残り、懐かしい街並みを見ることができます。

また、古くから郷土に受け継がれる“じょんから踊り”は、“野々市じょんからまつり”として現在に受け継がれ、ほかにも虫送りや野菜みこし、獅子舞などの伝統行事、市の花木である椿にちなんだ“椿まつり”が開催されています。

伝統的な行事のほかにも、毎年秋にニューヨークから一流のジャズ奏者を迎えコンサートを行う“BIG APPLE in Nonoichi”には、市内のみならず、日本中からジャズファンが集まるなど、文化芸術活動の盛んなまちです。

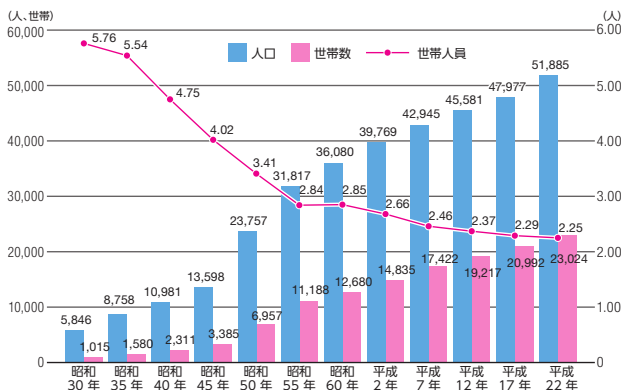
4 人口と世帯

平成22年に行われた国勢調査では、本市の人口は51,885人となりました。

人口については、昭和40年から昭和55年の15年間に約3倍になるなど急速な増加がみられ、世帯数についても23,024世帯を数え、本市の人口と世帯数は、昭和30年以降、増加し続けています。

1世帯当たりの世帯人員については、昭和45年から昭和55年にかけて減少しており、都市化に伴い核家族化が進んだことがうかがえ、その後も、年々世帯人員が減少傾向にあります。

県内他市町や本市と規模が似通った市町に比べて、年齢階層別に人口を見ると、15歳から



64歳までの生産年齢人口が多く、65歳以上の老年人口が少ない傾向にあります。また、0歳から14歳の年少人口のうち、特に10歳から14歳までの人口が少ない傾向にあります。

人口動態の大きな特徴としては、住民異動の激しさが挙げられ、毎年、転入・転出口がそれぞれ3,000人程度あり、地域コミュニティの維持や形成に大きな影響を与えています。

5 教育

市内には、工業系の金沢工業大学と生物資源環境系の石川県立大学、そして、生涯学習系の放送大学石川学習センターと3校の大学が立地しており、大学の持つ学術研究機能などを生かし、地域産業や生涯学習の振興など、さまざまな連携、協力を行うことにより、教育はもとより、地域産業の振興が図られています。

3校の大学のほか、幼稚園、小中学校や高等学校が市内にそろっており、学園都市としての色合いも濃く、児童生徒、学生など若者の多いまちでもあります。

6 産業

産業別就業人口の割合は、第1次、第2次産業が減少する一方、第3次産業が増加傾向にあります。

本市の特徴として、石川県中央部の都市圏に位置し、石川中央都市圏には県内人口の約6割が集まっていることから、小売業、サービス業の割合が高く、従業者数と年間商品販売額が、増加傾向を示しています。

農業は、経営耕地面積、農家数、農家人口ともに年々減少傾向にありますが、農林水産業者や団体にとって最高の栄誉とされる“農林水産祭 天皇杯受賞者（農産部門）”を2名輩出するなど都市近郊型農業を推進するまちであり、稲作だけでなく、野菜や果樹、花卉などの特産物を有しています。

市内には、乳製品、工作機械、豆腐製造機械などの製造企業が立地していますが、事業所数、従業者数、製造品出荷額などは近年減少傾向にあります。

土地区画整理事業地内や幹線道路沿道には、食料品、家電、日用品販売などの大型商業施設が集積し、コンビニエンスストアや金融機関などサービス施設が立地しています。また、市内各所には、人気のあるお洒落な飲食店や有名なカレー店、洋菓子店、和菓子店なども立地し、買物に便利なまちとなっています。

資料編

7 生活環境

市域全域が緩やかな勾配を有する平野となっており、土地区画整理事業の積極的な推進により計画的なまちづくりに努め、下水道、公園、道路などが整備された居住地に適した地域として市街地が拡大してきました。

歴史的な家屋が当時の趣を残す旧北国街道では、無電柱化を進めることで、落ち着いた街並みが形成されはじめています。

JR北陸本線や北陸鉄道石川線をはじめ、国道8号や157号、金沢外環状道路や県道などの幹線交通網が形成されており、さらにコミュニティバス“のっティ”が市内を運行する交通環境が整備されたまちです。

多くの都市公園があることで、季節の木々や花々が咲き、また、市南西部地域には田園が広がり、水生生物や昆虫が息づいているまちでもあります。

医療機関も多く、ほぼすべての診療科が市内に立地し、高齢者向けのグループホームや高齢者専用賃貸住宅、デイサービスセンターなど、高齢社会に対応する施設も数多く立地しています。保育園や幼稚園、児童館、放課後児童クラブなどには、幼児や児童が集まり、子育てのしやすい環境にあります。

8 地域活動

地域に密着した町内会が活発な活動を行っており、地域コミュニティを形成しています。また、市内各地では、児童の通学を見守る“見守り隊”が活躍しています。

交通安全協会や災害時に市民が地域における防災力となる自主防災組織など、地域が一体となった活動が行われています。

青少年を地域全体で守り育てる活動も盛んで、ののいちっ子を育てる市民会議による“小中学生に携帯電話を持たせない運動”の活動が全国的に評価されています。

さらに、市内の企業などでは、街路の清掃や除雪などを自主的に行う“アダプトプログラム”が活発であり、市民同士がつながるための核となる団体がいくつも育っています。

資料編

第 8-3 節

将来都市像実現のために

1 将来都市像実現のために

本市では、これまで行政改革大綱に基づき行政組織や事務事業の改革を進めてきました。

この基本構想では、本市の行政サービスに民間企業経営の考え方を取り入れ、顧客(市民)志向、成果志向の実現をめざし、より効果的、効率的に行政サービスを提供する新たな公共経営に取り組みます。

本市は、新たな公共経営の対象を次のように定義します。

本市の顧客は“野々市市民”です。

“市民”とは、本市に住む人たちだけではなく、本市に通勤や通学をされる方、企業、そして各種団体などです。

本市が市民に提供する商品は“住みたいまち”であり、また、市民は住民自治を担う主役です。

本市が行う行政サービスは、すべての市民が幸せに生活するために行われます。

本市が、これからも健全な発展を継続し続けるためには、地域の課題を市民と行政が共有し、“住みたいまち”という成果をめざして、真摯に取り組まなければなりません。

この計画は、すべての、また、それぞれの役割を担った市民と行政がめざすべきまちづくりの目標を示すものでありたいという願いを計画書という形に取りまとめたものです。

2 市民協働のまちづくり

本市がさらに住みよいまちづくりを進めるためには、本市が潜在的に持っている個性や魅力を再発見し、これらを最大限に発揮できるまちづくりをめざさなければなりません。

そのためには、私たち市民が、自分の住む地域に誇りと愛着を持って、まちづくりに取り組む必要があります。

少子高齢化や人口減少社会の到来、情報化社会の進展など社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、従来は家庭において対応されてきた保育や介護など私的活動であったものが公共サービスとして求められるようになってきています。

一方、近年では、地域において公共サービスを担ってきた町内会に加えて、企業やNPO、その他市民団体など公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた団体が、行政と相互に連携し、共に公共サービスの担い手となって、地域の力を創造しようとする意識が高まってきています。

一例として、地域コミュニティの重要性が見直され、町内会を主体とした自主防災組織の設置や子どもたちの登下校の見守り活動など、地域を挙げて課題を解決しようとする取り組みがはじめられています。

資料編

また、公共サービスには、行政が主体となって担うサービスばかりではなく、電気や電話、公共交通など企業が担う公共サービスも存在しており、今後、公共サービスの担い手は、ますます多様化していくものと思われます。

さらに、これまで高齢者、障害のある方、児童など対象者ごとに考えられていた福祉において、福祉本来の姿である分野を超えた包括的なものとして、地域社会全体で福祉を担う“地域福祉”という考え方も出てきています。

このように“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考えのもと、本市の特性を生かした個性豊かなまちづくりをめざすため、地域をよく知り、地域に愛着を持つ市民の力がまちづくりに欠かせなくなってきました。

このようなまちを実現するためには、

自助：自分の責任で自分自身が行うこと。

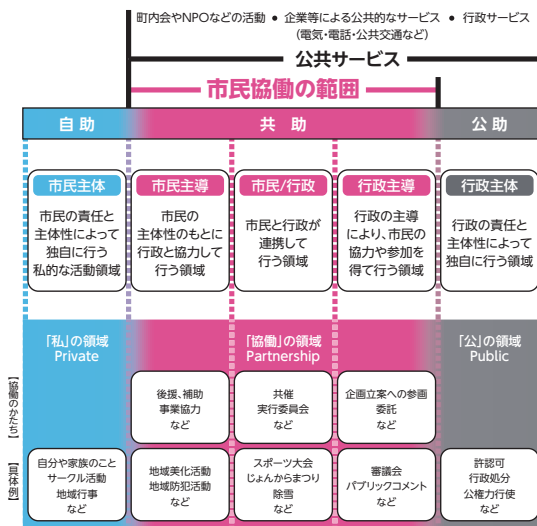
共助：自分だけでは解決したり、実施することが困難な事柄について、周囲や地域が協力して行うこと。

公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力だけでは解決できないことについて行政が行うこと。

という役割のもと、自分たちでできることは自分たちで、できないことはお互いに補い合うことを改めて認識することが大切になります。

そこに、市民と公共サービスを担うそれぞれの団体が、責任を持って適切な役割を分担する“市民協働”という考え方が生まれてきます。

自助・共助・公助と公共サービスの範囲の考え方



市民協働の社会は、市民、町内会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力することにより現れます。このためには、長年培われてきた行政主導體質の改善や見直しが必要であり、市民や団体、そして行政も意識改革が求められるとともに、市民協働の社会を実現するための核となる人材の育成も重要になります。

成熟化する社会において、公共サービスの担い手は行政だけではなくなっています。行政を中心とした公共サービスの限界を超えて、既存の団体や仕組みだけでは対応することが難しくなった公共サービスを提供するとともに、新しいニーズに対応していくためには、公共サービスのあり方を根本的に考え直すことが必要となります。

その一方で、地域で助け合うという生活文化が薄れつつある若年世代が地域の世帯構成の中心になってきていることや、市民の連帯感の希薄化などに伴い、担い手不足、地域活動の停滞などの問題も生じつつあります。

石川県内では、最も若いまちとして知られる本市においても、少子高齢化は着実に進展しています。

私たちは、今の段階、すなわちこの計画の計画期間中に、市民を中心とした自律^{つぐ}と連携に基き、ともに創^{つく}り、ともに育^{はぐく}む“市民協働のまちづくり”を実現しなければなりません。

3 広域での連携

本市では、廃棄物の処理や消防、斎場、公立病院の運営や下水道事業など広域的な視点から取り組むべき行政サービスについては、近隣市町と協力して取り組んでいます。

これからも、地域住民の生命と暮らしを守るため、近隣市町と相互に役割分担をして、これまで培ってきた信頼関係を重視し、連携と協力をしながらさまざまな課題に取り組んでいます。

資料編

第 8-4 節

市民の想い

この計画には、たくさんの方の想いが詰まっています。

この計画を策定するにあたっては“野々市らしさ”を再発見することをめざして、白紙の段階から市民参画による計画策定を実践してきました。

この計画を策定するにあたり、平成21年1月に実施しました意識調査では、市民をはじめ、本市出身の方、中学生、高校生、大学生から多くのご意見をいただき、参考とさせていただきます。

この計画を策定するにあたって設置した“策定審議会”や“作業部会”では、本市が本市らしくあり続けるための施策について、さまざまな貴重なご意見をいただきました。

この計画書に掲載させていただいた、いくつかの写真や絵画は、平成23年5月に開催した次期総合計画策定記念 絵画・写真展に、多くの方からご応募をいただいたものです。
(写真・絵画は野々市市第一次総合計画に掲載)

計画策定中に2回実施しましたパブリックコメントでも、多くのご意見やご提言をいただき、参考にさせていただきました。

より多くの市民の想いをこの計画に反映させるため、さまざまな市民参画の取り組みを行いました。

こうして、この計画は出来上がっています。

1 土地利用の方針

また、市街化区域内の低未利用地の有効活用を検討しつつ、将来の人口増加に見合う必要最低限の市街地拡大を図り、周辺優良農地と均衡がとれた秩序ある土地利用を推進します。

[illegible]

資料編

第 9 節

用語の解説

ア行

【アダプトプログラム】

「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃や除雪などの活動を行い、行政がこれを支援する仕組みです。

本市では平成14年度より、この制度を導入しています。

【i-BIRD】

いしかわ大学連携インキュベータの略称です。ライフサイエンス、医療、環境、食品などの分野の事業化をサポートする、起業家育成賃貸(インキュベーション)施設です。

【異業種交流】

新たな製品開発や事業展開を生み出すために、事業分野の違う企業や人が交流し、情報交換や共同研究をすることです。

【医療ケア】

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入(体外から消化管内に通したチューブを用いて栄養を投与)やたんの吸引などの医療行為のことです。

【インキュベーション】

設立して間もない新企業に、国や地方自治体などが経営技術・金銭・人材などを提供し、育成することです。

【ウォームビズ】

冬場、会社員や公務員などが暖房の設定を低めにして仕事ができるよう、重ね着をしたり膝掛けを用いたりすることです。

【NPO】

Non Profit Organization(民間非営利組織)の略語で、株式会社や有限会社と違い、営利を目的としない団体です。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人(特定非営利活動法人)」と呼ばれます。

本市内には、自然保護、国際協力、スポーツに関するNPO法人が拠点を置いています。

【温室効果ガス】

地球に温室効果をもたらすガスのことで、二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなどを指します。

本市では、庁舎をはじめとする公共施設全般の温室効果ガスの削減目標を設定した「第1次地球温暖化対策実行計画」を平成22年3月に策定し、地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に推進しています。

カ行

【介護予防】

介護が必要になることをできるだけ遅らせ、万が一、介護されるようになってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすることです。

【ガイダンス】

不慣れで事情のわからない者に対して、初歩的な説明をすることです。案内、手引き、また、そのための催しなどをいいます。

【街頭犯罪】

主に街頭で発生する犯罪、車上ねらい、自転車盗・自動車盗、路上強盗、スリ、ひったくり、落書きなどの総称です。

【外来種】

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物種のことです。

【核家族】

夫婦のみ、夫婦と子ども、男親または女親と子どもで構成される世帯のことです。

【ガバメントクラウドファンディング】

自治体がインターネット通じてプロジェクトなどの実行にあたって出資金を募ることです。

【環境浄化活動】

ピンクビラの撤去・有害図書の販売や少年にとって有害と思われる営業の自粛要請など、青少年に悪影響を及ぼす社会環境を改善するため、少年補導委員や地域の人々の理解と協力を得て行う活動のことです。

【環境負荷】

環境に与えるマイナスの影響のことです。

【かん養】

雨水の地下浸透と地表の水(雨や河川水)が帯水層(地下水が集まっている地層)に浸透し、地下水が供給されることです。

【危機管理意識】

大地震などの自然災害や不測の事態に迅速・的確に対処するための心がまえのことです。

【狭あい道路】

対面通行の場合は自動車同士のすれ違いができない、一方通行の場合は自動車の通行ができないほど道幅の狭い道路のことです。主に幅員4m未満の道路を指します。

【行政サービス】

公共サービスのうち、行政が担うサービスをいいます。

【協働】

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制のことです。

“市民協働”は、市民、町内会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、そして連携と協力することです。

【居住水準】

住民がゆとりある生活を営めるように、国の住宅建設五箇年計画などで定めている住宅の面積に関する水準のことです。

【クールビズ】

夏場、会社員や公務員などができるだけ涼しく仕事ができるように軽装になることで、併せて冷房の温度を高めに設定します。

【グリーンカーテン】

つる性の植物で建物を覆う壁面緑化のことです。一般の家庭や店舗、学校などでも見受けられるようになっています。

【グローバル化】

政治・経済・文化など、さまざまな側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われることです。

【経常収支比率】

人件費や扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す指標をいいます。この比率が低いほど、臨時的経費に使用できる一般財源が多く、財政構造が弾力化に富んでいるといえます。

【啓発】

人が気づかずにいるところを教え示して、より高い認識・理解に導くことです。

資料編

【権限委譲】

与えられた(業務)目標を達成するために、組織の構成員に自立的に行動する力を与えることです。

【権利擁護】

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある方に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。

【コーディネート】

各部を調整し、全体をまとめることです。

【広域幹線道路】

都市間などの長い距離や広い範囲を移動する広域的な交通を処理する道路(自動車専用道路、一般国道、主要地方道)の総称です。

本市では、国道8号、国道157号、主要地方道金沢小松線が、これに該当します。

【公益通報】

企業・団体などによる組織ぐるみの不正を、その組織内部から告発することです。

【公共サービス】

市民が日常生活や社会生活を円滑に営むために必要な、基本的な需要を満たすもの、人間の尊厳を守るためのセーフティネットをいいます。

【合計特殊出生率】

15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のことです。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表します。

本市の合計特殊出生率は、1.52(平成15年～19年値)から1.69(平成20年～24年値)に増加しています(厚生労働省:人口動態保健所・市区町村別統計より)。

【広聴】

地方公共団体が地域住民の意見、要望などを直接聞き、計画策定や行政運営にそれを反映させることです。本市では、パブリックコメントや、市政ふれあいミーティングなどを行っています。

【高度情報化】

政治、文化、教育、日常生活などさまざまな場面に情報通信技術が浸透し、大きな変化をもたらすことです。

【高付加価値知的産業】

高等教育機関や研究機関等の持つ知的資源を活用して価値を高めた知的産業のことです。ここでは、医療・介護、環境・エネルギー、ICT、ロボット等の産業分野を想定しています。

【コミュニティバス】

市民の移動手段を確保するために市内を運行する路線バスで、本市では“のっティ”がこれに該当します。

【コミュニティラジオ】

市区町村などの行政区内の一部の地域(隣接地域を含む場合あり)を放送対象地域とするラジオ放送のことです。

本市には、金沢工業大学が中心となって設立されたコミュニティFM局「えふえむ・エヌ・ワン」があります。

【コンプライアンス】

法令遵守のことです。特に、企業や自治体が経営や活動を行ううえで、法令や各種規則などのルール、さらには社会的規範などを守ることを指します。

【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】

高齢者も安心して暮らすことができるような公共事業の充実を図り、コンパクトなまちづくりを行うことです。

サ行

【災害廃棄物】

地震や洪水などの災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことです。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずなどが該当します。

【財政調整基金】

地方自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための資金のことです。

【在宅サービス】

住み慣れた地域で生活しながら受けられる介護サービスのことです。デイサービス(日帰り介護、または通所介護)、ショートステイ(短期入所生活介護)、ホームヘルプサービス(訪問介護)が3本柱といわれています。この他に、かかりつけ医師の指示で行う訪問看護、医療機関に通ってリハビリを行うデイケア、特定のグループホームや有料老人ホームにおける介護などがあり、いずれも介護保険の給付対象になる居宅サービスに含まれます。

【里親制度】

アダプトプログラムのことです。ここでは、道路や公園、河川、公共施設などを地域の住民・団体が清掃・管理などをする取り決めを行う際に「道路里親」「公園里親」などとして道路や公園の「里親」になっていただく制度をいいます。

【産学官】

産業(民間企業)、学校(教育・研究機関)、官公庁(国・地方自治体)の三者を指します。本市では、産学官連携事業(産=市内酒造会社、学=石川県立大学、官=野々市市)により、純米吟醸酒「ichi椿」がつけられるなどの取り組みを行っています。

【3校の大学】

市内には、工業系の金沢工業大学、生物資源環境系の石川県立大学、生涯学習系の放送大学石川学習センターの3校の大学が立地しています。

【事業承継】

自身が行っていた事業を後継者に引き継ぐことです。

【自主防災組織】

自主的な防災活動を実施することを目的とし、町内会などの地域住民を単位として組織された任意団体を指します。

【実質公債費比率】

一般会計などが負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率をいいます。

【地場農産物】

地域(地元)で生産された穀類・野菜・果物・茶・畜産物などのことです。本市には、キウイフルーツやカブ、ヤーコンなどがあります。

【市民活動団体】

市民が自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活と地域コミュニティへの貢献を目的に、自発的に活動を行う団体のことです。

【市民参画】

地域政策の計画立案、意思決定において、市民と行政との意見交換、合意形成を行うことです。

【市民ニーズ】

市民が有している要求、需要のことです。

【市民農園】

一般的に、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとして自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童や生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

資料編

【事務事業】

施策を実現させるための具体的な手段です。

【事務分掌】

組織や課の中でどの様に仕事を分担しているか、どんな仕事をしているか、という仕事の範囲・内容を説明したものです。

【集約型都市構造】

都市圏内の一定の地域を集約拠点(都市機能の集積を促進する拠点)として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通網で有機的に連携させる都市構造です。

【循環型社会】

大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会のことです。

【ショートステイ】

児童や障害のある方、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張などのため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減などを図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのことです。

【生涯学習】

学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくことです。

【少子高齢化】

出生数が減少する「少子化」と65歳以上の老年人口が増大する「高齢化」が同時に進行している状況のことです。

【情報格差】

対象間における放送・通信の情報量に差があることです。また、情報技術を使いこなせる者(地域)と使いこなせない者(地域)の間に生じる格差のことです。

【将来負担比率】

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいいます。

【初期医療】

患者の初期の診療や日頃の健康管理などを担うことです。

【食育】

心身の健康の基本となる「食」に関する教育を行うことです。さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するための能力を育てようとするものです。

【自律】

自分で自分の行為を規制することです。外部からの制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動することをいいます。

【自立】

他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てることです。

【人権侵害】

憲法に保障する基本的人権を侵犯することです。

【人権擁護委員】

昭和24(1949)年制定の人権擁護委員法に基づき、国民の基本的人権の侵犯を監視・救済し、人権思想の普及・高揚に努める委員のことです。

【人的資源】

優れた研究員、よく教育・訓練された従業員、円滑に運営されている人的組織などを、他の物的資源と同じように資源のひとつとしてとらえていう言葉です。

【スケールメリット】

同種のもが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点のことです。特に経済では、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上します。

【生活習慣病】

糖尿病や高血圧など、生活習慣が原因で発症すると考えられている病気の総称です。

【政策】

市がめざすべきまちづくりの方向や目的を示すものです。

【生物多様性】

生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在することをいいます。

【施策】

政策を実現するための方策です。

【相互扶助】

互いに助け合うことです。

夕行

【多重債務】

複数の消費者金融や信販会社などから借り入れることです。特に、すでにある借金の返済のために別の業者からさらに借り入れ、借金が増え続ける状態をいいます。

【団塊の世代】

第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代で、具体的には1947年から1949年頃に生まれた世代のことです。

【男女共同参画】

女性と男性が、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して社会に参加するという考えのことです。

【地域コミュニティ】

住みよい地域社会の構築を共通の目的として、そこに暮らす地域住民が自主的、主体的に参加して構成された集まりをいいます。

【地産地消】

「地元生産・地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味です。市立小学校と中学校の給食は、本市や石川県産の食材も使って作られています。

【知的資源】

人材、情報、技術、組織力、ネットワーク、ブランドなどの目に見えない資産のことです。大学が保有する本(図書館)、講義、論文、データベースなどのことも指します。

【知的産業】

医療・介護、環境・エネルギー、ICT、ロボット産業など、先進的な知識を基に構築され、次代をけん引すると考えられる産業のことを指します。

【地方分権】

中央集権を排し、統治権力を地方に分散させることです。日本国憲法は地方自治を保障し、地方分権主義を採っています。

【中核農家】

農林水産省の定義では、「16歳以上60歳未満の男子で、年間自家農業従事日数が150日以上者のいる農家で、市場メカニズムを重視して、市場競争に耐えられるよう、高い生産性と農業所得を実現できる農業経営体のこと」とされています。

資料編

【超高齢社会】

高齢化率(総人口に占める65歳以上高齢者の割合)が21%を超えた社会のことです。これに対して、「高齢化社会」は高齢化率が7%を超えた社会、「高齢社会」は高齢化率が14%を超えた社会をいいます。

本市の高齢化率は、平成27年国勢調査結果では、18.74%で、高齢社会にあたります。

【通過交通】

ある地域を車や徒歩などで通る際、ただ通過するだけで直接その地域に用事のない交通のことです。

【締結】

条約・協定・契約などを結ぶことです。

【低炭素社会】

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業や生活システムを構築した社会のことです。

【電子自治体】

情報通信技術を利用して、さまざまな事務手続きを効率化し、市民の利便性向上を図った地方自治体のことです。

【特定健康診査】

医療保険者が、40～74歳の加入者を対象として実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査のことです。

【特定保健指導】

特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対し、生活習慣改善に向けて、保健師や管理栄養士などが行う指導のことです。

【特別支援教育】

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導と必要な支援を行うことをいいます。

【都市近郊型農業】

消費地(都市)との近さを生かして、都市の近郊で行われる農業のことで、一般的に野菜・花卉・植木などの品目があります。

【都市計画道路】

都市の骨格を形成するとともに、都市の交通体系の根幹となる道路であり、将来の都市の発展状況や交通需要などに対応するよう、都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められます。

本市の都市計画道路は41路線、総延長52,530mを都市計画決定しており、主に土地区画整理事業と併せて整備が進められました。

【土地区画整理事業】

道路や宅地が不足していたり、宅地の形状が不整形で土地利用上好ましくない場所を、道路、公園、河川などの公共施設の整備と同時に個々の宅地まで含めて整備する総合的なまちづくりの方法です。

本市では、昭和40年代後半から急速な人口増加と並行して土地区画整理事業が多く施行され、これまでに事業を完了あるいは実施中の地区は31地区で、その総面積は約590haです。

【ドメスティックバイオレンス】

家庭内における暴力行為のことです。夫婦間や恋人など近い関係にある者への暴力を指し、身体的な暴力行為のほか、精神的・性的な暴力も含まれます。DVと略される場合もあります。

ナ行

【ニュースポーツ】

競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称です。本市では、「さわやかスポーツフェスティバル」や「ニュースポーツ体験会」などを通じて普及に努めています。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者(法人を含む)のことです。

【ネウボラ】

元は、フィンランドの子育て支援制度で、直訳すると「アドバイスの場」となります。妊娠、出産、子育てへの「切れ目ないサポート」を提供する総合的な支援サービスのことを指します。

八行

【パブリックコメント】

行政が政策や計画などを立案するにあたり、募集する市民からの意見そのものを指し、または、市民からの意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度のことです。

本市では、平成21年に「パブリックコメント実施要綱」を制定し、基本的な施策の策定や条例などの制定・改廃を行う際に、事前に策定案などをホームページなどで公表し、広くご意見をお聴きし、いただいたご意見を考慮して意思決定を行っています。

【バリアフリー】

障害のある人や高齢者を含むすべての人が、あらゆる分野の活動に平等に参加するうえで、さまざまな障害が取り除かれ、安全で快適な生活を送ることができるようにすることをいいます。

【PFI制度】

Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略語で、これまで国や地方公共団体などが担ってきた公共施設などの設計・建設・維持管理・運営などに民間の資金、経営能力や技術的能力を活用することにより、質の高い公共サービスを提供し、効率のかつ効果的に社会資本を整備するための事業手法です。

【非正規労働者】

雇用者のうち正規雇用でない者、正社員以外の就業形態をとる者をいいます。一般に契約社員、嘱託社員、派遣労働者、パートタイム労働者、アルバイトなどが該当します。

【ヒト・モノ・コト】

ヒトとは、利用者や担い手等のそこに集う人々のことです。モノとは、目に見える生産物、サービス、商品等の形ある物のことです。コトとは、目に見えない、成果や活動そのものの価値のことです。

【避難行動要支援者】

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のことです。高齢者をはじめ、乳幼児、妊婦などが挙げられます。

【ファミリーサポート事業】

乳幼児や小学生など児童を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。本市では、平成18年からファミリーサポートセンター(子育て支援センター菅原内)で実施しています。

【文化遺産】

将来の世代へと伝承していくべき価値のある文化・文化財のことです。

本市は、御経塚遺跡、末松廃寺跡、喜多家住宅などの国指定文化財をはじめ、野々市じょんから節などの市指定民俗文化財などを、数多く有しています。

【PETがん検診】

Positron Emission Tomography(陽電子放射断層撮影装置検査)の略語で、がんの早期発見や再発の有無の診断に極めて有用な検査方法です。

本市の公立病院である公立松任石川中央病院PETセンターで実施しています。

資料編

【ホームページ】

一般的にウェブページ(インターネット上で公開されている文書)やウェブサイト(複数のウェブページの集まり)全体を指す意味として用いられます。

【放課後児童クラブ】

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を指します。

【ホストファミリー】

ホームステイの留学生などを受け入れ、お世話をする家族のことです。

マ行

【まちづくり基本条例】

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例のことで、「自治体の憲法」とも言われています。

【水引神人】

寺社の堂の前に横に張られた細長い幕を水引幕といい、この幕を白山に奉納することによって、藍染めの製造や販売の特権を得ていた紺掻(藍染めの職人)をいいます。

【無形文化財】

演劇・音楽・工芸技術その他の日本の無形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いものです。

本市では、「野々市じょんから節」が市指定の民俗文化財として昭和42年に指定されています。

【モータリゼーション】

自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象のことです。

本市では、平成26年3月31日時点の乗用車は31,332台であり、1世帯あたり約1.4台を保有しています。(22,071世帯:住民基本台帳、平成26年3月31日)

ヤ行

【有効求人倍率】

公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合のことです。

【ユニバーサルデザイン】

人種、性別、年齢、身体的特徴などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインするという考え方のことです。

【ユビキタスネットワーク社会】

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながることで、さまざまなサービスが提供される社会のことです。

【要保護児童】

児童福祉法の対象になる児童・生徒のことです。

ラ行

【ライフスタイル】

生活の様式・営み方、また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことです。

【連携中核都市圏】

近隣の自治体が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、活力ある社会経済を維持するための圏域を形成することです。

本市は、金沢市、白山市、かほく市、津幡町、内灘町、野々市市の4市2町による石川中央都市圏に加入しています。

ワ行

【ワークライフバランス】

仕事と家庭生活の調和をいいます。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方です。

本市では、石川県の「ワークライフバランス企業知事表彰」を受賞した民間企業があるなど、官民共に取り組みが進んでいます。

野々市市第一次総合計画【中間見直し】

～ともに創^{つく}る ともに育^{はぐ}む～

発 行 平成29(2017)年3月

発行者 野々市市

企画・編集 企画振興部企画課

制作協力 特定非営利活動法人SCOP

マンガ・イラスト 新矢伸子

の の い ち し
野々市市 2012»2021
第一次総合計画【中間見直し】